

第二次市川市環境基本計画

～ 未来を拓く、魅力ある快適な環境の創造に向けて ～



平成 24 年 3 月

市川市

はじめに



本市では、平成12年2月に第一次市川市環境基本計画を策定し、循環、共生、協働、地球温暖化問題への取り組みという基本理念のもと、持続可能な社会の構築に向け、これまでに各施策を実施してきました。

その間、本市の環境施策は、大気や河川の環境改善、ごみ排出量の削減など、いわゆる都市生活型の環境問題については一定の進展が図られました。その一方で、地球規模で進行する温暖化への対応や生物多様性の保全については、更なる取り組みが必要となっています。

こうしたなか、昨年の東京電力福島第一原子力発電所の事故により引き起こされた放射性物質の拡散、並びに電力需給の逼迫は、環境に対する私たちの意識の変化を促すこととなりました。

また、少子高齢化の進展による労働力人口の減少と社会保障費の増加、景気の低迷に伴う税収の減少などを踏まえ、行政においてはなお一層の効率性や実効性の確保が必要となってきており、それは環境施策においても同様であります。

そこで本市では、市民、市民団体(NPO等)、事業者、行政が積極的に協働することで、地域環境はもとより、地球環境の保全に資する取り組みを推進していきます。そしてこれらの取り組みを通して、快適な環境の創造を図り、人の健康の維持増進や生態系への負荷低減などに繋げてまいります。

さらに、地域経済の発展、そして地域やコミュニティの活性化にも繋がる環境施策を推進することで、「住み続けたい街」「住んでみたい街」となるよう、本市の魅力を高めていきます。

このたび策定しました第二次市川市環境基本計画では、基本目標を「みんなで築く身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」と掲げ、自然、地球、生活、資源、協働の五つの基本理念のもと、人と自然が共生する活力あふれる社会を目指してまいります。今後も、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、市川市環境審議会並びに第6期市川市環境市民会議の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

平成24年3月

市川市長 大久保 博

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
(1) 市川市の環境行政のあゆみ	1
(2) 第二次市川市環境基本計画の策定	1
第2節 計画策定の目的	3
第3節 計画の位置づけ	4
第4節 対象とする環境の範囲	5
第5節 計画の期間	5
第6節 計画の主体と役割	6
(1) 市民の役割	6
(2) 事業者の役割	6
(3) 市の役割	6
第2章 環境の現状と課題	7
第1節 市川市の概況	7
(1) 位置	7
(2) 地勢	8
(3) 気候	9
(4) 人口	10
(5) 土地利用	11
(6) 産業	12
(7) 交通	13
第2節 環境の現状と課題	14
(1) 自然環境	14
(2) 地球環境	16
(3) 生活環境	18
(4) 資源循環・廃棄物	22
第3節 第二次環境基本計画に向けて	24
(1) 環境行政に関する時代要請	24
(2) 市民意向	25
(3) 第二次環境基本計画の策定指針	26
第3章 計画の目指すべき方向	27
第1節 基本目標	27
(1) 基本目標（市川市の将来環境像）	27
(2) 市川市環境基本条例の基本理念	28
(3) 市川市総合計画の将来都市像とまちづくりの基本目標	29
第2節 基本理念	30
第3節 計画の体系	32

第4章 施策の分野と方向	33
第1節 自然が息づくまち	33
(1) 自然環境の保全再生	34
(2) 自然とのふれあいづくり	35
第2節 地球にやさしいまち	37
(1) 地球温暖化への対策	38
(2) その他の地球環境の保全	40
第3節 健やかに暮らせるまち	41
(1) 生活環境の保全	42
第4節 資源を大切にすまち	45
(1) 3Rの推進	47
(2) 廃棄物の適正処理の推進	48
第5節 環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち	49
(1) 環境学習の推進	50
(2) 環境活動への参加の促進	51
第5章 計画の推進	53
第1節 計画の周知	53
第2節 推進体制の整備	54
(1) 市川市環境調整会議	54
(2) 市川市環境審議会	54
(3) 市川市環境市民会議	54
(4) 地域協議会	54
(5) 広域的連携	54
第3節 進行管理	56
(1) 進行管理	56
(2) 点検と指標	57
(3) 計画の見直し	60

【資料編】

資料1 環境基本条例	資料 1
資料2 市民提案報告書	資料 5
資料3 市川市環境審議会答申	資料 10
資料4 東京電力福島第一原発事故を踏まえた放射線対策について	資料 17
資料5 環境施策のふりかえり	資料 19
資料6 環境基準	資料 44
資料7 市川市総合計画との整合	資料 51
資料8 計画策定の経緯	資料 53
資料9 用語解説	資料 55

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

(1) 市川市の環境行政のあゆみ

我が国の環境行政は、昭和30年代からの高度経済成長期における「産業型公害」から、自動車排出ガス等による大気汚染や生活排水による水質汚濁、ごみ問題など、生活に起因した「都市生活型環境問題」への対応を経て、国境を越えたグローバルな広がりや解決に長い年月を要する「地球環境問題」への対応が求められるようになりました。

このため、従来の公害対策基本法に代わる新たな枠組みとして、環境基本法が平成5年11月に制定されました。この法律で、環境施策の新たな基本理念と環境保全に関する基本的事項が定められるとともに、国、地方自治体、事業者及び国民のそれぞれの責務が規定されました。

そこで、市川市では平成6年3月に「いちかわ環境プラン」を策定し、快適環境の創造を目指した施策を展開してきました。

また、平成10年7月には、自然との共生に配慮し、資源循環型の快適な環境を実現していくために、「市川市環境基本条例」（平成10年条例第30号）を制定しました。

さらに、平成12年2月には、いちかわ環境プランを社会情勢に沿った視点で見直し、市川市環境基本条例に基づいて、「市川市環境基本計画」を策定し、春木川の水質汚濁、行徳地区の残土など地域の環境問題から地球環境問題まで対応してきました。なお、この計画を以下では「第一次市川市環境基本計画」と記述します。

(2) 第二次市川市環境基本計画の策定

第一次市川市環境基本計画の期間終了に伴い、この計画の検証を踏まえ、時代からの要請への対応が必要であること、環境施策のなお一層の総合的な推進が求められるようになってきたことなどから、今回、「第二次市川市環境基本計画」（以下、「本計画」と記述。）を策定することとしました。

なお、本計画の策定に当たっては、第6期市川市環境市民会議から提出された「市民提案報告書」の内容を取り入れています。（資料編参照）

表1-1 市川市の環境施策に関する各計画の概要

	いちかわ環境プラン	第一次市川市環境基本計画	第二次市川市環境基本計画
性格	より積極的に快適環境を創造していくための行政指針	長期的視野に立って環境問題に取り組んでいくための環境政策の大綱	
策定期間	平成6年3月	平成12年2月	平成24年3月
基本目標	—————	自然が息づく文化都市市川を未来に引き継いでいくために	みんなで築く身近に自然を感じる文化のまちいちかわ
コンセプト	快適環境の創造	持続的に発展が可能な社会を目指して、自然や地球環境にできるだけ悪影響を与えないように、「循環型」のライフスタイルや事業活動を目指す	市民協働、実効性、環境施策の総合的な推進の強化を図り、人と自然が共生する活力あふれる社会を目指す



第2節 計画策定の目的

本計画は、市川市環境基本条例第9条（表1-2）に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

表1-2 市川市環境基本条例第9条（環境基本計画）

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市川市環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

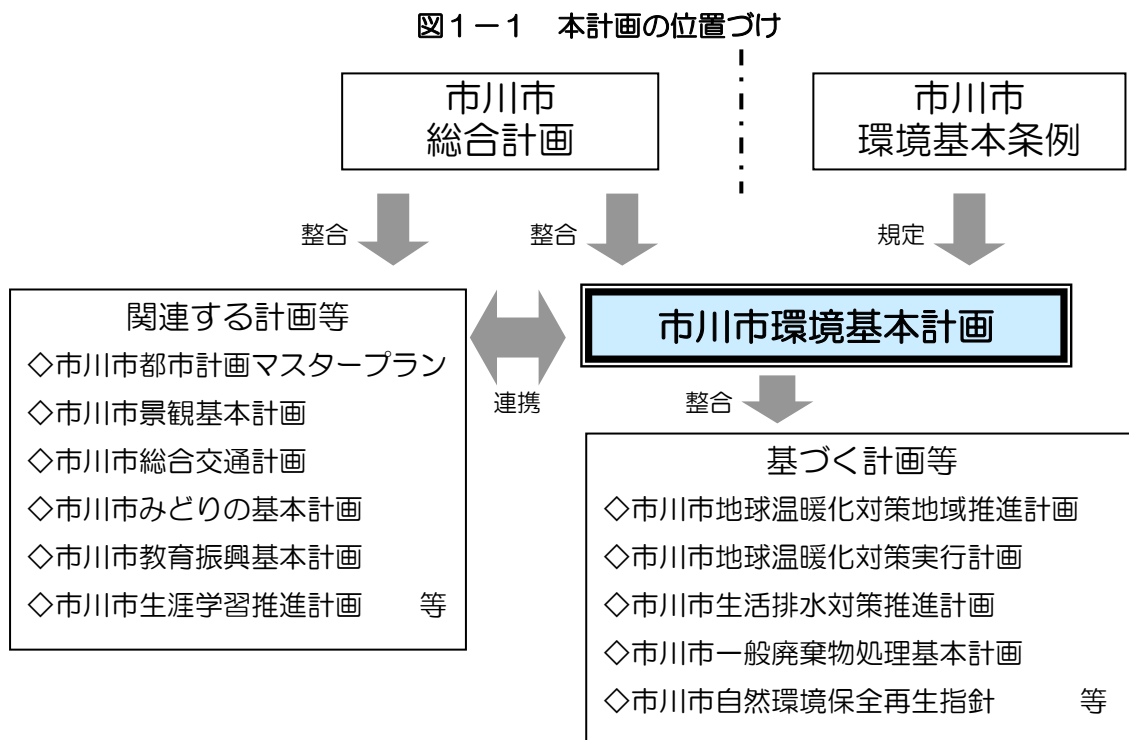


第3節 計画の位置づけ

本計画は、市川市環境基本条例に基づく計画（図1-1）であり、市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的視野に立って環境問題に取り組んでいく環境政策の大綱となるものです。

また、市川市総合計画の将来都市像『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』を環境面から推進するとともに、各分野を環境の視点で横断的につなげる役割も併せ持ちます。そのため、市川市総合計画との整合を図るとともに、都市計画マスタープランなどの関連する計画等とも連携するものとしています。市川市総合計画との整合については、資料編を参照ください。

なお、本計画は、国・県の環境基本計画の内容を踏まえたものとなっています。



第4節 対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次に掲げる4つの分野を対象とします。

表1-3 対象とする環境の範囲

分野	対象となるもの
自然環境	◇動物、植物、河川、山林、緑地、水辺 など
地球環境	◇地球温暖化、再生可能エネルギー、オゾン層破壊、酸性雨 など
生活環境	◇大気、水質、地盤沈下、土壌、騒音、振動、悪臭 など
資源循環・廃棄物	◇資源、廃棄物 など

第5節 計画の期間

本計画の期間は、21世紀半ばの国内外の環境状況を展望しつつ、平成23年度から平成32年度までの10カ年とします。

第6節 計画の主体と役割

本計画の目的である環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためには、多様な施策を市民・事業者・市が役割分担の下、それぞれの立場から特質を生かし、かつ協働して日常的・継続的に取り組む必要があります。

各主体の役割について、基本的な考え方を示します。

(1)市民の役割

市民は、自らの生活に伴う環境への負荷の低減に取り組みます。

また、環境の保全及び創造に関して積極的に行動するとともに、市が実施する施策に協力します。

自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁、資源・エネルギーの消費、ごみの排出など、市民の日常生活は環境に影響を与えています。市民一人ひとりが環境問題への取り組みを意識し、自主的に行動することが求められています。

また、市政への関心を高め、環境行政においても市民活動団体（ボランティア団体やNPOなど）が公共の役割の一翼を担っていくことが期待されています。

(2)事業者の役割

事業者は、環境法令等を遵守するとともに、生物多様性に配慮した事業活動に努めます。

また、製品の使用や廃棄などによる環境の負荷の低減に取り組むとともに、再生資源の利用に努めます。

さらに、環境の保全及び創造に関して積極的に行動するとともに、市が実施する施策に協力します。

事業者の活動は、市民の場合と比較して、環境に与える影響が大きく、また、各種の組織を保持し、さらに環境の保全及び創造を進めるための物的・人的資源を有することから、応分の役割を担うことが求められています。

(3)市の役割

市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、環境の保全及び創造を推進するために、市民・事業者と協力するとともに、国や他の地方自治体との連携を図ります。

市は、市民・事業者と協働して環境の保全及び創造に取り組むとともに、事業者としても、率先して環境に配慮します。

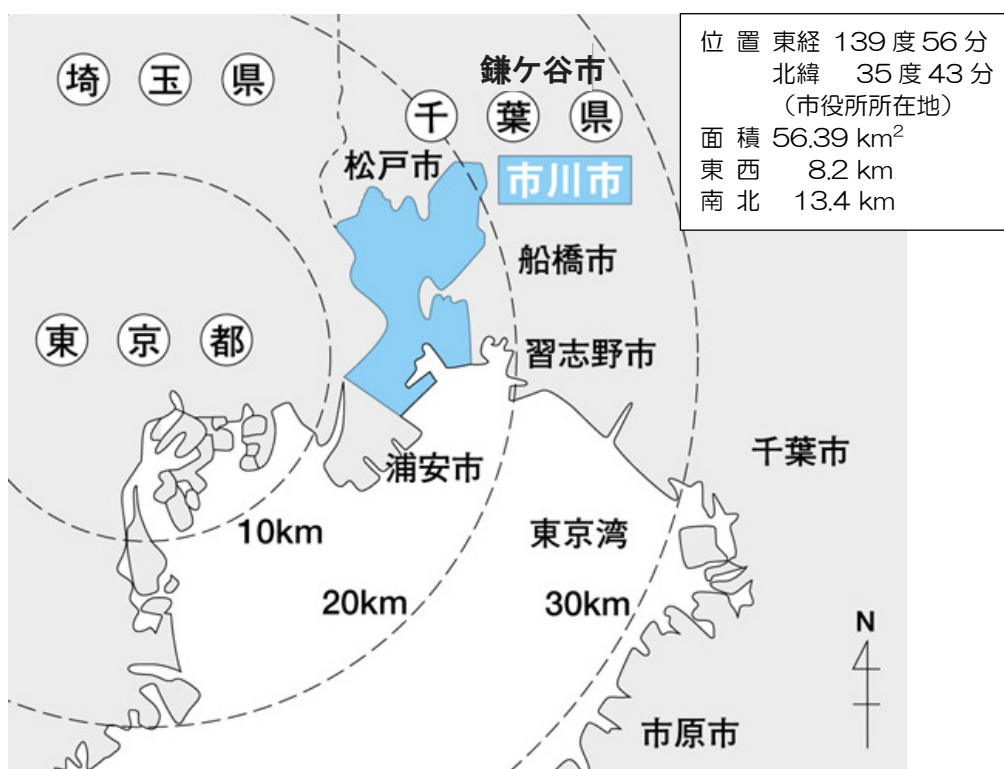
第2章 環境の現状と課題

第1節 市川市の概況

(1)位置

市川市は、千葉県の北西部に位置し、西は江戸川を隔てて東京都（江戸川区、葛飾区）に相對し、東は船橋市、鎌ヶ谷市、北は松戸市、南は浦安市に接して東京湾に臨んでおり、都心から約20kmの圏内にあり（図2-1）、良好な郊外住宅都市として発展しています。

市域の総面積は 56.39km²、東西の距離は 8.2km、南北の距離は 13.4kmとなっています。



資料：市川市ホームページ

(2) 地勢

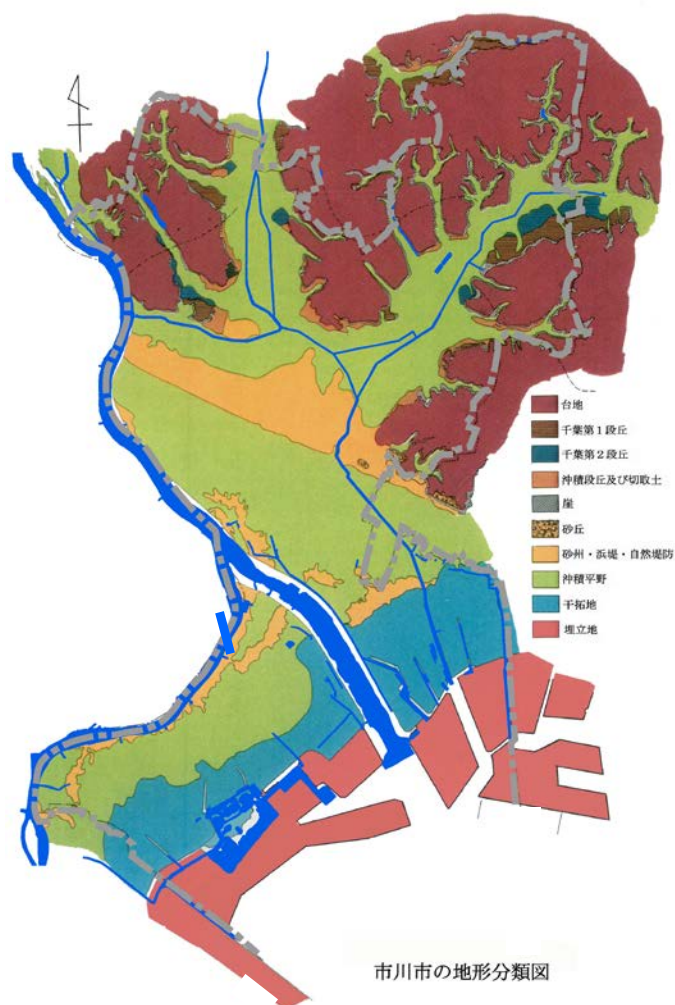
本市の地形は、北部から南部に向かってやや傾斜していますが、おおむね標高 2～3mの平坦地が多くなっています（図2-2）。

北部一帯は標高 20m程度のなだらかな台地となっており、大きく3つに分けることができます。これらの台地の間を国分川と大柏川が流れています。

台地の南には沖積層からなる標高5m以下の低地が広がり、平坦地となっています。市の中央部の地域は、周辺の地域よりも2～4m程度の小高い砂地になっており、「市川砂州」と呼ばれています。

市の中央部から南部に広がる低地は約 1000 年前に陸化してできた平坦な地形であり、東京湾に面している地域は昭和 30 年代後半以降に大規模な海面埋立により造成された土地です。

図 2-2 市川市の地形分類図



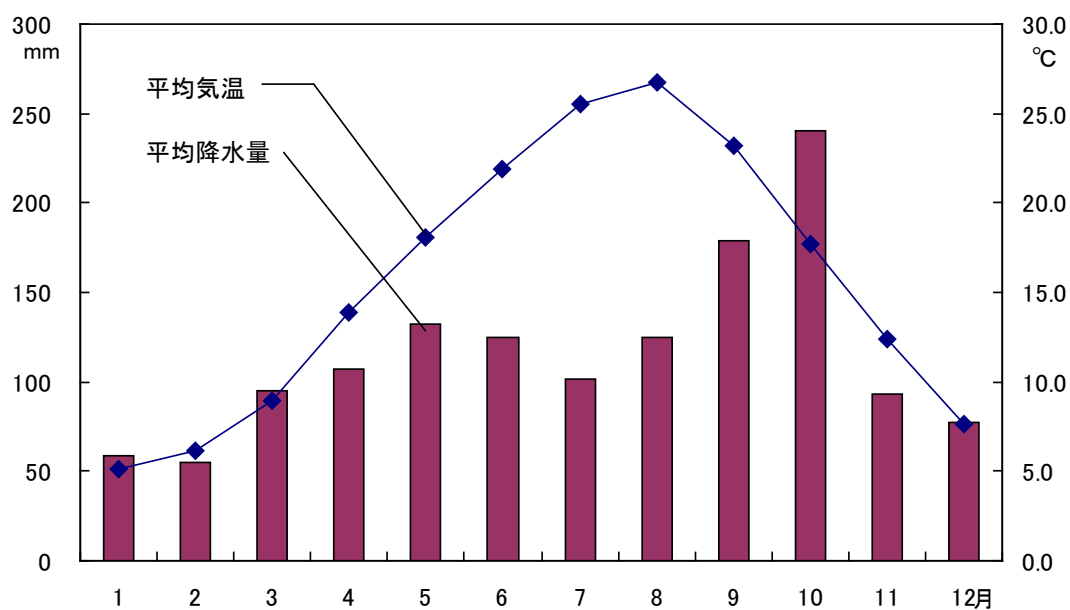
資料：市川市自然環境保全再生指針

(3) 気候

本市の過去 10 年間（平成 13 年から平成 22 年まで）の年間平均気温は 15.6℃、月別の最低平均気温は 1 月の 5.1℃、最高平均気温は 8 月の 26.7℃であり、おおむね温暖な気候です（図 2-3）。

また、年間平均降水量は 1,390mm で秋季に多く、冬季に少ない傾向になっています。

図 2-3 市川市の過去 10 年間の平均気温・降水量



資料：市川市統計年鑑

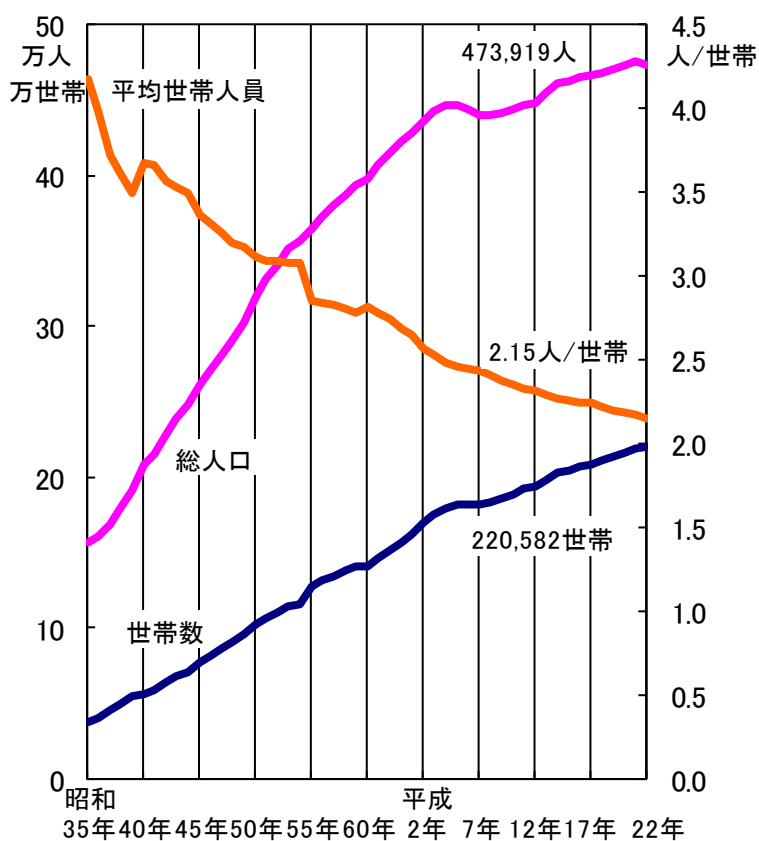
(4)人口

本市は都心に近く、通勤に便が良いことなど、住宅衛星都市としての条件に適しているため、昭和30年代後半から人口が急増しましたが、その後に鈍化し、近年はほぼ横ばいの状況にあります。

本市の平成22年10月1日の人口は473,919人、世帯数220,582世帯、人口密度8,404人/km²となっています（図2-4）。人口については、前年からやや減少しています。

将来予測においては、平成32年の推定人口は472,000人余りと見込まれています。

図2-4 市川市の人口の推移



資料：市川市統計年鑑

(5) 土地利用

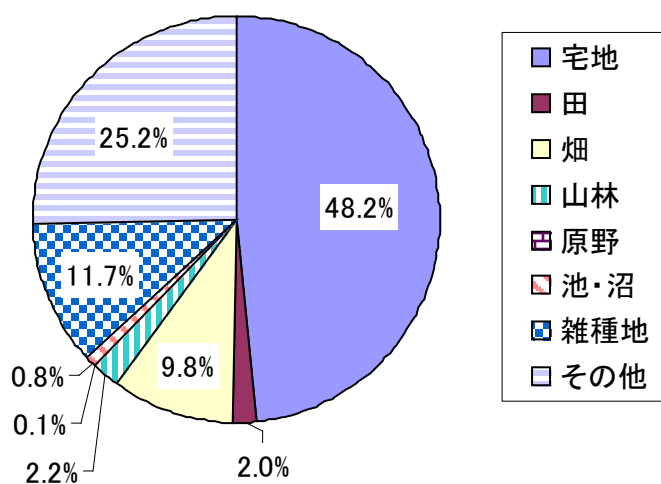
本市の総面積のうち、宅地が市域の 48.2%と多くを占め、一方、田が 2.0%、山林が 2.2%と少なくなっています（図 2-5）。これは昭和 40 年代以降の急速な都市化で田園や山林などが次第に減少したためです。

北部は比較的田畑の割合が多く、まとまった農地を有した地域となっています。また、大学や病院などの公益施設の集積も見られるとともに、一部は風致地区に指定されています。

中部は宅地、商業地、工業地の割合が多く、都市化が進んだ市街地となっています。JR 総武線の駅に近く、商業の集積も見られるため、工業地では共同住宅等への土地利用の転換が見受けられます。

南部は計画的に整備された住宅地、埋立事業による工業地、行徳近郊緑地などの特別緑地保全地区などが存在する地域となっています。一方、寺社や歴史的な建築物などの街並みも残されています。

図 2-5 市川市の地目別面積構成比 平成 22 年 1 月 1 日現在



資料：市川市統計年鑑

(6) 産業

本市の平成 18 年 10 月 1 日の事業所数は 12,127 事業所で、減少傾向にあります。

産業分類別事業所構成比を見ると、卸・小売業が 27.2%を占め、飲食店・宿泊業が 15.0%、不動産業 10.7%となっています（図 2-6）。

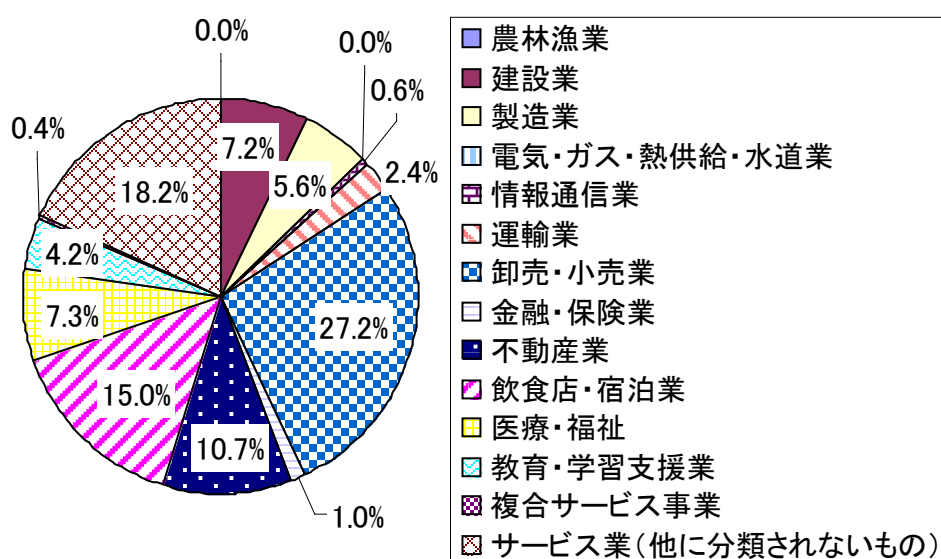
工業は、南部の埋立地に鉄鋼や金属製品といった工業地帯が立地し、内陸部には衣服や食料品などの軽工業を中心とした工場が立地しています。

商業は、経営規模の小さい店舗がほとんどですが、市川駅、本八幡駅、行徳駅、妙典駅、鬼高地区に比較的規模の大きな商業集積が見られます。

農業は、優れた品質を誇るナシ栽培を始め、施設野菜、花き園芸など生産性・収益性の高い都市農業が行われています。

水産業は、ノリ、アサリなど浅海養殖漁業を中心とした東京湾内の漁業が行われています。また、「江戸前」ブランドのスズキ、カレイなども水揚げされています。

図 2-6 市川市の産業分類別事業所構成比 平成 18 年 10 月 1 日現在



資料：市川市統計年鑑

(7) 交通

本市は東京都に隣接し、千葉県との玄関口であることから、東西に走る国道14号（千葉街道、京葉道路を含む）を主軸とし、南北に放射状の道路網を構成しています（図2-7）。都市計画道路の整備率は行徳地域で約96%ですが、江戸川放水路以北の地域では約28%と低くなっており、道路渋滞の解消が課題となっています。

現在、東京外郭環状道路や都市計画道路3・4・18号等の整備が進められており、今後は南北方向における交通の円滑化、都市機能の向上が期待されています。

一方、鉄道は、東日本旅客鉄道、京成電鉄、東京地下鉄、東京都交通局、北総鉄道の5社7路線が整備されています。バス網としては、京成バス、京成トランジットバス、京成タウンバス、東京ベイシティ交通の路線バスが運行されており、通勤・通学等の交通手段として大きな役割を果たしています。また、交通不便地域の解消のため、市ではコミュニティバスの運行を平成17年10月から開始しています。

図2-7 市川市の主要交通機関



第2節 環境の現状と課題

(1) 自然環境

ア 現状

昭和 30 年代後半からの急激な人口増加に伴い、多くの山林や農地の宅地化が進みました。しかし、関係者などの努力により北部の台地周辺に山林が残され、優れた景観を形成しています。このほか、梨畑を中心とした農地や屋敷林、市街地に残るクロマツなどにより、身近に緑を楽しむことができます。南部では、野鳥観察舎を中心とした区域が行徳近郊緑地特別保全地区に指定され、まとまった緑が存在する地域となっています。

しかし、都市化に伴い多くの山林や農地が失われた結果、樹林地の分断・孤立化などが起こり、自然環境のつながりが薄れ、地域の生物多様性が低下しています。

(ア) 山林

里見公園周辺を中心に北部台地の縁に斜面林が残され、平地林は柏井青少年の森周辺などの一部に残されています。斜面林はその再生に長い年月を要することや緑視的効果も高いため、今後も保全が望まれています。



(イ) 江戸川河川敷

防災機能の充実とともに自然環境への配慮も行われるようになり、河川敷の緑地は生き物の生息空間として重要な区域となっています。放水路の干潟はトビハゼの日本の北限の生息地となっています。

(ウ) クロマツ

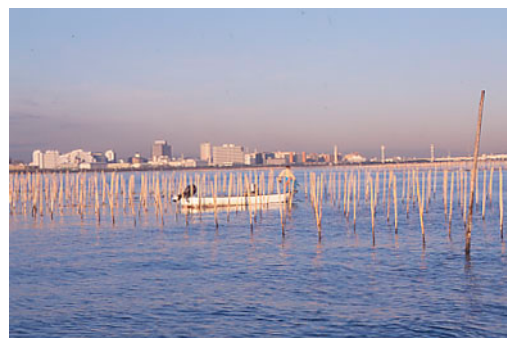
中部の東西に伸びる市川砂州上には多くのクロマツが生育し、その景観は市街地の緑の代表となっています。かつて防風林として植栽されたものが起源と考えられ、100 年以上の樹齢を持つものもあります。

(エ) 公園

市民一人当たりの公園面積は平成 12 年度の $2.68\text{m}^2/\text{人}$ から平成 22 年度は $3.08\text{m}^2/\text{人}$ に増加しています。今後も都市公園の整備に努めていくことが求められています。

(オ) 三番瀬

市川市、船橋市などの沖に広がる干潟や浅瀬は総称して「三番瀬」と呼ばれており、魚貝や水鳥の生息場所、漁場のほか、水質の浄化などの様々な機能を備えています。しかし、これまでの埋立てなどにより海域としての連続性が乏しくなり、潮の流れの変化、青潮の発生などの問題も発生しています。



イ 現在までの取り組み

公園の再整備や緑地の整備とともに、誘導案内板の設置や小塚山公園と堀之内貝塚公園の連携強化等により、自然とのふれあいの場の整備を行いました。大柏川においては水辺プラザ、江戸川においてはサイクリングロードや桜並木などの市民が親しめる水辺空間の整備に努めました。

また、市民共有の財産である自然環境を次世代へ継承するため、平成 18 年 3 月に「市川市自然環境保全再生指針」を策定しました。平成 18 年度以降はこの指針に基づき、国府台緑地やじゅん菜池緑地などの管理計画を作成し、自然環境の保全に努めるとともに、イノカシラフラスコモなどの希少生物の保護保全にも努めています。

このほかにも、野鳥観察舎や自然博物館の管理など、自然と身近にふれあえる環境づくりを進めるとともに、減農薬栽培の推進、市民農園などの充実、漁港整備の基本計画の策定など、自然と関連する産業の振興を図っています。

ウ 今後の対応

今後、「生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の考え方を市の施策をはじめ、市民や事業者にも浸透させていく必要があります。

また、雑木林の手入れ不足や耕作の放棄などにより自然環境が変化していること、地価高騰などで公園などの用地の確保が難しい状況にあること、三番瀬については自然環境の保全再生と漁業やレクリエーションなどの人の利用との調和を図っていくことなどの様々な課題があり、地域とともに自然環境を保全再生していく仕組みづくりが求められています。

さらに、多くの市民が参加したくなる講座や観察会の開催等を通して、自然とふれあうことのできる場や機会を増やし、自然環境の保全に関する理解を深めていく必要があります。

エ 主な事業実績

事業概要	指標	平成 12 年度	平成 22 年度
自然環境保全再生指針の策定	実績	—	指針の策定 (平成 17 年度)
イノカシラフラスコモの保護保全	実績	検討委員会の 立ち上げ	じゅん菜池緑地 での保護保全
都市緑地や優良な民有樹林地の保全	公有地化面積	211,366m ²	233,431m ²
地区指定による、斜面林・社寺林の保全	保全地区数	4 箇所	4 箇所
協定樹木の管理（所有者との協定締結）	協定本数	—	158 本
水と緑の回廊の整備	案内板数	—	10 箇所
野鳥観察舎の管理・運営	来館者数	13,933 人	14,767 人
自然博物館の管理・運営	入館者数	75,149 人	94,320 人
市民農園・体験農園等の設置	区画数	1,301 区画	1,399 区画

(2)地球環境

ア 現状

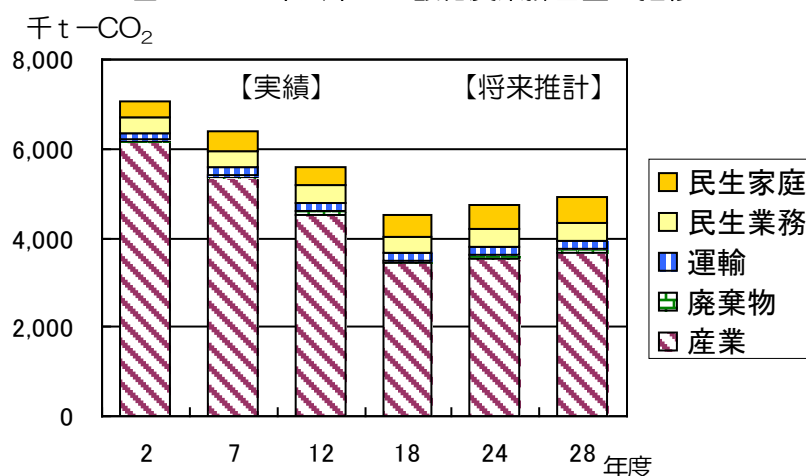
IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が平成 19 年に公表した第 4 次評価報告書では、地球温暖化は私たちの大量のエネルギー消費活動の結果であることはほぼ間違いないと述べています。このまま放置すると深刻な環境の変化を招き、その影響は食料生産や住環境だけでなく、地球全体の平均気温の上昇が 1.5～2.5℃を超える状況になると、約 20～30%の動植物種の絶滅リスクが高まるだろうと予測され、私たちの生活基盤そのものを揺るがすものになることが懸念されています。

このほかにも地球環境問題には、主にヨーロッパで森林や農作物などに被害を与えている「酸性雨」、フロン類が大気中へ放出され、地上への紫外線到達量が増加することによる人体への被害や生態系への影響が懸念される「オゾン層の破壊」、樹木の過度の伐採による「熱帯林の減少」、過放牧や過開墾などによる「砂漠化」、海底油田や船舶からの原油流出などによる「海洋汚染」などがあり、世界各国が協力して対策を進めていかなければなりません。

本市における二酸化炭素の排出量（図2-8）は、平成2年度の705万トン-CO₂に対し、平成18年度は451万1千トン-CO₂であり、産業部門の著しい減少により、36.0%の大幅な減少となっています。

しかし、今後、新たな対策が追加されないと仮定した場合、将来（平成28年度）は、平成18年度に比べて9.4%増加すると推計されており、積極的な取り組みが求められています。

図2-8 市川市の二酸化炭素排出量の推移



※平成24年度及び平成28年度は推計値

資料：市川市地球温暖化対策地域推進計画

イ 現在までの取り組み

私たちの日常生活を環境にやさしい暮らしへと変えていくために、啓発冊子を作成・配布するとともに、市長から委嘱を受けた「エコライフ推進員」と協働して省エネルギーなどの普及啓発に努めています。

また、事業者との協働により、家庭や職場でのセタライトダウンを呼びかけるとともに、エコライフのメニューを紹介する「クールアース・デー」の取り組みを実施しています。

平成 20 年度に「市川市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、平成 22 年度にはその推進組織である「市川市地球温暖化対策推進協議会」を設置するとともに、市民、事業者、行政が協働して緑のカーテンなどの取り組みを実施しています。

このほか、公共施設における省エネルギー・省資源の取り組みや再生可能エネルギーの導入に加えて、市民への住宅用太陽光発電システムの普及促進も図っています。

ウ 今後の対応

市川市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、部門ごとのエネルギー使用量に係る削減目標の達成に向け、市民、事業者、関係団体、市が自ら積極的に取り組むとともに連携を強化して、市全域の地球温暖化対策を推進していくことが求められています。

また、この計画には、市全体の二酸化炭素排出量は将来的には増加に向かうことの予測が示されており、あらゆる主体がこれらの情報を共有するとともに地球温暖化問題への理解を深めて、各自の行動につなげていくことが必要です。

酸性雨については原因物質の排出抑制、オゾン層の破壊についてはフロン類の排出抑制を継続していくことが必要です。

エ 主な事業実績

事業概要	指標	平成 12 年度	平成 22 年度
エコライフ推進員による啓発	啓発活動回数	—	34 回
	参加者数	—	4,370 人
クールアース・デーの取り組み	参加者数	—	636 人
環境家計簿の普及促進	手段	冊子	インターネット
	取組世帯数	746 世帯	786 世帯
緑のカーテンの推進	設置公共施設数	—	34 施設
地球温暖化対策地域推進計画	実績	—	指針の策定 (平成 20 年度)
公共施設での省エネルギー・省資源の推進	二酸化炭素排出量増減 (平成 11 年度比)	—	+6.6%
事業活動から排出される温室効果ガスの抑制	要請事業所数	94 事業所	72 事業所
住宅用太陽光発電システムの設置助成	助成件数<累積>	17 件	746 件

(3)生活環境

ア 現状

(ア) 大気環境

高度経済成長期には、工場等や自動車交通量の増加などにより大気汚染物質の排出が急激に増加し、大気環境が悪化しましたが、その後、排出ガスの規制などにより改善が進んでいます。

① 硫黄酸化物

主な発生源は、重油等の燃料によるものですが、燃料の低硫黄化や排煙脱硫装置の設置などの対策により改善され、全ての測定局で環境基準を達成しています。

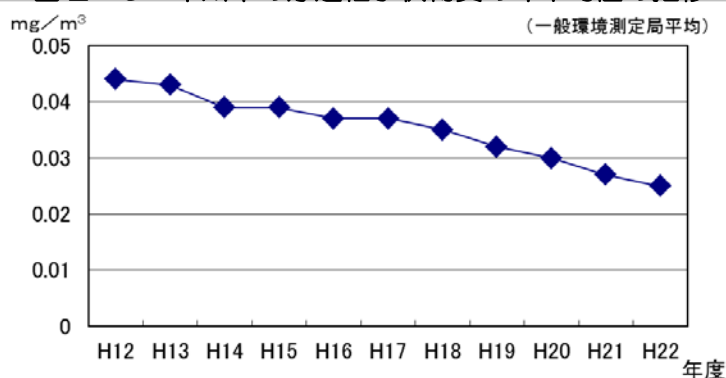
② 一酸化炭素

炭素又は炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する有害ガスであり、自動車排出ガスの規制により、全ての測定局で環境基準を達成しています。

③ 浮遊粒子状物質（SPM）

主に自動車や工場等からの排出、土壌粒子の舞い上がりなどにより発生します。近年は減少傾向にあり、全ての測定局で環境基準を達成しています(図2-9)。

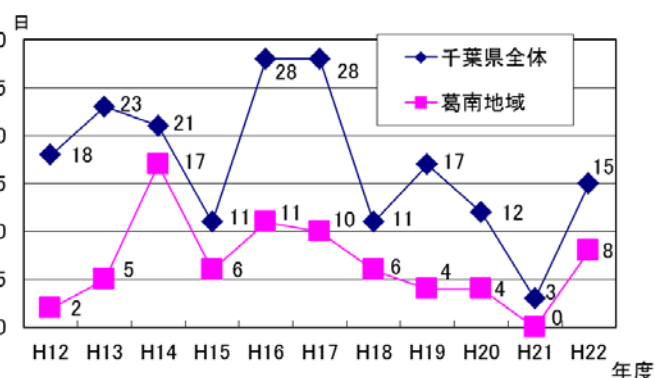
図2-9 市川市の浮遊粒子状物質の年平均値の推移



④ 光化学オキシダント

自動車や工場等から排出された炭化水素、窒素化合物などが、大気中で光化学反応を起こすことにより生成されます。毎年、環境基準を超過していますが、「光化学スモッグ」注意報の発令は気象条件の影響を受けるため、日数の推移は一様ではありません(図2-10)。

図2-10 光化学スモッグ注意報発令日数の推移



⑤ 窒素酸化物

主な発生源は自動車排出ガスです。規制等により近年は全ての測定局で環境基準を達成しています。

⑥ 炭化水素

液体燃料の精製、燃料及び可燃物の不完全燃焼などにより発生します。一部の測定局では、指針値を超過しています。

⑦ 有害大気汚染物質

環境基準が定められている4物質(テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベン

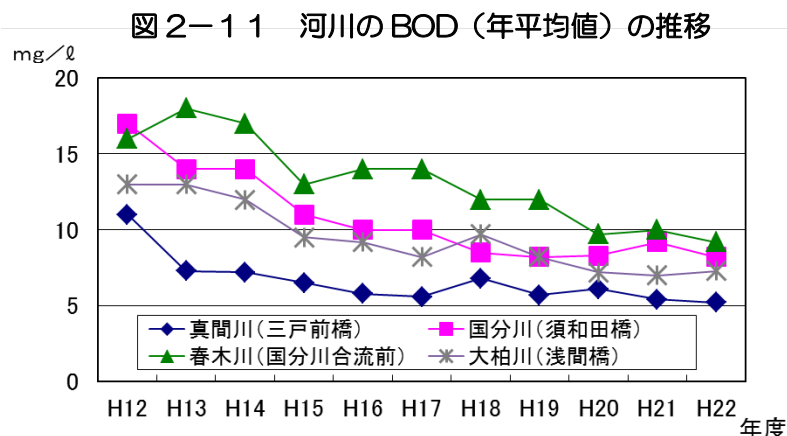
ゼン、ジクロロメタン) は、基準値を達成しています。

⑧ アスベスト

一般大気環境及び公共施設における調査結果ではいずれも不検出となっています。

(イ) 水環境

高度経済成長期における急激な工業化や都市化によって、事業系排水や生活排水が河川等の自然浄化能力を超えて流れ込んだことから、水環境が悪化しましたが、昭和40年代以降の法令等の整備により改善が進んでいます(図2-11)。



① 河川

平成22年度の調査結果では、健康項目については全ての地点で環境基準を達成しており、生活環境項目(BOD)についても全ての地点で環境基準を達成しています。

② 海域

平成22年度の調査結果では、健康項目については全ての地点で環境基準を達成していますが、生活環境項目(COD)については沖合域の4地点で環境基準を超過しています。また、富栄養化の指標となる全磷については沿岸域の地点で環境基準を超過しています。

(ウ) 地質環境

地質環境は、土壌と地層、これらの隙間にある地下水や地下空気から構成されています。

① 地盤沈下

昭和35年頃から急激な沈下が発生しましたが、地下水採取の規制や工業用水道への転換などの対策により、昭和40年代後半から沈静化しています。

② 地下水汚染

地下水の汚染状況調査結果では、揮発性有機化合物、ヒ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について環境基準を超過している地点があります。

(エ) 騒音・振動・悪臭

都市の過密化や規制緩和に伴う宅地化の進展による住工混在化、ライフスタイルの変化などにより、騒音、振動や悪臭の問題が発生してきました。

① 環境騒音

北部の市街化調整区域や低層住居専用地域では、風や木の葉のふれあう音などに代表される自然の音が主な音源となり騒音レベルは低くなっています。中部の商業系地域や住居系地域では、自動車や鉄道等の交通機関が主な音源となり騒音レベルは高く、南部の工業系地域や住居系地域では、工場や自動車が主な音源となり騒音レベルが高くなっています。

② 自動車交通騒音・振動

騒音については比較的交通量の多い主要幹線道路で環境基準を超過している地点があります。振動については全ての地点で要請限度を満たしています。

③ におい環境

不快なにおい（悪臭）の発生源は、工場等からの排気臭、飲食店の調理臭、自動車排出ガス、下水臭など様々です。用途地域別の苦情発生件数は、住居系地域や工業系地域において高い傾向にあります。

（オ）化学物質対策

ダイオキシン類調査（大気・水質・土壌）及び有害大気汚染物質モニタリング調査では、全地点で環境基準を満たしています。

（カ）生活に関する新たな問題

近年、建物の密集化などの都市化の進展に伴い、ヒートアイランド現象や日照阻害、風害、鉄道在来線の騒音などの環境基準が設定されていない市民の日常生活に関わる事項についても、問題が顕在化してきています。

（キ）放射線量低減対策

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響を把握するため、平成 23 年 5 月末から、小中学校の校庭、幼稚園や保育園の園庭、公園など市の施設における空間放射線量の測定を継続しています。

この結果、市内における自然被ばく線量を除いた事故由来の追加被ばく線量は、一部を除いて概ね 1mSv/年以下であると推定しています。



イ 現在までの取り組み

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭及び有害化学物質対策として、調査・監視と法令等に基づく規制・指導を行い、市民の生活環境の保全と健康の保護を図っています。

大気環境については、一般環境測定局と自動車排出ガス測定局により常時監視を行うとともに、光化学オキシダントについては4月から10月に監視体制を敷いています。また、建築物の解体等に伴うアスベストの飛散を防止するため、アスベスト除去等の作業についての規制も実施しています。

水環境については、真間川、国分川、大柏川などの河川に加えて、海域の水質調査や内分泌かく乱化学物質を対象とした調査も実施しています。

地質環境については、地下水汚染の調査を実施するとともに、土壌汚染対策法の対象物質の使用等をやめた時点で、工場等に汚染状況の調査を指導しています。

騒音・振動については、自動車交通に関する調査の結果、一定の限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、道路管理者や千葉県公安委員会に対して対応を要請しています。

悪臭については、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭に対し規制基準に基づく指導を行っています。化学物質対策については、ダイオキシン類を始めとした有害化学物質の調査を実施しています。

事故由来の放射性物質対策については、小中学校、幼稚園、保育園、公園などにおける空間放射線量の定期的な調査のほか、側溝清掃、砂場の管理、草刈りや樹木の剪定など、空間放射線量の低減に努めています。また、小中学校等の給食食材の放射性物質検査等も実施しています。さらに、平成23年9月には「市川市放射線量低減の取り組みに係る基本方針」（同年11月改訂）を定め、これに基づく「市川市放射線量低減実施計画」（平成23年11月策定）により、低減対策に取り組んでいます。

ウ 今後の対応

従来は事業活動による環境負荷への対応が主な課題でしたが、近年は市民生活を起因とする環境への負荷が問題となっています。また、日常の生活と密接な関わりを持つ新たな問題も発生しています。これらの問題を解決するためには、環境に配慮するライフスタイルへの転換に加え、環境の保全及び創造を目指すまちづくりを推進していく必要があります。

また、事故由来の放射性物質対策については、平成24年8月末を目途に、追加被ばく線量を1mSv/年以下にすることを目指します。

エ 主な事業実績

事業概要	指標	平成12年度	平成22年度
測定局による大気汚染の常時監視	測定局数	8局	8局
河川及び海域の常時監視	調査地点数	20地点	16地点
公共下水道整備汚水事業	整備面積<累積>	1,879ha	2,149ha
道路騒音の定期的調査	調査地点数	17地点	11地点
騒音に関する特定建設作業への規制	騒音規制法に基づく届出数	178件	285件

(4)資源循環・廃棄物

ア 現状

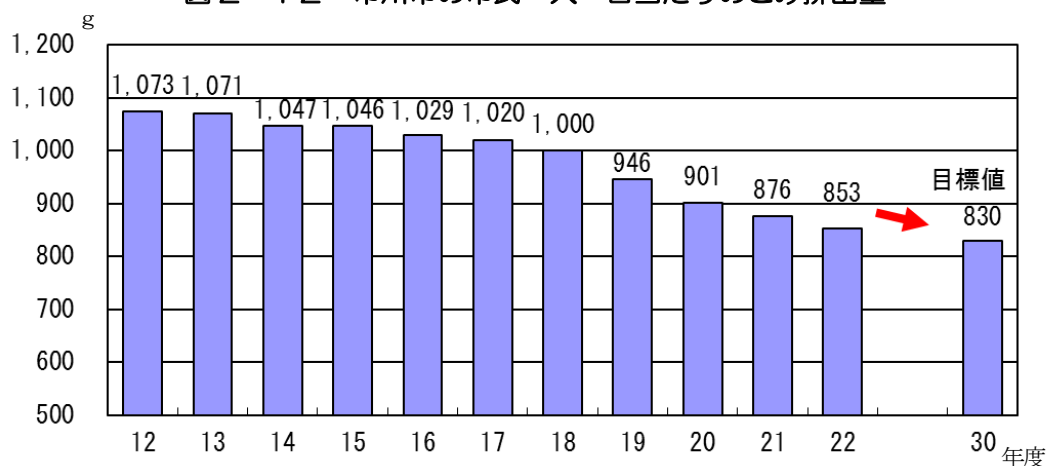
大量生産・大量消費・大量廃棄という経済社会システムは、経済的な豊かさと利便性をもたらしましたが、それに伴い、廃棄物の大量発生や質の多様化に加えて、地球規模での環境負荷の増大などの問題を深刻化させています。

本市では、市民一人一日当たりのごみ排出量は、年々増加していましたが、平成12年度をピークにしてその後は減少傾向にあります（図2-12）。

資源化率は、家庭ごみと資源物の12分別の実施により平成15年度には約20%に上昇しましたが、近年は僅かながら減少傾向にあります。

焼却処理量は、平成13年度から減少傾向にあります。焼却灰などの処分を市外の民間の最終処分場への埋立てに依存していることから、更なる削減が求められています。

図2-12 市川市の市民一人一日当たりのごみ排出量



※目標値は市川市一般廃棄物処理基本計画のもの



イ 現在までの取り組み

家庭ごみの資源化と減量を推進するため、12分別収集の導入（平成14年10月）、ごみの減量のために身近にできる環境配慮行動としてのマイバッグ運動の展開、余熱利用施設「クリーンスパ市川」の整備などに取り組み、一定の成果を挙げてきました。

また、「市川市一般廃棄物処理基本計画」の策定から具体的事業の実施に至るまでの各段階で、「じゅんかんプロジェクト」や「じゅんかんパートナー」などを通じた市民参加を促し、市民と協働で循環を基調とした取り組みを計画的に進めています。

ウ 今後の対応

廃棄物処理に伴う環境への負荷の低減に向けて、ごみの排出量や焼却量の一層の削減など、廃棄物の最終処分量を削減していくことが重要な課題となっています。

また、資源化や最終処分量の削減については、家庭ごみの12分別収集により一定の効果は見られるものの、近年は停滞しており、「資源循環型都市いちかわ」を目指して、3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）の推進に向けた取り組みを強化していく必要があります。

エ 主な事業実績

事業概要	指標	平成12年度	平成22年度
家庭ごみの分別収集	分別数	5分別	12分別
リサイクルプラザでの再生品販売	販売点数	2,559点	6,389点
不法投棄地区の巡回パトロール	日数（昼）	—	248日
プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）の再資源化	再資源化量	—	5,939 t
クリーンセンター施設見学の実施	参加団体数	82団体	79団体



ごみの焼却時の熱を有効利用するクリーンスパ市川

第3節 第二次環境基本計画に向けて

(1) 環境行政に関する時代要請

本市では、平成 12 年 2 月に策定した第一次市川市環境基本計画に基づいた様々な施策を実践し、環境の保全及び創造について一定の成果が得られています。

しかしながら、地球環境問題のように依然として解決すべき課題は多く、また、新たな環境関連法令の制定、関連計画の策定など、環境行政を取り巻く国内外の状況の変化に伴う時代の要請に対応していく必要があります。

自然環境については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の制定（平成 16 年 6 月）、「生物多様性基本法」の制定（平成 20 年 6 月）、「生物多様性国家戦略 2010」の策定（平成 22 年 3 月）など、生物多様性に関する法整備等が進められてきました。

地球温暖化については、「京都議定書」の発効（平成 17 年 2 月）、「京都議定書目標達成計画」の策定（平成 17 年 4 月）など、国際的な枠組みの構築と国内の法整備は大きく前進しましたが、温室効果ガス排出量の削減については、今後もあらゆる主体が参加・連携して取り組んでいくことが求められています。

生活環境については、大気や河川・海域の水質は経年的には改善傾向にありますが、光化学オキシダントや幹線道路周辺の騒音問題などについては依然として環境基準を達成しておらず、また、ヒートアイランド現象など都市での活動の集中を背景とした新たな問題も顕在化しています。

資源循環・廃棄物については、「循環型社会形成推進基本法」の制定（平成 12 年 6 月）や各種リサイクル関連法の整備を踏まえて 3R の推進に取り組んでいますが、資源化率の向上や最終処分量の削減などを更に進めていくことが課題となっています。

各分野に関連した環境活動や環境学習については、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定（平成 15 年 7 月）され、更なる情報提供や人材の確保、活動に参加できる仕組みづくりなどが重要となっています。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、甚大な被害をもたらし、改めて自然災害の脅威を強く印象づけるとともに、今日の社会経済システムを自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて、エネルギーや環境の面からさらに持続可能なものへと見直していく必要があることを認識する契機となりました。

今後は、事故で放出された放射性物質の対策を着実に実施するとともに、国におけるエネルギー政策並びに地球温暖化対策の重要な柱であった原子力政策の見直し内容を踏まえ、エネルギー使用の合理化や再生可能エネルギーの普及促進に加えて日常生活や事業活動における環境配慮を一層進めていく必要があります。

これらの課題に対応し自然の恵みを将来に引き継いでいくためには、多様な主体の協働のもとに「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」に向けた取り組みを統合的に展開し、持続可能な社会の実現に向けての人づくり・まちづくり・社会づくりを進めていくことが大切です。

(2) 市民意向

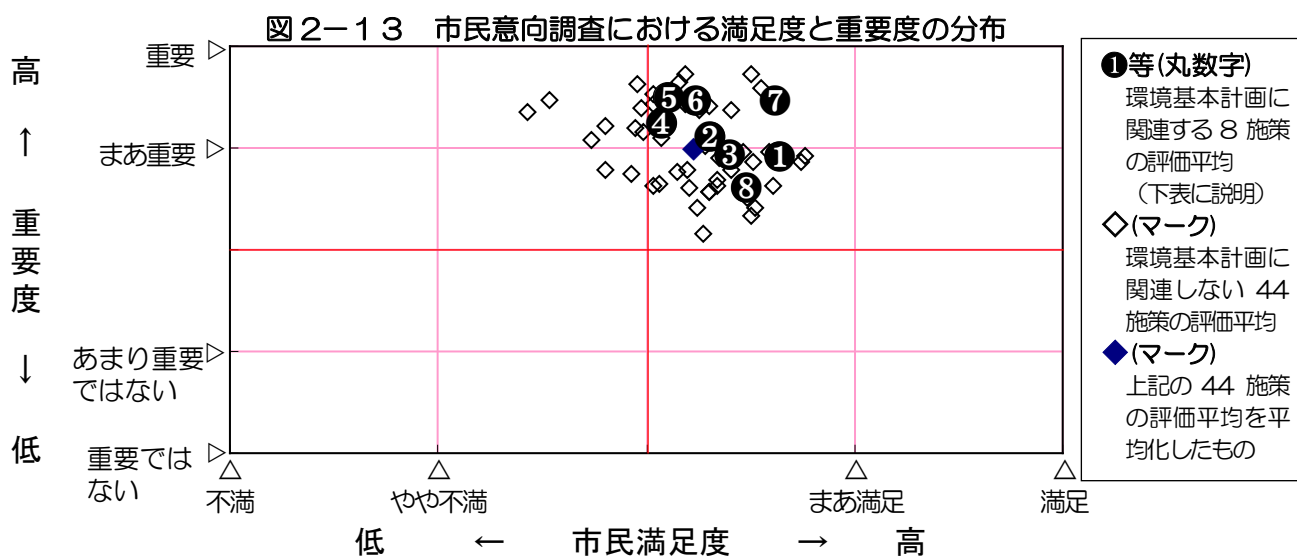
市川市総合計画第一次基本計画（平成13～22年度）の評価を進めるにあたり、市民意向に関する調査を行いました。本計画の策定において、この調査結果を活用します。次の内容は、市民意向調査の概要です。

ア 調査の方法・回収状況

- ・調査対象 : 市川市に居住する20歳以上の市民3,000人
- ・調査時期 : 平成21年12月（郵送による配布・回収）
- ・有効回答数 : 876（有効回答率 : 29.2%）

イ 環境基本計画に関連する主な分類（質問事項）の結果概要（図2-13）

市川市基本計画の大分類に基づく52の施策の取り組みについて、「満足度」と「重要度」のそれぞれについて質問しています。満足度についての評価では、「自然環境の保全」と「廃棄物処理体制の充実」について、相対的に高い結果となりました。一方、「地球環境問題」と「公害防止対策」については、満足度がやや低い結果となりました。重要度についての評価では、「公害防止対策」、「資源循環型社会の構築」、「廃棄物処理体制の充実」が相対的に高い結果となりました。



表示	質問事項	主な意見
①	自然環境の保全	・順調に進捗していると思います
②	緑豊かなまちづくり	・市街地に緑がもっと必要だと思います
③	水辺空間の創造	・調節池は散歩もできて良いと思います
④	地球環境問題	・徐々に取り組みが広まっていると思います
⑤	公害防止対策	・市の対策はもちろん、企業責任も大切です
⑥	資源循環型社会の構築	・製造や販売の方法から見直すべきです
⑦	廃棄物処理体制の充実	・市が力を入れていることは実感できます
⑧	環境に対する学習や活動の推進	・関心のない人を理解させることが課題だと思います

(3) 第二次環境基本計画の策定指針

第一次市川市環境基本計画からの主な改善点としては、施策の効果を市民に分かりやすく示すこと、進行管理を徹底することや関連する法令等に対応することなどが挙げられます。

本計画は、次に示す策定指針に則り、策定することとしました。

策定指針

- ①理解しやすい表現を用いること
- ②積極的な進行管理を行うこと
- ③対象となる施策を見直すこと
- ④関連計画及び環境行政の現状等との整合を図ること
- ⑤市民との協働を主とした計画とすること

第3章 計画の目指すべき方向

第1節 基本目標

(1) 基本目標(市川市の将来環境像)

本計画は市川市環境基本条例に基づき、環境の現状と課題を踏まえ、本市の目指す将来環境像を次のとおり掲げ、これを本計画の基本目標とします。なお、市川市総合計画の将来都市像などとの整合を図っています。

『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』

本市は、先人達のたゆまぬ努力と地理的条件にも恵まれ、首都圏の中核都市として発展してきました。また、江戸川のゆったりとした流れと市街地のクロマツや斜面を覆う雑木林など、都心に近接しながら心の中に「ふるさと」をイメージさせる自然が残されています。

清らかな大気や水、多様な生態系、安定した気候など、恵み豊かな環境という基盤の上に私たちの日々の暮らしやその支えとなる事業活動は成り立っており、人と自然が共生していくことは、人々の健康を保ち、文化的な生活を営むことにつながっています。そして、将来、このまちに生まれてくる人々や集う人々に、この環境の恵みを引き継いでいかなければなりません。

しかし、近年の様々な環境問題は、日常生活や事業活動から生ずる過大な環境負荷が原因とされており、環境に関する取り組みの重要性はますます高まっています。さらに、環境問題は様々な要素が幅広く複雑に絡み合っていることから、市民、事業者、行政のそれぞれが環境への関わりを自覚して、協働により積極的に取り組んでいく必要があります。

私たちは、現在及び将来の市民の健康で文化的な活力あふれる生活を確保しつつ、環境の保全と創造に努め、身近に自然を感じる文化のまちをみんなで築いていきます。

(2) 市川市環境基本条例の基本理念

市川市環境基本条例では、基本理念（表3-1）について次のとおり定めています。

表3-1 市川市環境基本条例における基本理念

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、かつ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる資源循環型の社会が構築されることを旨とし、及び環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければならない。

(3) 市川市総合計画の将来都市像とまちづくりの基本目標

本計画の上位計画である市川市総合計画では、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念として、以下の将来都市像を掲げています。

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

この将来都市像を実現するためのまちづくりの基本目標を、以下のとおり定めています。

- 1 真の豊かさを感じるまち
- 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3 安全で快適な魅力あるまち
- 4 人と自然が共生するまち
- 5 市民と行政がともに築くまち

将来都市像の中に「自然があふれるまち」と表現され、基本目標の一つとして「人と自然が共生するまち」が掲げられています。かけがえのない自然や多様な生態系を保全するとともに、人と自然が共生できる仕組みとライフスタイルの確立が求められています。

また、将来都市像及び基本目標に「協働」をキーワードとしたまちづくりを掲げていることが、特長です。



第2節 基本理念

本計画の基本目標及び市川市環境基本条例を踏まえ、次の5つを基本理念とします。

基本理念1	自然が息づくまち
自然環境	<p>私たちは自然の多様性に恩恵を受けながら、発展を遂げてきました。しかし、他の生き物への配慮が思い至らないために、それらの生き物が生息できない環境にしてしまうことがありました。私たちは自然とふれあう場や機会の確保を通して自然環境への関心を高めるとともに、自然環境の保全再生を進めていくことが必要です。</p> <p>私たちは、多様な自然及びそこに生息する生き物と共生しながら、自然が息づくまちを築いていきます。</p>

基本理念2	地球にやさしいまち
地球環境	<p>人々の活動に伴い排出された温室効果ガスを原因とする地球温暖化などの地球環境の問題は、環境に与える影響の大きさや深刻さから、現在及び将来の市民の生存基盤に関わる大きな問題です。</p> <p>私たちは、地球環境の保全を自らの課題と認識して積極的に取り組み、地球にやさしいまちを築いていきます。</p>

基本理念3	健やかに暮らせるまち
生活環境	<p>私たちの日常生活や事業活動は少なからず環境に影響を与えています。近年、顕在化した都市生活型環境問題は、こうした影響が環境の持つ自浄能力（自然の復元能力）を超えたことにより起きたものです。このようなことを繰り返さないためにも、日常生活や事業活動において環境への負荷をできる限り低減することが求められています。</p> <p>私たちは、生活に関わる大気や水、土壌などを良好な状態に保全し、健やかに暮らせるまちを築いていきます。</p>

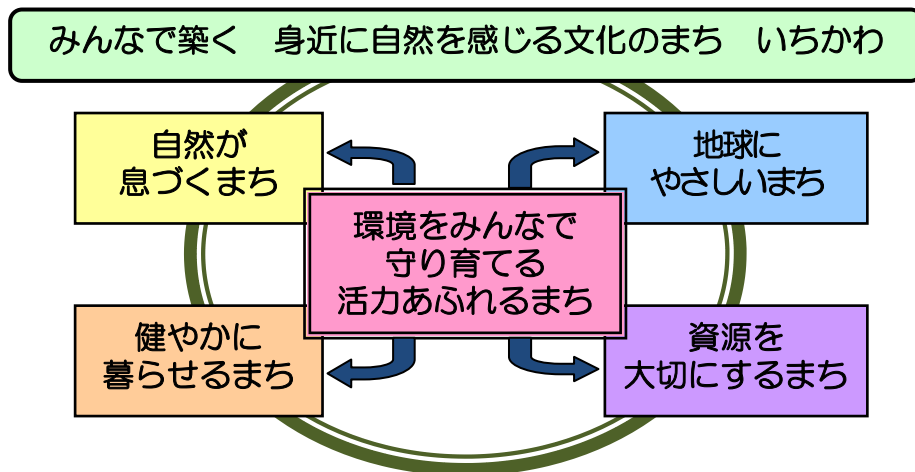
基本理念4	資源を大切にすまち
資源循環・ 廃棄物	<p>私たちは物質的な豊かさや生活の利便性を追求するあまり、大量の資源を消費しています。天然資源には限りがあることを認識し、物質循環が可能な限り確保される社会の実現に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却する必要があります。</p> <p>私たちは、資源の消費抑制、健全な物質循環と廃棄物の適正な処理を確保し、資源を大切にすまちを築いていきます。</p>

基本理念5	環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち
協働	<p>環境問題は、私たちの生活や事業活動の積み重ねによって生じることが多いため、一人ひとりが環境との関わりを理解することが大切です。また、お互いの価値観や立場を認め合い、力を合わせて、積極的に環境への影響について配慮するように行動することが重要です。さらには、これらの環境活動を人々のライフワークや地域経済の活性化につなげていくことが期待されています。</p> <p>私たちは、相互理解と役割分担の下に協働して取り組み、環境をみんなで守り育てる活力あふれるまちを築いていきます。</p>

これらの中で、基本理念1から基本理念4までは事象個別の分野に関わるものです。これらの全ての分野について関わるものとして、基本理念5の事象横断的な分野があります。

全ての基本理念に基づき、基本目標である『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』という将来環境像の実現を目指していきます。

図3-1 基本目標と基本理念の関係のイメージ



第3節 計画の体系

基本目標	基本理念	施策の分野	施策の方向
<p>みんなで築く</p> <p>身近に自然を感じる</p> <p>文化のまちいちかわ</p>	<p>1</p> <p>自然が息づくまち</p>	(1) 自然環境の保全再生	ア 生物多様性の保全再生
			イ 生き物の生息の場の保全再生
		(2) 自然とのふれあいづくり	ア 水や緑とのふれあいの場の確保
			イ 都市農業の振興
			ウ 都市型水産業の振興
		<p>2</p> <p>地球にやさしいまち</p>	(1) 地球温暖化への対策
	イ 再生可能エネルギー利用の推進		
	ウ 二酸化炭素吸収源対策の推進		
	(2) その他の地球環境保全		ア その他の地球環境の保全
	<p>3</p> <p>健やかに暮らせるまち</p>	(1) 生活環境の保全	ア 大気環境の保全
			イ 水環境の保全
			ウ 地質環境の保全
			エ 騒音、振動及び悪臭の防止
			オ 化学物質等の適正な管理
			カ 環境にやさしいまちづくり
			キ 放射線量低減対策の推進
	<p>4</p> <p>資源を大切にすまち</p>	(1) 3Rの推進	ア 廃棄物の発生及び排出の抑制
			イ 資源の循環的な利用の推進
		(2) 廃棄物の適正処理の推進	ア 廃棄物の適正処理の確保
			イ 一般廃棄物処理体制の整備
<p>5</p> <p>環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち</p>	(1) 環境学習の推進	ア 環境学習の実施	
		イ 環境学習推進体制の整備	
	(2) 環境活動への参加の促進	ア 環境情報の提供	
		イ 環境に配慮した活動の促進	
		ウ 協働による環境活動の推進	

第4章 施策の分野と方向

第4章では、各理念における施策の分野とその方向について述べています。

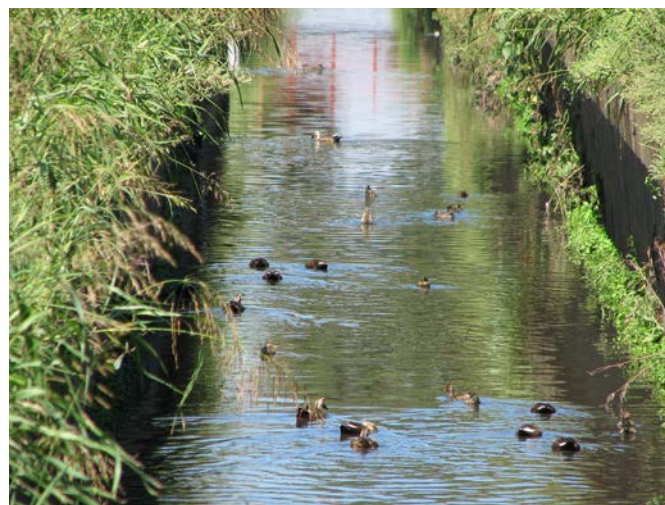
第1節 自然が息づくまち

本市の自然環境は、北部の下総台地やそれに切れ込んだ谷津から、南部の東京湾に面した海辺に至るまで、変化に富んでいます。しかし、都市化により緑は減少するなど、量的に豊かとはいえません。そこで、生き物たちの生息の場であるとともに市民の財産でもある自然環境を引き続き保全し、生物多様性を維持・回復することが求められています。

そのために私たちは、人は他の生き物とのつながりの中で暮らしていることの重要性を認識するとともに、自然とのより良いバランスを持続可能な方法で確保していくという考え方に立ち、地域の風土や状態を考慮しつつ、生物多様性に配慮した活動を推進していかなければなりません。併せて、生き物の生息の場として自然環境を守り育てることが求められています。

また、身近な自然を大切にするとともに、緑地や水辺などを再生していくことにより、自然とふれあうことのできる場や機会を増やし、人と自然との間に豊かな交流を保つことで人々に潤いと安らぎをもたらすことが大切です。さらに、身近な自然の恵みを実感するためには、都市農業や水産業の振興も重要な要素となります。

私たちは、多様な自然及びそこに生息する生き物と相互に良好な関係を保ち、自然環境の保全再生を行うとともに、自然とのふれあいづくりを推進し、自然が息づくまちをつくります。



春木川上流で泳ぐ鴨

(1) 自然環境の保全再生

ア 生物多様性の保全再生

(ア) 目標

多様な生き物が関わり合う自然環境の確保

(イ) 取り組みの方針

- ・自然環境の実態を把握する
- ・地域固有の生物多様性を保全再生する
- ・生物多様性の考え方をあらゆる主体に浸透させる
- ・生物多様性の保全と持続可能な利用についての地域戦略を整備する

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●生物多様性についての理解を深めます。	●生物多様性に配慮した事業活動を行います。	●生物多様性に関する地域戦略を策定し、推進します。

イ 生き物の生息の場の保全再生

(ア) 目標

生き物が生息できる場所の確保

(イ) 取り組みの方針

- ・緑地（山林、斜面林等）を保全する
- ・水辺、湿地、干潟等を保全再生する
- ・ビオトープなど自然環境の再生を図る
- ・開発に際しては、自然環境に配慮する

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●緑地の保全に協力します。	●開発に際しては、自然環境に配慮します。	●緑地の保全を推進します。

(2) 自然とのふれあいづくり

ア 水や緑とのふれあいの場の確保

(ア) 目標

身近に自然を感じる公園等や水辺空間の創造

(イ) 取り組みの方針

- ・緑豊かな魅力ある公園等を整備する
- ・民有地や公共施設などの緑化を促進する
- ・動植物園や自然博物館等の利活用を進める
- ・巨木・クロマツの保全に配慮する
- ・川や海とふれあえる施設を整備する
- ・多自然川づくりによる河川整備を推進する
- ・関係機関と連携して三番瀬の再生に努める

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●公園等や河川敷の維持管理活動に協力します。	●敷地内の緑化を推進します。	●学校や公共施設の敷地内の緑化を推進します。

イ 都市農業の振興

(ア) 目標

環境に配慮し、市民が身近に感じる農業の持続的な営み

(イ) 取り組みの方針

- ・減農薬・減化学肥料など環境に配慮した農業を推進する
- ・市川産農産物の普及など活力に満ちた農業を推進する
- ・市民農園の運営を通して市民に親しまれる農業を推進する

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●都市農業に対する理解を深め、地産地消を心がけます。	●減農薬による農業を行います。	●市民農園等の充実を図ります。

ウ 都市型水産業の振興

(ア) 目標

水産物が健全に生育し、地場産業として理解される水産業の確立

(イ) 取り組みの方針

- 水産物の生育保護の取り組みを促進する
- 水産業と一体となった親水空間の整備を推進する
- 地元水産物の産業を振興する

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●地元水産物の購入を心がけます。	●地元水産物の安定した供給に努めます。	●水産業と一体となった親水空間を整備します。



斜面林と水田の風景

第2節 地球にやさしいまち

地球温暖化による気候変動の影響は既に世界各地で顕在化していますが、国家間での短期的利害が一致しないことなどから、現在、京都議定書の約束期間後の国際的な枠組みについて、国際交渉の場では根気を要する議論が続けられています。

我が国においては、京都議定書で定められた第一約束期間における6%削減約束の確実な達成を目指すとともに、期間後も長期目標「2050年までに80%の温室効果ガスの削減を目指す」を念頭におきつつ、COP17の成果も踏まえながら、国内における排出削減対策、吸収源対策を引き続き積極的に推進していくとしています。

一方で、我が国の温室効果ガス排出量は、平成21年度では京都議定書の基準年と比べて4.1%減少しましたが、平成23年度以降は、原子力発電所の事故の影響を受け、火力発電による温室効果ガス排出量の増加が見込まれ、京都議定書の目標達成は予断を許さない状況となっています。

今後については、エネルギー・環境会議が策定した基本方針(平成23年12月)のなかで、原子力発電への依存度を低減するとともに、新たなエネルギーシステムの実現に向けて地域毎にエネルギーを作りその地域で使うという分散型エネルギーへの転換を目指していくことなどが示されています。このため、これまでの大量のエネルギー消費型の社会経済、とりわけ深夜化が進んだ私たちのライフスタイルやビジネススタイルについて、地球温暖化対策の観点から、持続可能なものへと見直していくことが必要となっています。

また、本市における温室効果ガス排出量は、平成2年から平成18年までの期間では、製造事業所の減少などにより大幅に減少しましたが、家庭や運輸の部門からの排出量は増加傾向にあり、特にこれらの部門への対応が重要となっています。

これらのことから、地球温暖化対策については、その影響が将来の世代にまで関わることを理解するとともに、市民一人ひとりが自らの課題として認識し、市民(市民団体を含む)・事業者・市のそれぞれが積極的に温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギーの利用、緑の保全による二酸化炭素吸収源対策の推進などに取り組んでいかなければなりません。

さらに、様々な主体が地域協議会等への参加を通じて、連携・協働して取り組んでいくことが必要となっています。

このほかにも、地球温暖化をはじめとする様々な地球環境問題は、自然環境への影響を始め、生活環境の保全、資源の枯渇問題、廃棄物に関する取り組みなどあらゆる環境分野と密接に関連しているため、俯瞰的な視野を持ち、総合的に取り組みを進めていくことが求められています。

私たちは、地球環境の保全を自らの課題と認識して積極的に取り組み、地球温暖化問題への対策等を推進し、地球にやさしいまちをつくります。

(1)地球温暖化への対策

ア 温室効果ガスの排出削減

(ア) 目標

温室効果ガス排出量の積極的な削減

(イ) 取り組みの方針

- ・日常生活における温室効果ガスの排出削減を促進する
- ・事業活動における温室効果ガスの排出削減を促進する
- ・住宅やビルなどの建築物の省エネルギー性能の向上を促進する
- ・地球温暖化対策を計画的に推進する

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●日常生活における省エネルギーに取り組めます。	●事業活動における省エネルギーに取り組めます。	●公共施設での省エネルギーに取り組めます。

イ 再生可能エネルギー利用の推進

(ア) 目標

環境に配慮した再生可能エネルギーの利用

(イ) 取り組みの方針

- ・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備の普及を促進する
- ・公共施設に再生可能エネルギー設備の導入を図る

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●再生可能エネルギー設備の設置に努めます。	●再生可能エネルギーの利用や関連する製品・サービスの提供に努めます。	●再生可能エネルギー設備の導入に努めます。

ウ 二酸化炭素吸収源対策の推進

(ア) 目標

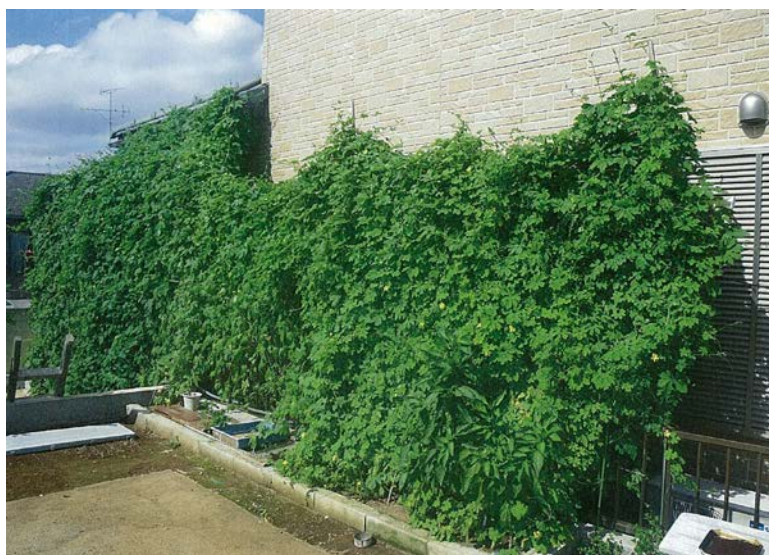
緑の保全による二酸化炭素吸収源対策の推進

(イ) 取り組みの方針

- ・山林や斜面林等を保全する（地球温暖化対策）
- ・公園や公共施設内の緑化を推進する（地球温暖化対策）
- ・屋上、壁面緑化を促進する（地球温暖化対策）
- ・森林保護に関する啓発を推進する（地球温暖化対策）

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●生垣や壁面などの緑化に努めます。	●屋上や壁面などの緑化に努めます。	●緑化の推進や再生紙など森林保護に関連する製品の購入等について啓発します。



緑のカーテン

(2)その他の地球環境の保全

ア その他の地球環境の保全

(ア) 目標

地域活動による地球環境への貢献

(イ) 取り組みの方針

- ・酸性雨の原因物質の排出抑制を促進する
- ・オゾン層を破壊するフロン類の排出抑制を促進する
- ・地球環境問題の情報を収集し、提供する

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●地球環境問題に関する理解を深めます。	●フロン類の適正処理など地球環境保全への取り組みに努めます。	●地球環境の保全に関する情報の提供と啓発に努めます。

第3節 健やかに暮らせるまち

私たちは、大気や水など周囲の生活環境が健全に保たれていることにより、健やかに暮らしていくことができます。しかしながら、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁など都市生活型の環境問題に加え、近年では産業の高度化に伴い排出される化学物質などによる環境や人体への影響も懸念されています。経年的には、大気汚染の状況や河川の水質などは改善の傾向にありますが、光化学オキシダントのようにいまだに環境基準を達成していない項目もあり、更なる改善への取り組みが必要です。

快適で住みよい環境を実現するためには、現況を把握し、環境負荷の低減を図るとともに、市民の生活環境の保全に関する意識を高め、行動につなげていくことが大切です。

また、市街地のクロマツをはじめとする良好な景観の保全・形成、下水道の整備、治水対策の推進、交通の円滑化（交通渋滞の解消）などにおいて、環境の保全及び創造の視点に配慮したまちづくりを進めていくとともに、ヒートアイランド現象や日照問題、風害、環境美化にも対応していくことが求められています。

東日本大震災に伴う原子力発電所事故由来の放射性物質が生活環境に及ぼす影響については、引き続き、その低減対策を進めていくことが重要です。また、空間放射線量等の調査を実施し、その動向を監視していくとともに、市民に分かりやすく情報を提供していく必要があります。さらには、今後の国における対応や検討状況等を踏まえ、迅速かつ的確に対応し、市民の健康や生活環境に及ぼす影響を低減していくことが大切です。

私たちは、大気や水、土壌などを良好な状態に保持し、快適な生活環境を保全し、健やかに暮らせるまちをつくりまします。



クロマツとまち並み

(1)生活環境の保全

ア 大気環境の保全

(ア) 目標

深呼吸したくなる大気の確保

(イ) 取り組みの方針

- ・工場などの固定発生源に対する規制・指導を行う
- ・自動車などの移動発生源対策を促進する
- ・大気環境の監視体制を充実し、情報提供を行う

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●自家用車の利用を控えるよう努めます。	●大気汚染物質の排出抑制に努めます。	●大気環境の監視及び情報の提供を行います。

イ 水環境の保全

(ア) 目標

水のきれいさの確保

(イ) 取り組みの方針

- ・工場などからの排水に対する規制・指導を行う
- ・生活排水対策を推進する
- ・水環境の監視体制を充実し、情報提供を行う

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●家庭でできる生活排水対策を実践します。	●事業系排水の適正な処理を行います。	●水環境の監視及び情報の提供を行います。

ウ 地質環境の保全

(ア) 目標

良好な地質環境の確保

(イ) 取り組みの方針

- ・工場などの土壌汚染対策に関する規制・指導を行う
- ・地下水の調査と採取に関する規制・指導を行う
- ・地盤沈下や地下水汚染の実態を把握する
- ・湧水の保全対策を推進する

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●地質環境の保全に関する理解を深めます。	●有害物質の地下への漏洩防止に努めます。	●地下水の水質調査を定期的に実施します。

エ 騒音、振動及び悪臭の防止

(ア) 目標

まちの静けさとさわやかな空気の確保

(イ) 取り組みの方針

- ・工場などからの騒音、振動及び悪臭に対する規制・指導を行う
- ・建設作業における騒音や振動に対する規制・指導を行う
- ・道路交通における騒音や振動の調査を充実する
- ・日常生活から発生する騒音や振動及び悪臭に対する近隣への配慮などを促進する

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●日常生活から発生する音や臭い ^{にお} について近隣に配慮します。	●事業活動や建設作業において、騒音や振動の低減に努めます。	●騒音や振動に関する調査や指導を行います。

オ 化学物質等の適正な管理

(ア) 目標

化学物質等による環境汚染の防止

(イ) 取り組みの方針

- ・化学物質等の使用及び排出の実態を把握し、適正な管理についての助言や指導を行う
- ・化学物質等に関する情報を提供し、リスクコミュニケーションの推進を図る

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●化学物質に関する正しい知識を身に付けます。	●化学物質の排出量の削減に努めます。	●化学物質に関する情報を分かりやすく提供します。

カ 環境にやさしいまちづくり

(ア) 目標

環境に配慮した魅力あるまちづくり

(イ) 取り組みの方針

- ・緑や水を生かした景観を形成する
- ・暮らしと調和する景観を形成する
- ・下水道の整備を推進する
- ・調節池や雨水排水施設の整備など浸水対策を推進する
- ・保水・遊水・貯留浸透機能の向上を促進する
- ・道路網の整備など円滑な交通処理の実現を図る
- ・公共交通の利用を促進する
- ・歩行者及び自転車の空間の確保を図る
- ・環境美化の推進を図る
- ・生活環境に影響を及ぼす新たな問題について調査・研究を進める

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●環境に配慮した街づくりに対する理解を深めます。	●地域の景観づくりに協力します。	●下水道や都市計画道路の整備を進めます。

キ 放射線量低減対策の推進

(ア) 目標

原子力発電所事故由来放射性物質が生活環境に及ぼす影響の低減

(イ) 取り組みの方針

- 空間放射線量等の調査を実施し、結果を公表する
- 公共施設などの放射線量の低減対策に取り組む
- 民有地などに対して低減の取り組みを要請する
- 今後の動向等を踏まえ、取り組みを見直す

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●市の取り組みに協力します。	●「市川市の放射線量低減の取り組みに係る基本方針」に沿った取り組みに協力します。	●「市川市放射線量低減実施計画」に基づき、年間被ばく線量の低減対策に取り組めます。

第4節 資源を大切にすまち

清掃行政の目的が、廃棄物の処理のみならず循環型社会の構築に重点を置いたものによってきたことを踏まえて、本市では、家庭ごみと資源物の12分別収集の導入やマイバッグ運動の展開などの様々な取り組みを進め、ごみの減量と資源化の推進に一定の成果を挙げています。

一方で、少子高齢化の進展などの社会経済情勢の変化に加え、世界的な資源の制約や地球環境問題への対応の必要性から、資源循環への取り組みの重要性は増し、同時に廃棄物処理に伴う環境負荷の更なる低減が求められています。

廃棄物処理に伴う環境負荷を低減するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を適切に分担して、廃棄物の発生抑制（Reduce）を十分に行い、廃棄物のうち再使用（Reuse）できるものや再生利用（Recycle）できるものは、資源やエネルギーとして回収するという、3R（スリーアール）に関する取り組みの強化が求められています。発生抑制の具体的な取り組みとして、ごみとなるものの受け取りの拒否（Refuse）や壊れたものを修理して使うこと（Repair）なども大切です。

また、どうしても不要なものとして排出される廃棄物については、不適正な排出や不法投棄を防止し、効率性と安定性を確保した適正な処理を行うことが必要です。

私たちは、資源の消費抑制と健全な資源循環を確保し、市民・事業者との協働の下に3Rを推進するとともに、廃棄物の適正処理を推進し、資源を大切にすまちをつくりまします。



市川市クリーンセンター

(1) 3Rの推進

ア 廃棄物の発生及び排出の抑制

(ア) 目標

廃棄物の排出が少ない市民生活や事業活動への転換

(イ) 取り組みの方針

- ・ライフスタイルの変革による廃棄物の減量を促進する
- ・リユース（再使用）を促進する
- ・事業系ごみの減量を促進する
- ・製造段階から廃棄物の減量や再資源化を考えたサイクルの構築を促進する
- ・廃棄物の発生を抑制する経済的手法を検討する

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●ごみの発生の少ないライフスタイルを実践します。	●事業系ごみの減量を推進します。	●ごみの減量に関する市民等の意識を高めます。

イ 資源の循環的な利用の推進

(ア) 目標

できる限り再び資源として利用する循環システムの形成

(イ) 取り組みの方針

- ・資源回収を推進する
- ・製造・販売事業者による再資源化への取り組みを促進する
- ・事業系ごみの再資源化を促進する

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●資源の回収に協力します。	●事業系ごみの再資源化に努めます。	●資源回収を推進し、資源化率の向上を図ります。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

ア 廃棄物の適正処理の確保

(ア) 目標

家庭ごみの分別排出と事業系ごみの適正処理の徹底

(イ) 取り組みの方針

- ・家庭ごみの分別排出を促進する
- ・事業系ごみの適正処理を促進する
- ・廃棄物の不法投棄対策を推進する

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●資源物とごみの分別排出に協力します。	●事業系ごみを適正に処理します。	●不法投棄を監視し、未然防止を図ります。

イ 一般廃棄物処理体制の整備

(ア) 目標

効率的で安定した廃棄物処理体制の確立

(イ) 取り組みの方針

- ・一般廃棄物の収集運搬体制の最適化を図る
- ・一般廃棄物処理施設の適切な施設運営を行う
- ・一般廃棄物処理施設の計画的な設備等の修繕・更新を行う
- ・次期クリーンセンターの建設計画の検討を進める
- ・焼却灰等の再資源化と最終処分先の安定確保を図る
- ・し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を推進する

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●廃棄物処理に対する理解を深めます。	●廃棄物処理体制の整備に関する施策に協力します。	●廃棄物処理施設を適切に維持管理します。

第5節 環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち

私たちは環境の中で生き、その恵みを受けながら経済的、社会的、文化的な活動を営んでいますが、他方、こうした活動から発生する環境負荷の積み重ねが様々な環境問題を起こしています。

私たちは、身近な生活環境から地球環境まで、良好な環境を守り、未来に引き継いでいくために、家庭で、地域で、職場で、市民活動の中で、環境の保全及び創造に取り組んでいかなければなりません。

このような取り組みが進むよう、環境に対する意識を高めるとともに、取り組みを進めるための仕組みづくりが求められています。このため、学校教育のみならず、消費者教育、職場の教育、地域活動等を通じた環境に対する学習を推進するとともに、取り組みに携わる人材を育成していくことが大切です。

また、環境活動の輪を広げるためには、活動を支えるための仕組みとして、環境と社会や暮らしとのつながりを実感する体験学習の実施や情報の提供、市民活動団体との連携・支援のほか、自発的な行動を促進する役割を担う人(ファシリテーター)や組織間の調整等の役割を担う人(コーディネーター)などの人材育成も必要です。

さらには、持続可能な社会の形成に向けて、環境対策を経済発展の制約要因ではなく、新たな成長要因と捉え、環境の保全と経済の活性化が両立するようなまちづくりを目指していくことも大切です。すなわち、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという「環境と経済の好循環」の実現に向けて、事業者には環境に配慮した商品やサービスの提供が、消費者にはそのような環境価値を積極的に評価して需要を作り出す消費行動が求められています。そして、市には率先して環境配慮行動を行うとともに、事業者・消費者のこのような行動を促進していく役割が求められています。

このように、様々な主体がその役割に応じて環境活動を行うことは、活動の場の確保を通じた人々のライフワークや地域経済の活性化にもつながり、活力あふれるまちづくりにも役立つものです。

私たちは、暮らしや事業活動と環境との関わりについて学び、環境と経済の両立を図りつつ、さらには自発的な環境活動への参加を促進することにより、市民（市民活動団体を含む）、事業者、行政などがより良い環境の実現に向けて協力し合うパートナーシップ社会の構築を通して、環境をみんなで守り育てる活力あふれるまちをつくりまします。

(1) 環境学習の推進

ア 環境学習の実施

(ア) 目標

環境との関わりについて学ぶ機会の充実

(イ) 取り組みの方針

- ・学校教育における環境学習を充実する
- ・地域での活動を通じた環境学習の充実を図る
- ・暮らしや事業活動に結びつけた環境学習を推進する

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●生活と関連する様々な環境問題について学びます。	●事業活動と関連する様々な環境問題について学びます。	●環境に関する講座を開催します。

イ 環境学習推進体制の整備

(ア) 目標

環境を学ぶ仕組みの確立

(イ) 取り組みの方針

- ・環境学習に関する支援体制を整備する
- ・環境活動の指導者づくりを推進する
- ・環境学習から自主的な環境活動への進展を促進する

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●環境活動を実践するための能力を身に付けるよう努めます。	●環境活動を支援できる人材等を養成し、環境学習の推進に貢献します。	●自主的な環境活動を支援します。

(2) 環境活動への参加の促進

ア 環境情報の提供

(ア) 目標

環境情報の収集と分かりやすく提供する体制の確立

(イ) 取り組みの方針

- ・ 環境に関する情報を体系的に収集・整理する
- ・ 環境に関する情報を様々な手段で分かりやすく提供する
- ・ 市民・事業者と環境に関する情報の共有を促進する

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
● 広報紙や Web ページの環境情報を活用します。	● 環境に関する情報の収集と提供を行います。	● 広報紙や Web ページに環境情報を掲載します。

イ 環境に配慮した活動の促進

(ア) 目標

あらゆる段階での環境に配慮した活動の促進

(イ) 取り組みの方針

- ・ 環境に配慮したライフスタイルを促進する
- ・ 環境に配慮した事業活動を促進する
- ・ 環境マネジメントシステムの導入を促進する
- ・ 地域での環境保全活動への参加を促進する
- ・ グリーン購入の促進など、環境配慮型市場の拡大を図る

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
● 環境配慮型の製品やサービスの購入など、環境に配慮したライフスタイルに取り組みます。	● 環境配慮型の製品やサービスの提供などを通して、事業活動における環境負荷の低減に努めます。	● 率先してグリーン購入に努めるとともに、環境保全活動を支援します。

ウ 協働による環境活動の推進

(ア) 目標

環境活動に協働で取り組む社会の実現

(イ) 取り組みの方針

- ・市民活動団体（ボランティア団体やNPO等）への支援を行う
- ・市民活動団体などの交流や連携を促進する
- ・参加型の環境に配慮した活動を促進する
- ・県や他の近隣自治体などとの連携を図る

(ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●市民活動団体の環境活動への理解と協力を努めます。	●環境イベントに参加し、他団体等との連携を図ります。	●参加者相互の協働を促す環境イベントを開催します。



エコライフ推進員の啓発

第5章 計画の推進

第1節 計画の周知

本計画の推進には、市民・事業者・市が環境の保全及び創造に関して共通した認識を持ち、連携してそれぞれの役割分担を果たしていくことが必要です。

本計画については、市川市環境白書や市 Web ページに掲載するほか、概要版を作成し、学校や自治会、商店会等の団体に配布するなど、様々な主体を対象に周知を図ります。

さらに、市民生活や事業活動の様々な場面や機会を通じて情報の提供や啓発活動に努め、本計画の推進につなげます。



第2節 推進体制の整備

本計画を積極的に推進し、実効性のあるものとするため、関係部署をはじめ、市民・事業者・関係機関などと連携・協働し、総合的に推進する体制を整備していきます（図5-1）。

(1) 市川市環境調整会議

本計画に掲げた施策の推進は、市川市環境基本条例に基づき設置された「市川市環境調整会議」において、本計画の策定に関する事項や市が行う施策における環境の保全及び創造への配慮に関する事項などを総合的に調整し、推進していきます。（市における調整）

(2) 市川市環境審議会

本計画の策定・改定に際して、環境施策全般に対する様々な専門的分野からの意見が必要となるため、学識経験者や市民の代表者等から構成される「市川市環境審議会」に、基本的事項の変更や進行状況などについて報告し、環境施策への助言・提言を求めています。（専門的分野からの審議・助言）

(3) 市川市環境市民会議

本計画を市民・事業者等との協働で推進するため、市民・事業者等で構成される「市川市環境市民会議」を設置し、本会議からの提案・評価などを活用して、推進を図っていきます。（市民・事業者等との協働）

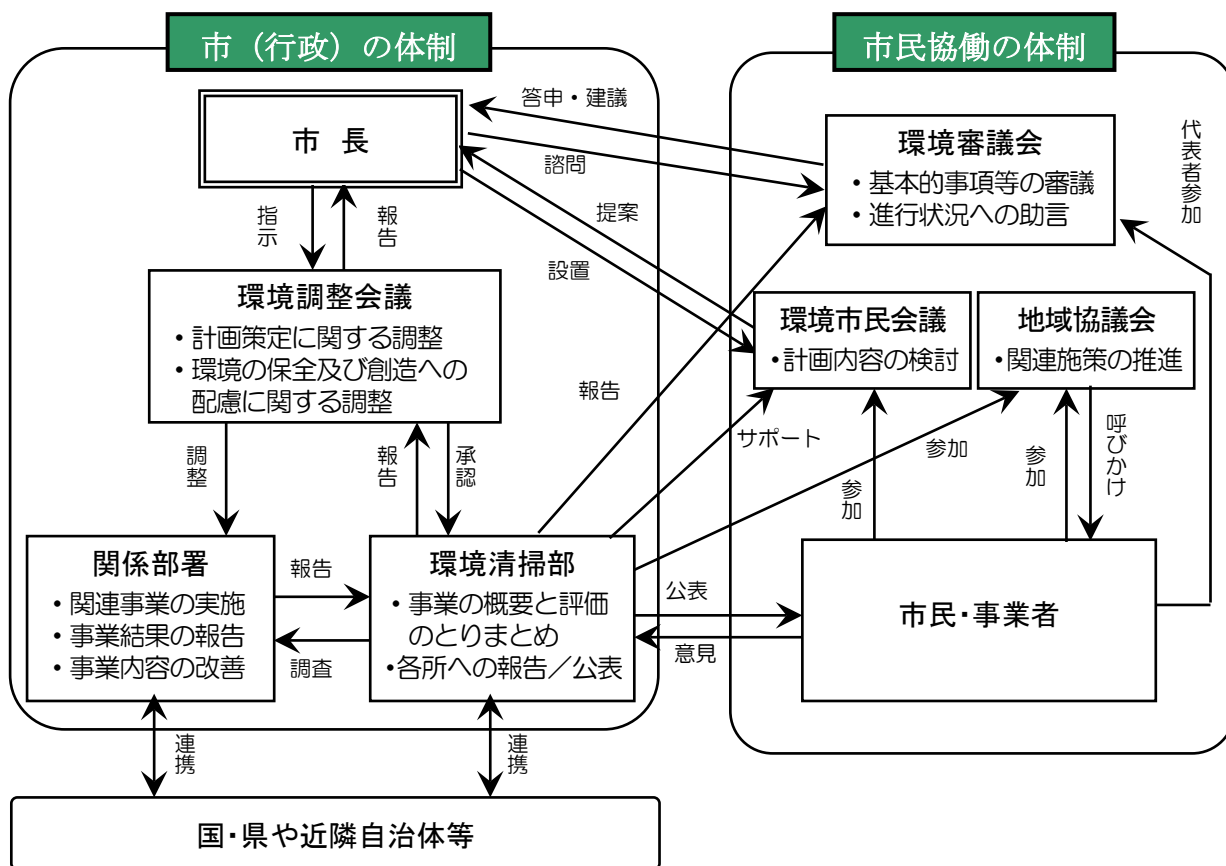
(4) 地域協議会

本計画を市民・事業者等との協働で推進するため、「市川市地球温暖化対策推進協議会」等の地域協議会と協働して、推進を図っていきます。（市民・事業者等との協働）

(5) 広域的連携

東京湾や河川の水質に関する問題、地球環境問題や自動車交通公害問題など、広域的な環境問題に対して取り組むため、国や千葉県はもとより、近隣自治体等と連携し、推進を図っていきます。（国・県や近隣自治体等との協力）

図5-1 推進体制の相関図



第3節 進行管理

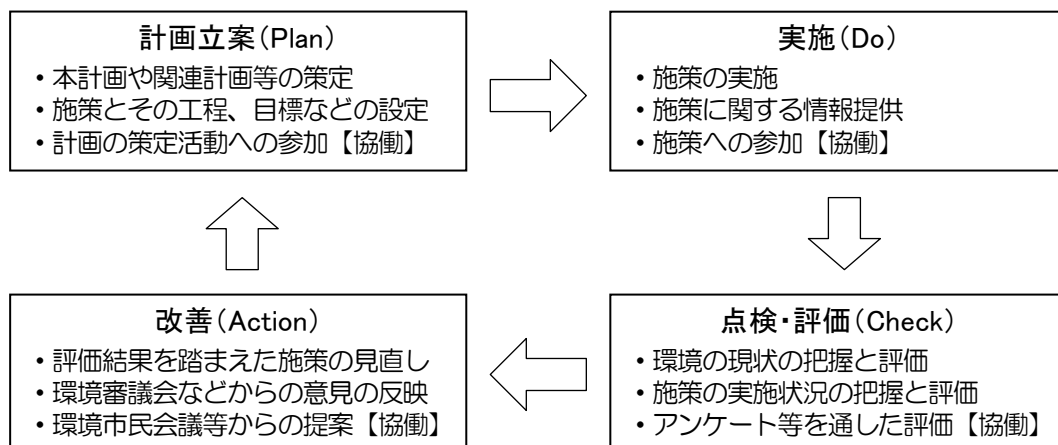
(1) 進行管理

本計画の基本目標である『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』を実現していくには、本計画の進捗状況を把握し、的確に対応していくことが大切です。事業の実施にとどまらず、達成状況について PDCA サイクルを活用しながら積極的に進行管理を行い、目標の達成度の評価(注)と更なる改善を行います(図5-2)。

また、計画立案(Plan)においては環境審議会、環境市民会議への参加やパブリックコメントの実施、施策の実施(Do)においてはエコライフ推進員・じゅんかんパートナーや環境学習の講師、地域清掃等への参加、点検・評価(Check)においてはアンケート等を通じた評価、改善(Action)においては環境市民会議等における改善提案など、PDCA の各段階において市民・団体・事業者等の意見の反映と参加を図ります。このように、各主体の自主的な取り組みと連携を両輪として、本計画を推進していきます。

(注) 評価に際しては、ヘルスプロモーションや保健プログラムの企画・評価モデルであるプリシード・プロシードモデルなどがある。

図5-2 進行管理のPDCA サイクル



(2) 点検と指標

本計画の実効性を確保するため、施策の進捗状況などを把握する必要があります。そこで、施策の方向において指標を掲げ（表5-1、5-2）、その進捗については各施策を所管する関係部署による点検結果を踏まえ、毎年、公表します。

なお、指標は、本計画の目指すべき方向を的確に反映し、かつ環境の現況等に即した適切なものを選定することとします。

また、指標の運用に際しては、それぞれが持つ特性や限界等に留意し、継続性にも配慮します。

表5-1 目標・指標①（自然環境、地球環境、生活環境）

	施策の分野	施策の方向	項目	目標・指標（関連計画） （注1）△は指標	直近値 （平成22年）	目標値・ 指標値（年）
自然環境	自然環境の 保全再生	生物多様性の保全再生	自然環境の実態把握	△自然環境モニタリング調査結果における生息種類（第二次基本計画）	92種	→
		生き物の生息の場の保全再生	緑地などの保全	△市有緑地の面積（第二次基本計画）	56.50ha	↗
	自然とのふれあいつくり	水や緑とのふれあいの場の確保	公園等の整備	市民一人あたりの都市公園面積（みどりの基本計画）	3.08m ² /人	4.73m ² /人 （平成37年）
		都市農業の振興	持続性の高い農業の推進	△エコファーマー登録者数（第二次基本計画）	66人	↗
			市民農園等の設置	△市民農園等の設置数（第二次基本計画）	12施設	↗
都市型水産業の振興	貝類資源の育成等の支援	△浅海養殖や漁場改良等の補助件数	延べ4件	→		
地球環境	地球温暖化への対策	温室効果ガスの排出削減	温室効果ガス排出の実態把握	△市全体での二酸化炭素排出量（地球温暖化対策地域推進計画）	4,511千t-CO ₂ （平成18年）	3,712千t-CO ₂ （平成28年）
		再生可能エネルギー利用の推進	再生可能エネルギー設備の普及	△太陽光発電システムの設置数（地球温暖化対策地域推進計画）	約700世帯 （平成18年）	約5,000世帯 （平成28年）
		二酸化炭素吸収源対策の推進	緑化の推進	市全域の緑地面積（みどりの基本計画）	1,713ha	1,842ha （平成37年）
生活環境	生活環境の 保全	大気環境の保全	環境基準の達成状況	大気環境の環境基準	資料編 P21 参照	環境基準の達成 及び 年平均値 ↘
		水環境の保全		水環境の環境基準		
		地質環境の保全		地質環境の環境基準		
		騒音、振動及び悪臭の防止		騒音の環境基準		
		化学物質等の適正な管理		化学物質等の環境基準		
	環境にやさしいまちづくり	都市景観の形成	△景観計画特定区域・景観協定区域等の件数（第二次基本計画）	1件	↗	
	下水道の普及	△下水道普及率（第二次基本計画）	67.3%	↗		

表5-2 目標・指標②（生活環境、資源循環・廃棄物、協働）

	施策の分野	施策の方向	項目	目標・指標（関連計画） （注1）△は指標	直近値 （平成22年）	目標値・ 指標値（年）
生活環境	生活環境の 保全	環境にやさしいまちづくり	都市計画道路の整備	△都市計画道路の整備率（第二次基本計画）	42.3%	↗
			環境美化の推進	△特定地区の吸い殻の数（第二次基本計画）	157本（注2）	↘
	放射線量低減対策の推進	追加被ばく線量の低減	△空間放射線量（放射線量低減実施計画）	0.07～0.35 μSv/時 （平成23年9月）	0.23μSv/時 未満 （平成24年8月）	
資源循環・ 廃棄物	3Rの推進	廃棄物の発生及び排出の抑制	ごみ排出量の状況	市民一人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物処理基本計画）	853g	830g （平成30年）
		資源の循環的な利用の推進	資源の循環的利用	資源化率（一般廃棄物処理基本計画）	18.1%	35% （平成30年）
廃棄物の適 正処理の推 進	廃棄物の適正処理の確保 一般廃棄物処理体制の整備	不法投棄の状況	△不法投棄の処理量	861t	↘	
		ごみの最終処分量	△ごみの最終処分量（一般廃棄物処理基本計画）	16,874t	11,106t （平成30年）	
協働	環境学習の 推進	環境学習の実施	市民環境講座の実施	△市民環境講座の開催数・参加者数（第二次基本計画）	10回・243人	→
		環境学習推進体制の整備	こどもの環境活動の支援	△いちかわこども環境クラブの登録団体数	26グループ	→
	環境活動への 参加の促 進	環境情報の提供	環境情報の提供	△環境情報の市Webページのアクセス数	96,631PV （注3）	↗
		環境に配慮した活動の促進	エコライフの啓発	△エコライフ推進員の活動回数・啓発人数（第二次基本計画）	34回・ 4,370人	→
			事業者の取り組みの推進	△環境保全協定の締結数	72社	→
			環境物品等の調達の推進	市におけるグリーン購入割合（調達方針）	93.5%	100%
		協働による環境活動の推進	いちかわ環境フェアの開催	△いちかわ環境フェアの出展者数・参加者数（第二次基本計画）	57団体・ 9,000人	↗
ボランティア・NPOの活動支援	△ボランティア・NPO活動センターの利用者数（第二次基本計画）		10,035人	↗		

（注2） JR本八幡駅周辺の定点観測による。

（注3） 市公式Webでのカテゴリー分類に則り、市民向け情報の「自然」、「環境」、「緑化」、「資源物・ごみ」及び事業者向け情報の「環境保全」における一覧紹介ページ（計5ページ）の閲覧回数による。

(3) 計画の見直し

本計画は、計画期間の中間時点を目処に、内容や進捗状況について評価を行うとともに、今後の国内外における社会情勢の変化などに柔軟かつ適切に対応して、必要に応じて本計画の見直しを行います。



資料編

目次

資料1	環境基本条例	資料1
資料2	市民提案報告書	資料5
資料3	市川市環境審議会答申	資料10
資料4	東京電力福島第一原発事故を踏まえた 放射線対策について	資料17
資料5	環境施策のふりかえり	資料19
資料6	環境基準	資料44
資料7	市川市総合計画との整合	資料51
資料8	計画策定の経緯	資料53
資料9	用語解説	資料55

資料1 環境基本条例

平成 10 年 7 月 3 日

条例 第 30 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等（第 9 条—第 18 条）

第 3 章 市民参加の促進（第 19 条—第 22 条）

第 4 章 地球環境保全の推進（第 23 条）

第 5 章 環境の保全及び創造の推進体制等（第 24 条・第 25 条）

第 6 章 環境審議会等（第 26 条・第 27 条）

附則

私たちの市川は、首都東京と隣接し、豊かな流れの江戸川、下総台地の斜面の緑、市街地に群生する黒松、そして南部では東京湾に臨むなど恵まれた自然環境の下、先人たちの知恵や事跡を大切に受け継ぎながら、万葉の歴史息づく文化の薫り高い都市として発展してきた。

これまでの都市としての発展は、市民生活の向上や産業活動の活発化をもたらしたが、翻ってみると一部では貴重な自然が失われ、また、資源やエネルギーの大量消費を伴い、環境への負荷が増大するものであった。こうした営為が、生命の源であり人類の存続基盤でもある地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、これまで健全で良好な環境を求めて、公害防止対策や自然環境保全など、様々な施策を講じてきた。しかし、今日の環境問題が質的にも量的にも変化していることに伴い、新たな時代の環境保全対策の必要性に迫られていることにかんがみ、環境への負荷の少ない社会を構築し、自然と文化が調和した魅力的で快適な環境の実現を目指さなければならない。

自然との共生に配慮し、省資源型・資源循環型の快適な環境を実現していくために、今こそ私たちは英知を傾け、総力を挙げて環境の保全及び創造に取り組み、ひいては地球環境全体の保全に資する行動に努めるべきである。

私たちは、恵み豊かな環境からの恵沢を享受することの重要性を理解し、将来の世代に引き継いでいこうと、一人ひとりが担うべき役割を果たし、もって住みよい文化都市を実現していくため、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の

掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、かつ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる資源循環型の社会が構築されることを旨とし、及び環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。

4 地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように情報の提供その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止し、及び自然環境を適正に保全するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境月間)

第7条 事業者及び市民の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。

2 環境月間は、6月とする。

3 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(施策等の公表)

第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策について、計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に十分配慮しなければならない。

(環境影響評価の制度の導入)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業に係る環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮するよう、制度の導入を図るものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制等の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる必要な規制等の措置を講ずるものとする。

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制等の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関し必要な協定を締結するよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第14条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解の下に、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 市は、緩衝緑地、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用を図るための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(調査の実施)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に当たっては、環境の状況の把握及び今後の環境の変化に関する調査その他必要な調査を実施するものとする。

（監視等の体制の整備）

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 市民参加の促進

（市民の意見の反映）

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映させるため、市民から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全及び創造に関する学習の推進）

第 20 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、及びこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするための学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全及び創造に関する市民及び事業者の学習の推進を図るものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための支援措置）

第 21 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、美化活動、河川浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第 22 条 市は、民間団体等に対して環境の状況その他の環境の保全及び創造に関し必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第 4 章 地球環境保全の推進

（地球環境保全の推進）

第 23 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第 5 章 環境の保全及び創造の推進体制等

（事業者及び市民との協力）

第 24 条 市は、事業者及び市民と協力して環境の保全及び創造を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（他の地方公共団体との協力）

第 25 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第 6 章 環境審議会等

（環境審議会）

第 26 条 市川市環境審議会条例（昭和 47 年条例第 25 号）に基づき設置する市川市環境審議会においては、環境基本計画の策定その他環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議する。

（施策の調全体制の整備等）

第 27 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市の機関相互の緊密な連携を図りつつ総合的に調整する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成 10 年 7 月 3 日から施行する。

（市川市環境審議会条例の一部改正）

2 市川市環境審議会条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「保全」の次に「及び創造」を加える。

資料2 市民提案報告書

(1)市川市環境市民会議

市川市環境市民会議は、「市川市環境基本条例」第19条に規定される市の環境政策に市民意見を反映するために設置される自主運営会議です。平成11年の第1期から不定期に設置され、平成21年度には第6期となる会議が次のとおり開催されました。本会議はAB二つのグループに分かれて協議・検討をし、全体会議で意見集約を図るという手法で進められ、合計34回もの会議を経て、報告書が取りまとめられました。

検討テーマ： 「みんなで築く持続可能な社会のために」
～次期環境基本計画の策定に向けて～

設置期間： 平成21年7月22日～平成22年1月13日

会議回数： 6回の全体会議を含む34回

参加メンバー： 公募市民15人

役割		氏名	職業	備考
全体会議	グループ			
低炭素社会・循環型社会検討グループ(A)				
	リーダー	齋藤 真実	会社員	
書記	サブリーダー	津田 治輝	学生	
	書記	吉田 浩希	学生	
		臧 理	大学非常勤講師	
		林 昭男	無職	
		松野 仁彦	無職	
座長		森 和男	会社顧問	
自然との共生・環境教育・評価システム検討グループ(B)				
	リーダー	吉岡 比呂志	会社員	
	書記	道下 経枝	社会教育指導員	
		永木 恵美子	主婦	
		榎本 恵美子	主婦	
書記		川村 由紀子	主婦	
		鈴木 核	会社員	
副座長		福田 隆	自営業	
		大木 正雄	初任者指導教員	(11/19 参加辞退届出)

(2) 報告書の構成と概要

第1章 はじめに

主に地球温暖化対策について、世界から日本そして市川市へと現状を紹介

第2章 総括

各グループ内での検討経緯をテーマごとに総括

1) 循環型社会〔Aグループ〕

市川市の目指すべき循環型社会のために最重要な政策は「ごみを燃やさない・埋め立てない」政策への転換である。ごみの焼却には多大な環境リスク・財政リスクがあるからである。ごみを燃やさないで済むためには、ごみを減らすことと、どうしても出てしまったごみを最大限資源として活用することである。国内外で広がりつつあるゼロウェイスト政策を市川市も取り入れることを大きな提言とし、この10年でごみの排出量50%削減を目標とすることを求める。

2) 低炭素社会〔Aグループ〕

市川市の目指すべき低炭素社会のために最重要な政策は「省エネルギーへの転換」を実現する政策であるべきと合意した。低炭素社会の実現のためには大小様々な切り口があるが、最も影響が大きいであろう「エネルギー」の観点からサブテーマを絞りこむこととした。当初は、省エネについては緑カーテンの普及、自然エネルギーへの転換については太陽光発電の普及推進のみに重点を置いていたが、議論が進むにつれ省エネ機器の有効利用や、太陽光以外の自然エネルギーの利用推進も必要との結論に至った。省エネを含め、クリーンエネルギーの地産地消が大きな目標である。

3) 人と自然との共生〔Bグループ〕

市川という地域特性を考えてみると、手付かずの原生自然のない地域であり、人との関わりの中で管理・維持されてきているものがほとんどであることから、自然と共生するためにはそれを否定することではなく、人との関わりをさらに深化させる取り組みが重要であると位置づけた。

4) 環境教育〔Bグループ〕

環境についての知識や情報を全市民にどのように伝え、そして自ら行動していく必要性を理解してもらうといった取り組みが、今後必要不可欠であると考えた。

しかし、行政がこの役割を一手に担う必要はなく、環境問題に詳しい市民団体やNPO団体、市内事業者などが団結し、それぞれの得意分野を活かした活動を広げていければ良いと思う。

また、市民が環境問題に積極的に関与してもらうには、今後の社会の担い手であ

る子どもたちの協力が必要不可欠である。学校における環境教育の推進についても初等・中等教育に環境を学ぶ機会を増やすとともに、学校関係者だけに頼ることなく市民・市内事業者等が連携して取り組むことでより効率的に、そして高度な教育が行える環境づくりが可能と考えている。

5) 評価制度〔Bグループ〕

環境基本計画は今後の市川市の10年後を見据えた大事な計画であり、計画策定とその実行に際しての目標設定、実施状況の確認を行うことは、必要不可欠である。いわゆるPDCAサイクルを有効に活用する取り組みと体制を構築することにより、環境基本計画が実効性のある計画となるようにとの思いからまとめあげたものである。次期の環境基本計画の策定時には、この制度と体制の実現に向けた検討を望むところである。

第3章 市川市の環境、今後10年に向けた提言

第1節から第5節まで5つのカテゴリーに分け、それぞれに複数の提案項目を掲示

1) 循環型社会の実現に向けて

- ◇ゼロウェイスト政策
- ◇生ごみ堆肥化サイクルの創造
- ◇マイボトル市川宣言

2) 低炭素社会に向けて

- ◇太陽光発電の普及
- ◇バイオエネルギーリサイクルシステムの構築
- ◇小型風力発電の普及
- ◇家庭でできるエコ活動
- ◇交通方式の転換

3) 人と自然との共生に向けて

- ◇ビオトープの整備促進
- ◇自然の景観と文化の保全
- ◇バリアフリーな生活環境

4) 環境学習の推進

- ◇持続可能な社会のための環境教育
- ◇学校における環境教育

5) 評価制度の整備

- ◇環境評価制度の創設

第4章 おわりに

前3章での提言項目を踏まえて、次期環境基本計画の策定への期待を表明するとともに、行政の策定するその他の計画の中で、同計画の好ましい位置づけを図解で提案

- 市民が市川市に求める取り組みや期待する成果を提言したもので、市民から市川市に業務を委託するための「仕様書」と捉えてもらいたい。
- 環境基本計画では、これからの市川市全体の環境をどのようにするのかといった将来ビジョンを描き評価しなければならない。
- 実現のためにはプロセス、プログラム、目標値があり、それを検証する手立てがあれば成果は見えてくる。さらに、短期的な環境対策だけでなく、中長期の環境保全戦略を明確にした具体的で実効性のある計画とすることが重要である。
- 次期環境基本計画においては、数値目標を掲げ、具体的な施策と工程表の策定を行い、その達成状況を確認・評価する仕組みを確立しなければならない。施策が効果的に実践され、実現への可能性が高まったとき、市川市の環境は市民が望む姿に改善されるものとなる。

参加メンバー一人ひとりが、これからの市川の環境を真剣に思い描き、纏め上げた報告書であり、市はこの提言を十分に理解したうえで、具体的な施策に昇華させ、事業として実践することを期待する。

(3)環境基本計画に関する要約

市民提案報告書の内容において、第一次市川市環境基本計画のふりかえりや次期環境基本計画への期待についての要約は、次のとおりです。

◇環境基本計画に関連する記述（要約）

1. 第一次市川市環境基本計画のふりかえり

- (1) 第一次計画における基本理念の全てにおいて、目標を達成していない項目がある。
- (2) 「進捗に併せて達成度を評価できない」並びに「目標値を達成していない項目が多くある」ため、取り組みの効果を客観的かつ定量的に評価することができない。

2. 次期環境基本計画への期待

- (1) 次期計画は、こうあって欲しいと市民が望む市川市を作るために、資金を投じて行う事業計画の基本となるべきであり、内向きの環境対策効果を求めるのではなく、市全体の環境をどのようにするのかといった将来ビジョンを描かなければならない。
- (2) これまで文化都市・健康都市を推進してきた市川市の施策と環境問題をリンクさせ、環境を取り巻く様々な課題を取り扱う施策を実践することにより、市川市の姿を作り上げることが責務と考える。
- (3) 持続可能な社会を形成するためには、中長期の環境保全戦略を明確にして数値目標を

掲げ、具体的な施策と工程表の策定を行い、目標に対する達成度の確認・評価を行う仕組みをつくり、実効性のある計画を策定することが必要である。

これらの提案内容については、(仮称)第二次市川市環境基本計画(本書)の第4章「施策の分野と方向」及び第5章「計画の推進」などにおいて、反映を図ります。

資料3 市川市環境審議会答申

(1)答申鏡

(写し)

市 環 第 1号
平成 23年 12月 15日

市川市長 大久保 博 様

市川市環境審議会
会長 後藤 政 幸



第二次市川市環境基本計画の策定について(答申)

平成 23年 1月 25日付け市川第 20110120-0128 号により市川市環境審議会に対して諮問のあった「(仮称)第二次市川市環境基本計画の策定について」、次のとおり取りまとめたので答申する。

記

本審議会では、第6期市川市環境市民会議からの提案書やパブリックコメントに寄せられた市民からの意見を参考にしつつ、本年3月の東日本大震災を契機とした市民の「安全・安心」への関心の高まりや更なる再生可能エネルギー普及の必要性などを踏まえ、5回にわたり活発な審議を重ねてきた。

議論の根底は、グローバルな視点から、我が国の「第3次環境基本計画」の方向を礎に、市川市の新たな環境の保全及び創造を目指す事であった。

また、議論の過程においては、全委員から文書による意見の提出を求め、これらを基に様々な角度から、本市の環境施策の大綱となる第二次市川市環境基本計画のあるべき姿について、強い使命感を持って検討を行ってきたところである。

その結果、本答申は市川市の将来を見据え、諮問された計画（案）を基礎から見直し、一言一句に至るまで吟味を重ね、推敲の末に取りまとめたものである。

また、審議のなかで出された計画策定に係る基本的事項や計画を周知する上での重要事項などについては、附帯事項として別途まとめている。

市においては、本答申を最大限に尊重し、「第二次市川市環境基本計画」を速やかに策定するとともに、現在及び将来の市民の健康で文化的な活力あふれる生活を確保するために、環境と経済が一体となって向上する社会を目指し、環境の保全と創造に努め、「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」の実現に向けて積極的に取り組まれることを期待する。

(2) 計画策定に向けて

市川市環境基本計画は、市川市環境基本条例に基づき定められた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための大綱です。

平成12年度に策定された現計画においては、持続可能な社会の構築に向けて、循環、共生、協働、地球温暖化問題への取り組みを基本理念に掲げ、各施策が実施されてきたところです。

この間、市川市の環境の状況は、都市河川の水質や大気環境の改善、ごみ排出量の削減など、いわゆる都市・生活型の環境問題について一定の進展が見られたものの、温暖化対策や生物多様性の保全に取り組むことの重要性はさらに増しています。

今日におけるこのような環境問題は、物質的豊かさや利便性を追求する価値観やライフスタイルから生じた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済システムに起因していることから、課題の解決には環境、経済、社会面からの統合的な向上を図り、持続可能な社会の構築を目指していく必要があります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や続く福島第一原子力発電所の事故等を契機に、生活部面に関する市民の「安全・安心」へのニーズが高まり、環境に対する意識や価値観に変化が見られるとともに、地域・コミュニティの結束の大切さが再認識されています。

特に、人の健康を保護し生活環境を保全することは環境行政の原点であり、さらには「健康都市いちかわ宣言」が尊重するWHO憲章の精神や健康の定義「身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態」を実現していくためにも「生活の安全・安心」の確保は必須です。

今後においても発生が否定できないこのような大規模災害に対し、環境政策の視点から迅速かつ適切な対応を行うことが必要です。

現在の私たちは、環境の恵みを将来世代に継承していくことの大切さを理解し、日常の生活や活動と地球環境の繋がりを考える俯瞰的な視野を持ち、物質的な豊かさや利便性の追求から精神的な「豊かさ」や「ゆとり」「うるおい」を重視する価値観にシフトしていく必要があります。

また、少子高齢化の進行と労働人口の減少は、税収の減少や扶助費の増加などをもたらし、市川市においても将来の行政経営は安泰とは言えません。このことから、環境施策の実行に際しては、効率性を確保し、行政経営の質を高めていくことが強く求められます。

さらに、地域コミュニティの絆を深めながら人の健康を重視し、生態系へのリスクを低減することにより、地域環境の保全はもとより、広く地球環境の保全に資することができます。つまり、良好な環境の創造が良質で躍動的な市川市の経済発展につながります。

このような取り組みを実行することが、文化的にも成熟した持続可能な「いちかわのまちづくり」を可能にし、市民からは「住み続けたい」、市を訪れる人からは「住

んでみたい」と言っていただけの地域価値の高い「魅力あるいちかわ」を実現することに繋がるものであります。

本環境基本計画は、このような観点から、市民、事業者、市の三位が一体となりそれぞれが主体的に取り組むことで、計画が実行・推進されていくものです。

また、計画の効果を高めるために、数値目標を設定し、適切な時期に目標の達成状況の評価を行うこととします。

最後に、「第二次市川市環境基本計画」は、基本目標「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」、副題「未来を拓き、未来に託す活力あふれる快適な環境の創造に向けて」、コンセプト「市民協働、実効性、総合的な推進の強化を図り、人と自然が共生する活力あふれる社会を目指す」を環境政策の特徴として標記します。

(注) 答申本文略(市 Web ページに掲載しています。)

(3)付帯事項

第二次市川市環境基本計画（答申）は環境審議会において、委員から多々意見が出され、議を経て作成されたものである。

しかしながら、委員全員の意見の全てが反映されたとは言い難い。付帯事項はその他の意見について記述している。

I. 全体に関する意見

- ・環境基本計画の本文中にイメージ写真やイラストを入れたり、文字の大きさや色を工夫し、興味を持って読んでもらえるような配慮が必要である。

II. 各章に関する意見

1. 第3章 計画の目指すべき方向

(1)第2節 基本理念

- ・市川市環境基本条例と環境基本計画の理念は同じであるべきと考える。よって、仮に今回、基本計画の理念と同条例の理念に齟齬が生じるようであれば、条例の改正も視野に入れるべきである。

(2)第3節 計画の体系

- ・「施策の方向」には抜け漏れが多いため、各部に協力を擁して内容の充実を図ること。

2. 第4章 施策の分野と方向

(1)第2節 地球にやさしいまち

- ・本計画案では地球温暖化対策を大きな項目としてあげており、CO₂削減の重要性が述べられている。将来、原発推進政策の見直しで火力発電への依存が高まりCO₂排出量増加が危ぶまれる状況下、森林保全によるCO₂吸収による削減は重要である。取り組み内容としては、市内の山林保全、樹林地の増加にとどまらず、広域の森林保全、ひいては日本全国の森林保全ならびに林業再生に資する施策などが必要となる。

具体的な政策としては、市内に残された山林の維持・手入れと宅地等への転換の制限、国産木材を使った木造建築の奨励、公共建築物の木造化、林間学校

など森林保全・環境教育の実施、他市・他県で行われる森林保護の取り組みへの市民の参加、などが挙げられる。

3. 第5章 計画の推進

(1) 第1節 計画の周知

・計画の実効性の担保を意識し、例えば、アニメキャラクターを作り、いちかわCATVのなかで子供向けに環境施策を紹介したり参加できる仕組みづくりや小中学校の子供たちの夏休みの宿題のテーマ、高校生による環境に関する取り組みのコンテストの開催、市川市役所の入所試験に課したり…など、環境に関する施策や事業をより多くの市民の日常生活に組み込む工夫を徹底することが必要である。

(2) 第2節 推進体制の整備

・持続可能な社会の形成に向けて、計画の実施に際しては、第6期市川市環境市民会議「市民提案報告書」第3章市川の環境、今後10年に向けた提言(循環型社会の実現に向けて、ゼロウェイスト政策から見た市川市の現状と提言、生ごみ堆肥化サイクルの創造、マイボトル市川宣言)を考慮すること。

・環境保全活動への参加意欲の高い市民、団体の活用方法を構築すること。

(3) 第3節 進行管理

・施策の目標・効果を数値化し、毎年、施策別の費用対効果をポートフォリオで評価し、使命終了・関係部署との重複や、費用対効果の悪いワースト10%の施策を縮小・廃止する。絞り出した予算は行政効率化の成果として、一般会計予算の経常収支比率低下や新施策へ回すか積み立て、行政経営の質を高めていくこと。

・施策の効果的な推進と目標の達成については、年に4回程度公表すること。

・第一次基本計画の達成状況を踏まえ、本計画では、全ての項目に目標値を入れること。また、実績値で未達成のもの反省と新たな取り組みを明確にすること。

(4)市川市環境審議会名簿

	氏名	選出別	選出母体	備考
会長	後藤 政幸	学識経験者	和洋女子大学	
副会長	田平 和精	市内の事業場の 代 表 者	市川市商工会議所	
委員	宮田 かつみ	議会の推薦した 議 員	市 川 市 議 会	
委員	桜井 雅人	〃	〃	
委員	田中 幸太郎	〃	〃	
委員	石原 よしのり	〃	〃	
委員	浅野 さち	〃	〃	
委員	越川 雅史	〃	〃	
委員	中村 政邦	市内の事業場の 代 表 者	市川市商工会議所	
委員	小倉 裕直	学識経験者	千葉大学	
委員	平原 隆史	〃	千葉商科大学	
委員	福澤 健次	〃	市川市医師会	
委員	青野 匡宏	〃	市川市薬剤師会	
委員	渡邊 和昭	農業の代表者	市川市農業委員会	
委員	中島 健藏	漁業の代表者	市川市行徳漁業協同組合	
委員	福田 隆	市民の代表者	(市川市環境市民会議 第V期・第VI期)	
委員	宍戸 有美	〃	(市川市みず アドバイザー)	

資料4 東京電力福島第一原発事故を踏まえた放射線対策について

(1) 国の動向

○放射性物質汚染対処特措法

この法律は、福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに軽減することを目的とし、平成 23 年 8 月 30 日に公布された。(平成 24 年 1 月 1 日全面施行)

制度	
基本方針の策定 環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める	
基準の設定 環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理に関する基準を設定	
監視・測定の実施 国は、環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施	
放射性物質により汚染された廃棄物の処理 <ol style="list-style-type: none"> ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定 ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定 ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定 ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物(特定廃棄物)の処理は、国が実施 ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用 ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止 	放射性物質により汚染された土壌等(草木、工作物等を含む)の除染等の措置等 <ol style="list-style-type: none"> ① 環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を指定 ② 環境大臣が①の地域における除染等の措置等の実施に係る計画を策定し、国が実施 ③ 環境大臣は、①以外の地域であって、汚染状態が要件に適合しないと見込まれる地域(市町村又はそれに準ずる地域を想定)を指定 ④ 都道府県知事等(※)は、③の地域における汚染状況の調査結果等により、汚染状態が要件に適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定 ⑤ 国、都道府県知事、市町村長等は、④の計画に基づき、除染等の措置等を実施 ⑥ 国による代行規定を設ける ⑦ 汚染土壌の不法投棄を禁止 ※政令で定める市町村長を含む
※原子力事業所内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については関係原子力事業者が実施	
特定廃棄物又は除去土壌(汚染廃棄物等)の処理等の推進 国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を実施	
費用の負担 ○国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施 ○本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施 ○国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施	

○原子力安全庁の設置と原子力安全規制の強化[平成 24 年度環境省重点施策より]

「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」の閣議決定(平成 23 年 8 月 15 日)に従い、原子力安全規制を一元的に実施する原子力安全庁(仮称)を、24 年 4 月を目途に設置する。同時に、今般の事故を踏まえ、規制の在り方や関係制度を見直し、危機管理機能の強化、原子力安全規制の高度化等を進める。

(2)市川市の取り組み

市内における追加被ばく線量を一年後に1mSv/年以下にすることを目指し、「市川市放射線量低減の取り組みに係る基本方針」(平成23年9月制定,同年11月改定)を定め、これに基づく「市川市放射線量低減実施計画」(平成23年11月)により、低減対策に取り組んでいる。

①経過

本市では、平成23年5月末から、市内の小中学校の校庭、幼稚園や保育園の園庭、公園などにおける空間放射線量の測定を簡易式測定器により開始した。その後、7月からは千葉県から示された空間放射線測定の一貫した手法で、11月からは国が示した方法に従って、空間放射線量の測定を継続している。

この結果によると、市内においては自然被ばく線量を除いた事故由来の追加被ばく線量は、一部を除いて概ね1mSv/年以下であると推定している。

②取り組みの内容

国の原子力災害対策本部が平成23年8月26日に決定した「除染に関する緊急実施基本方針」や「放射性物質汚染対処特措法」における放射性物質の除染等の措置に係る地域指定要件(文部科学省の航空機モニタリング調査による地表面から1mの空間放射線量のデータを基に0.23 μ Sv/時以上の地域)及び内閣府、文部科学省及び環境省が平成23年10月21日に取りまとめた「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」を踏まえ、次のとおり積極的に年間追加被ばく線量の低減対策に取り組んでいる。

- 空間放射線量が0.23 μ Sv/時以上(地表面から50cm又は1mの高さ)となる市の施設については、優先的に低減対策に取り組む。
- 空間放射線量が0.19 μ Sv/時以上、0.23 μ Sv/時未満(地表面から50cm又は1mの高さ)となる市の施設については、局所で比較的高い線量を示すおそれのある箇所の低減対策に取り組む。
- 上記の取組みに加え、引き続き市内の空間放射線量の調査を行う。

なお、既に市内の小中学校、幼稚園、保育園、公園などにおいて、側溝清掃、砂場の管理、草刈りや樹木の剪定などを実施しており、衛生指導として日常的にうがいや手洗いの励行なども行っている。同様に、国、県などが管理する公的施設や私立の学校、幼稚園等に対しても「市川市の放射線量低減の取組みに係る基本方針」に沿った対策を取るよう要請している。

このほか、空間放射線量測定値の公表、簡易測定器の貸し出しや低減対策に関する相談にも応じている。

③放射能対策組織の強化

福島第一原子力発電所の事故による、放射能汚染に対する対応を強化するための組織として、新たに総務部に「放射能対策担当室」を設置し、情報の一元化を図るとともに放射線低減策等の計画の立案、市民への対応などを強化している。

【名 称】 放射能対策担当室

- 【事務分掌】
- 放射能対策に係る計画に関すること。
 - 放射能対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
 - その他放射能対策に関すること。

【設 置 日】 平成23年11月7日(月)

資料5 環境施策のふりかえり

資料5-1 環境行政の推移

市川市環境基本条例の制定（平成 10 年 7 月）以降の環境行政の主な実績を以下に示します。

年月	環境行政の実績	長期的目標
平成 10年 7月	◎市川市環境基本条例 現在及び将来の市民が健康で文化的な生活をおくれるようにすることを目的に、環境の保全及び創造についての基本理念、市民・事業者・市の責務、環境施策の基本的事項などを定めています。	【条例】
平成 10年 7月	◎市川市環境保全条例 市川市公害防止条例（昭和 47 年制定）を改正し、生活環境の保全及び人の健康の保護を図るため、市民・事業者・市の責務を明らかにしています。	【条例】
平成 12年 2月	○第一次市川市環境基本計画 市川市環境基本条例に規定された計画として、いちかわ環境プランを見直し、長期的視野に立って深刻化する環境問題に取り組んでいくための環境政策の大綱として策定しました。	【計画】
平成 12年 11月	○環境保全協定 事業者による自主管理活動の重要性の高まりから、環境負荷の低減を継続的に実施するものとして、事業者と締結しています。	環境への負荷の少ない社会の実現
平成 12年 12月	○市川市総合計画 基本構想、基本計画、総合5（3）ヵ年計画から構成されています。基本構想は、おおむね 25 年後の将来都市像『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』及びまちづくりの基本目標と施策の方向を定めています。基本計画は、基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に定めるものです。	【上位計画】
平成 13年 4月	○市川市役所率先行動計画[エコアップいちかわ 21] 市が行う事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源を率先して推進するために策定しました。	地球温暖化問題への取組
平成 13年 10月	○市川市環境マネジメントシステム 環境負荷の低減や環境保全の推進について、国際規格である ISO14001 に基づいた継続的に改善する仕組みを導入・運用しました。（ISO14001 は平成 14 年 3 月認証取得）	環境保全活動に参加する社会の実現
平成 13年 10月	○グリーン購入に関する指針と調達方針 製品やサービスを購入する際に環境に配慮したものを購入することにより、環境への負荷を低減するとともに、消費活動を通じて環境配慮商品等の市場を拡大するために策定しました。	環境保全活動に参加する社会の実現

年月	環境行政の実績	長期的目標
平成 14年 3月	○市川市一般廃棄物処理基本計画[いちかわじゅんかんプラン21] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された計画として、廃棄物行政の目的が生活環境の保全や公衆衛生の向上から、循環型社会の形成に重点を置いたものに変遷しつつあることを踏まえて、ごみの排出量、資源化率などを目標に定め、策定しました。	循環を基調とする経済社会システムの実現
平成 14年 10月	●家庭ごみの12分別 資源化率の向上を図るため、家庭ごみの収集を5分別から12分別へ変更し、資源物として、紙類、布類、プラスチック容器包装類の分別収集を開始しました。	循環を基調とする経済社会システムの実現
平成 15年 3月	○市川市生活排水対策推進計画【改定】 平成5年策定の市川市生活排水対策推進計画について、取り組みの成果を検証し、新たな実践目標を定め、策定しました。	環境への負荷の少ない社会の実現
平成 15年 8月	●市川市エコライフ推進員制度 第3期市川市環境市民会議の提案を受けて、エコライフの普及促進を図るため、人材育成及び普及啓発を目的として整備しました。エコライフ推進員は研修等を受けた後、自治会、学校や地域イベントなどの機会を通じて普及啓発しています。	地球環境問題への関心と理解の醸成
平成 18年 3月	○市川市自然環境保全再生指針 市が行う公共事業等における生き物の生息環境への配慮事項や生態系の保全・再生の方向性を示すものとして策定しました。	自然環境の保全及び創造
平成 18年 4月	○市川市地球温暖化対策実行計画 市川市役所率先行動計画の改訂に際し、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定された計画として内容を見直し、本市が行う事務及び事業に関し、目標を定めて省エネルギーや省資源を推進するために策定しました。	地球温暖化問題への取組
平成 21年 3月	○市川市地球温暖化対策地域推進計画[市川市地球温暖化対策推進プラン] 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定された計画として、第5期市川市環境市民会議の提案を踏まえ、市域全体での地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するものとして策定しました。各主体の役割や部門ごとに削減目標を定め、様々な取り組みの着実な推進を図っています。	地球温暖化問題への取組
平成 21年 9月	○市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【改定】 平成14年策定の市川市一般廃棄物処理基本計画について、取り組みの成果や目標の達成状況、廃棄物処理を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえて見直しを行い、ごみ処理編を策定しました。 (市川市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画は平成22年3月策定)	循環を基調とする経済社会システムの実現
平成 22年 11月	●市川市地球温暖化対策推進協議会 市川市地球温暖化対策地域推進計画の推進組織として、市民・事業者・民間団体・市が協働で、市域の日常生活における温室効果ガスの削減に関して協議し、具体的に対策を実践することを目的として設立しました。	地球温暖化問題への取組

※ ○は条例に関する事項、○は計画などに関する事項、●は施策などに関する事項

資料5-2 第1次市川市環境基本計画の達成状況

(1) 環境負荷の少ない社会の実現

個別的な 目標	● 目標 ○ 指標	項目 ○ 内は直近年度の測定局や地点数	目標値	実績値	
				H12 年度	H22 年度
大気環境の 保全	● 環境基準 の達成	①一般環境局 ア. 二酸化窒素 (5局) イ. SPM (5局) ウ. オキシダント (3局)	100%	100%	100%
		②自動車排出ガス局 ア. 二酸化窒素 (3局) イ. SPM (3局)		100%	100%
		③有害大気汚染物質		100%	100%
水環境の 保全	● 環境基準 の達成	①河川 ア. BOD (5地点) イ. 全健康項目 (5地点)	100%	25%	100%
		②海域 COD (7地点)		43%	43%
音環境の 保全	● 環境基準 の達成	①一般環境 ア. 住居系地域 (29地点) イ. 商・準工・工業地域 (5地点)	100%	66% (H9年) 100% (H9年)	69% (H20年) 80% (H20年)
		②道路沿道 ア. 昼間〔6-22時〕 イ. 夜間〔22-6時〕		1/14地点 3/14地点	7/9地点 2/9地点
地質環境の 保全	● 環境基準 の達成	地下水 〔地下水概況調査〕	100%	86%	58%
	○ 地盤の変 動状況	年間変動が2cm以上の水準点	—	0/54地点 (欠測0)	0/41地点 (欠測13)
におい環境 の保全	○ 悪臭苦情の件数		—	41件	19件
化学物質 対策	● 環境基準 の達成	ダイオキシン類 〔大気、水質、土壌、底質〕	100%	100%	100%

(2) 循環を基調とする経済社会システムの実現

個別的な 目標	● 目標 ○ 指標	項目	目標値	実績値	
				H12 年度	H22 年度
廃棄物の 減量化・ 資源化	●	1人1日当たりごみ排出量	※830g 以下	1,073g	853g
	●	資源化率	※35% 以上	11.0%	18.1%
	●	焼却量	※H19比 20%以上削減	154,416t	118,079t (H19比-80%)
	●	最終処分量	※H19比 40%以上削減	20,630t	16,874t (H19比-88%)
	●	生活排水処理率	※88% 以上	64.6%	78.5%
水資源の 有効利用	○	雨水利用施設設置数 (雨水小型貯留施設等設置補助件数)	—	4件	20件
エネルギー の有効利用	○	公共施設への新エネルギー導入件数 (延べ件数)	—	1箇所 (1箇所)	11箇所 (23箇所)
	○	市川市クリーンセンターでの廃棄物発電量	—	56.3GWh	37.9GWh

※「いちかわじゅんかんプラン21」における平成30年度目標値

(3) 自然環境の保全及び創造

個別的な目標	● 目標 ○ 指標	項目	目標値	実績値	
				H12 年度	H22 年度
生物の生息環境の確保	○緑地面積	市域に占める緑地の割合(面積)	※ 32.7% (1,842ha)	29.9% (1,685ha) [H15.4 現在]	30.4% (1,714ha) [H22.3 現在]
生態系の保全・回復	○地域制緑地等面積	特別緑地保全地区、緑地協定、風致地区、近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区、生産緑地地区、農業振興地域、農用地区域、河川区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林、保存樹・保全樹林、史跡等の文化財で緑地として扱えるもの、条例・要綱・契約・協定等による緑の保全地区や緑化の協定地区等	—	1,436ha [H15.4 現在]	1,435ha [H22.3 現在]

※「緑の基本計画」における平成 37 年度目標値

(4) 自然とのふれあいの場や機会の確保

個別的な目標	● 目標 ○ 指標	項目	目標値	実績値	
				H12 年度	H22 年度
みどりと のふれあいの 場の確保	○市民 1 人当たり都市公園面積	<みどりや動物とふれあえる場の確保>	※4.73 m ²	2.69m ²	3.08m ²
		<みどりや動物とふれあえる機会の確保>			
		○行徳野鳥観察舎における自然観察会参加人数		1,313 人	911 人
		○自然博物館における観察会、散策会等参加人数		681 人	26,504 人
水とふれあえる場の確保	○多自然川づくりに基づく大柏川の整備延長		1,621 m	785m	1,403m
景観に配慮した歴史や文化とふれあえる場の確保	○考古博物館入館者数 ○歴史博物館入館者数 ○街回遊展延べ参加者数		—	23,280 人 25,751 人 約 45,732 人 (市川・真間、行徳)	19,018 人 24,653 人 約 6,000 人 (市川・新田・真間・国府台)
安全な都市環境の確保	○雨水排水基本計画に基づく幹線排水路整備延長		—	129,786m	133,053m

(5) 環境保全活動に参加する社会の実現

個別的な目標	● 目標 ○ 指標	項目	目標値	実績値	
				H12年度	H22年度
環境に配慮した生活の促進	○環境フェア入場者数 ○市川市リサイクルプラザ ・来館者数 ・引取点数 ○「市川市環境白書」の発行部数 (環境の現況や施策の状況を取りまとめた冊子)		—	1,300人 41,806人 2,559点 発行	9,000人 33,437人 6,630点 140部 (ホームページで ファイル提供)
環境に配慮した事業活動の促進	●市におけるグリーン購入調達率 ○環境保全協定締結事業所数	調達に係る指針の目標の達成率(全分類)	100% —	未実施 【平成13開始】 94事業所	93.5% 72事業所
環境保全活動への支援	○環境活動団体への活動支援	情報交換会、環境活動展示等実施回数(対象団体数)	—	— (15団体)	2回 (33団体)

(6) 環境学習の推進

個別的な目標	● 目標 ○ 指標	項目	目標値	実績値	
				H12年度	H22年度
環境学習の実施	○学校教育における環境講座等の開催数	環境政策課 自然博物館	—	33回 35回	9回 68回
	○学校版ISO認定学校数			未実施 【平成15開始】	40校(累計)
	○市民、事業者向け環境講座	市民環境講座等開催数 事業者向け講演会 施設見学会 (市川市クリーンセンター、 衛生処理場)		未実施 【平成15開始】 1回(H18)	10回 1回
	○いちかわこども環境クラブ会員数			799人(H18)	3,800人
環境学習の体制整備	○千葉商科大学との包括協定 地域環境社会論参加者数 環境マネジメント演習 講師派遣回数		—	未実施 【平成21開始】	121人 6回
環境学習の情報の提供	○「環境のはなし」発行部数 (教職員や生徒等を主な対象に、環境情報をわかりやすく提供するための冊子)		—	—	3,000部 (ホームページで ファイル提供)

(7)地球環境問題への関心と理解の醸成

個別的な目標	● 目標 ○ 指標	項目	目標値	実績値	
				H12年度	H22年度
地球環境問題の啓発	○市川市エコライフ推進員による啓発活動回数（啓発人数） ○環境家計簿モニター制度の登録者数 （冊子版環境家計簿への取組世帯数）	—	—	未実施 【平成15開始】	34回 (4,370人)
				未実施 【平成21開始】 (746世帯)	786人

(8)地球環境問題への取組

個別的な目標	● 目標 ○ 指標	項目	目標値	実績値	
				H12年度	H22年度
地球温暖化防止対策の推進	●市役所における温室効果ガス排出量 ○住宅用太陽光発電設置補助件数	—	※H11比6%以上削減 (68,419t以下)	0.0%【基準年】 (72,786t) [H11年度]	6.6% (77,603t)
				17件	308件
オゾン層破壊の抑制	○環境保全協定締結事業所のうち、フロンの排出抑制に取り組んでいる事業所の割合	—	—	100%	100%
酸性雨の抑制	○市内工場から排出される硫酸化物の量	大気汚染防止法対象事業所から排出された量	—	154t	85t (H21年)
	○市内工場から排出される窒素酸化物の量		—	556t	375t (H21年)

※「市川市地球温暖化対策実行計画」における平成22年度目標値

なお、市川市クリーンセンターから排出される廃プラスチックの焼却に伴う温室効果ガスも加えています。

資料5-3 第1次市川市環境基本計画に関連する

事務事業の実績調査結果

(1) 環境負荷の少ない社会の実現

ア 大気環境の保全

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績(事業指標の変化)	
			平成12年度	平成21年度
環境清掃部	ばい煙調査	大気汚染防止法の政令市に指定され、ばい煙発生施設及びひじん発生施設に対して、立入調査・指導などの規制を実施する。	【届出数】482施設	【届出数】337施設
環境清掃部	大気環境の常時監視	大気環境を監視局により常時監視する。	【監視局数】8 【有効測定日数】361日(二酸化硫黄3局の平均)	【監視局数】8 【有効測定日数】365日(二酸化硫黄3局の平均)
環境清掃部	有害大気汚染物質等の調査	有害大気汚染物質及びダイオキシン類を定期的に調査し、状況監視を実施する。	【調査地点数】有害;4地点、ダイオキシン;4地点	【調査地点数】有害;4地点、ダイオキシン;4地点
環境清掃部	アイドリングストップの啓発	看板設置などによりアイドリングストップの啓発を実施する。	【実績】環境フェアにて啓発活動	
環境清掃部	ノーカーデーの推進	ノーカーデーを懸垂幕及び広報等により、公用車の使用抑制依頼、職員の自家用車通勤自粛、市民への啓発等を実施する。	【実績】市内事業所及び市職員に対して、通知やメールなどにて依頼	
道路交通部	総合交通計画の策定	自動車・鉄道・バス・歩行者等の交通に係る様々な問題について、総合的かつ一体的に取組むため市川市総合交通計画を策定する。(H16策定)	【策定状況】H16計画策定、H21改定版策定	
道路交通部	総合交通計画実施計画	各交通機関を一体的に捉え、将来を見据えた交通施策の実現化として、道路交通情報(バスや駐車場など)に関するWebページを開設(H17開始)	【ページアクセス件数】14,839件<累積>	
道路交通部	鉄道新線の計画促進及び既存鉄道の整備改良	鉄道新線の実現方策の検討を行い、国に対し補助制度の創設等の要望や類似する鉄道の調査を行う。	【調査回数】1回	【調査回数】10回<累積>
道路交通部	コミュニティバス社会実験運行	交通不便地域を解消するコミュニティバスを試験的に運行し、コミュニティバス導入の効果を検証する。(H17開始)	【利用者数】1,862,359人<累積>	
道路交通部	鉄道駅エレベーター等整備	5000人以上/日の鉄道駅を対象に、鉄道事業者の実施するバリアフリー化工事に対し、補助金を交付する。(対象駅は13駅)(H14開始)	【バリアフリー化完了駅数】12駅<累積>	
道路交通部	公共・民間による空き駐車場の有効活用	駅周辺駐車場整備地区内の時間貸し駐車場の整備状況を調査し、市のWebページ等で情報を提供する。(H19開始)	【ページアクセス件数】76,427件<累積>	

道路交通部	自転車安全利用啓発	交通安全団体と協働で、自転車の交通ルールのチラシや反射材を配布することにより、自転車の安全利用を啓発する。また、自転車安全利用条例の制定を目指す。	【啓発回数】なし 【自転車事故件数】 636件	【啓発回数】48回 【自転車事故件数】 556件
道路交通部	自転車走行空間ネットワーク基本構想の策定	駅やレクリエーション拠点へのアクセスと安全の向上を図るため、ネットワーク形成の基本構想を策定する。(H21開始)		【策定状況】構想案作成
道路交通部	道路拡幅整備事業	交通の円滑化を図るため、既存道路の隅切りやボトルネック部分等の整備を行う。(H13開始)		【整備工事】 延長16,307m<累計> 【用地購入】 面積5,190.89㎡ <累計>
道路交通部	都市計画道路3・4・18号整備事業	慢性的な交通渋滞の解消を図るため、都市計画道路3・4・18号整備事業を推進する。	【用地確保率】88.1%	【用地確保率】96.5%
道路交通部	駐輪場整備事業	自転車の放置を防止するために、通勤・通学者及び日中買い物等の自転車利用者に供する自転車等駐輪場を整備する。	【駐輪場数】43施設 【収容台数】 36,237台	【駐輪場数】46施設 【収容台数】 36,340台
行徳支所	市川塩浜駅周辺市有地有効活用事業	商業店舗等の整備、自転車駐輪場の再整備を条件に民間事業者を募集し、土地を貸付けることで有効活用を図る。(H18開始)		【進捗状況】ビジネスホテル及び民間駐輪場オープン

イ 水環境の保全

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績(事業指標の変化)	
			平成12年度	平成21年度
環境清掃部	江戸川を守る会の事務	江戸川の水質汚濁防止のために、巡回監視、水質調査、自治体への施策の要請、広報・啓発活動等を行う。	【調査回数】2回 【啓発回数】5回	【調査回数】2回 【啓発回数】6回
環境清掃部	みずアドバイザー制度	みずアドバイザーを研修会等で育成し、地域住民へ家庭でできる生活排水対策を啓発する。	【啓発回数】114回 【参加者数】4,400人	【啓発回数】48回 【参加者数】4,485人
環境清掃部	排水調査・規制	水質汚濁防止法に基づき、特定事業所の排水調査を実施し、法令等による規制する。	【届出数】511施設	【届出数】412施設
環境清掃部	水質の常時監視	公共用水域(河川・海域)の状況を常時監視する。	【調査地点数】20地点	【調査地点数】16地点
水と緑の部	水洗化普及業務委託	水洗普及員を委託し、公共下水道区域を巡回して未接続家屋の調査と水洗普及の啓蒙を行う。(H16開始)		【訪問件数】4,687件
水と緑の部	水洗便所改造資金貸付金事業	市川市水洗便所改造貸付条例に基づき、下水道処理区域内における水洗化を促進させる為、資金の貸付を行う。(H14開始)		【貸付件数】18件 【貸付金額】3,800,000円
水と緑の部	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	10人槽以下の新設及び単独浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換について、設置費の一部を補助する。	【補助基数】360基	【補助基数】97基
水と緑の部	公共下水道整備汚水事業	公衆衛生の向上、生活環境の改善と広域的な公共用水域の水質保全を目的に、公共下水道の整備を進める。	【整備済面積】1,879ha 【処理人口】267,200人	【整備済面積】2,139ha 【処理人口】315,400人
水と緑の部	公共下水道整備雨水事業	外環道路事業の進捗と整合を図り、管路施設の整備を行う。外環事業者や関係住民の合意を得ながら、費用負担等の協議も行っていく。	【整備面積】592ha 【整備率】16.8%	【整備面積】659ha 【整備率】18.2%

ウ 音環境の保全

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
環境清掃部	騒音に関する建設作業への規制・指導	特定建設作業の実施等に際し、作業方法、防音対策等について規制・指導を行う。	【届出数】 騒音：178 件、 振動：85 件	【届出数】 騒音規制法：189 件、 振動規制法：115 件、 市川市環境保全条例： 889 件
環境清掃部	騒音に関する施設設置への規制・指導	特定の事業場に対し、施設の配置、防音対策等について規制・指導を行う。	【届出数】 騒音：3,690 施設、 振動：1,961 施設	【届出数】 騒音：3,534 施設、 振動：2,398 施設
環境清掃部	騒音の調査	定期的に道路騒音を調査・測定を実施する。必要に応じて公安委員会及び道路管理者に対して改善措置の要請等を行う。	【定期調査地点数】 17 地点	【定期調査地点数】 21 地点

エ 地質環境の保全

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
環境清掃部	土壌汚染に関する規制・指導	有害物質を取り扱う工場等の廃止に伴う立入調査・規制を行う。（H15 開始）		【立入調査数】4 事業場
環境清掃部	地下水質の調査	市内の全体的な地下水質を把握するため、指定地周辺の井戸水質の調査・監視を行う。	【調査地点数】14 地点	【調査地点数】12 地点

オ におい環境の保全

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
環境清掃部	悪臭に関する規制・指導	悪臭発生施設に立入検査を実施して、規制・指導を行う。また、苦情解決のための事業者指導を行う。	【立入調査数】5 社	【立入調査数】3 社

カ 化学物質対策

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
環境清掃部	化学物質等の汚染調査	有害化学物質による汚染調査を実施する。（大気・河川(水質・底質)・土壌）	【調査地点数】 大気：4 地点、 河川：2 地点、 土壌：1 地点	【調査地点数】 大気：4 地点、 河川：2 地点、 土壌：1 地点
環境清掃部	アスベスト対策事業	市内の環境大気中のアスベスト濃度を測定して飛散状況を把握する。	【測定地点数】4 地点	【測定地点数】4 地点

(2) 循環を基調とする経済社会システムの実現

ア 廃棄物の減量化・資源化

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績(事業指標の変化)	
			平成12年度	平成21年度
総務部	食堂ごみの資源循環の推進	市職員互助会食堂の生ごみ処理機により、ごみを減量するとともにじゅんかん堆肥の原料を供給する。	【供給量】1,544kg	【供給量】1,019kg
市民経済部	梨剪定枝炭化の補助	梨の剪定枝を炭化して土壌改良剤として還元する事業について補助する。(H15開始)		【年間処理量】9,779kg
市民経済部	園芸用廃プラスチック処理の補助	園芸用廃プラスチックの適正処理費用について補助するとともに、JA ニュースや各農家組合長等を通じて啓発する。	【年間処理量】5.00t	【年間処理量】9.69t
環境清掃部	ごみ分別ガイドブックの配布等	「ごみ分別ガイドブック」及び各種啓発用チラシ等の作成・配布や3R推進月間の取り組みを行うとともに、廃棄物問題を見直す機会を提供する。	【ごみ分別数】5	【ごみ分別数】12 【ブック配布数】55,000部 【懸垂幕設置回数】1回
環境清掃部	指定ごみ袋制の導入	分別排出の徹底、処理現場における安全の確保などのために、市の指定ごみ袋での排出を推進する。(H11開始、H14一部改正)	【袋種類】4種類 【認定業者】21社	【袋種類】5種類 【認定業者】22社
環境清掃部	循環型社会推進懇談会の開催	循環型社会推進懇談会(じゅんかんプロジェクト)を設置し、ごみ12分別及び一般廃棄物処理基本計画を推進する。(H13開始)		【会議回数】6回
環境清掃部	生ごみ処理機・コンポスト容器の購入補助	電気式生ごみ処理機及びコンポスト容器の購入に際し、補助金を交付する。	【補助数】 生ごみ; 210基、 コンポスト; 129基	【補助数】 生ごみ; 89基、 コンポスト; 46基
環境清掃部	リサイクルプラザ管理運営事業	リサイクルプラザにおいて、再生品の販売を実施するとともに、リサイクルに関する情報発信を行う。	【販売点数】2,559点 【来館者数】41,806人	【販売点数】8,024点 【来館者数】36,242人 【講座回数】12回
環境清掃部	生ごみの堆肥化	生ごみの減量及び資源化の促進と意識の向上を目的に、市内の小中学校等に生ごみ処理機を設置する。	【設置数】3基	【設置数】17基 【生ごみ投入量】51,100kg
環境清掃部	江戸川クリーン大作戦への参加	江戸川阿川事務所と2区11市町による、「江戸川クリーン大作戦」に参加し、地域清掃及び環境配慮の意識向上を図る。	【参加者数】2,714人	【参加者数】1,877人
環境清掃部	廃棄物減量等推進員事業	廃棄物減量等推進員(じゅんかんパートナー)と協働して、地域のごみ置き場及び不法投棄の状況把握や啓発活動を実施する。	【活動報告数】39件	【活動報告数】839件
環境清掃部	廃棄物処理施設等の整備	施設整備計画に基づき、衛生的かつ環境に配慮しながら廃棄物処理していくために、廃棄物処理施設等を整備する。	【実績】 クリーンセンターの建設(H6)	【実績】 施設(焼却処理、破砕処理)の延命化

環境清掃部	事業系ごみ対策事業	未適正処理事業所に対し、訪問指導やチラシ郵送により適正処理を促すとともに、多量排出事業所には、減量・資源化適正処理計画書の提出や立入検査を実施する。	【配布数】 約 12,000 事業所 【適正処理率】 約 31% (H17) 【個別訪問件数】 1,169 事業所(H17)	【配布数】 13,270 事業所 【適正処理率】 約 37% 【個別訪問件数】 1,624 事業所
環境清掃部	空きビン・空きカン回収再資源化事業	収集した空きビン及び空きカンを選別・処理・保管する。(業務委託)	【資源化量】 5,445 t (ビンとカンの合計)	【資源化量】 ビン; 3,145 t, カン; 1,596 t
環境清掃部	プラスチック容器包装類回収再資源化事業	収集したプラスチック製容器包装類を、選別・圧縮梱包・保管する。(業務委託)	【資源化量】プラ; なし	【資源化量】プラ; 5,403 t
環境清掃部	街かど美化清掃事業	街の美観の保持、道路汚染の防止等を目的として、駅前周辺の車道及び歩道等の清掃を行う。	【実施箇所数】 4 駅 【清掃日数】 295 日	【実施箇所数】 4 駅 【清掃日数】 243 日
環境清掃部	資源回収事業	資源物の回収活動を自主的に行っている自治会、子供会、PTA等の団体に奨励金を交付する。	【支援団体数】 269 団体 【回収量】 8,379 t	【支援団体数】 270 団体 【回収量】 5,422 t
環境清掃部	不法投棄監視パトロール	不法投棄された地区を中心に、昼夜にわたり巡回パトロールを実施する。(H13 開始)		【日数】 直営; 251 日, 深夜; 100 日
環境清掃部	不法投棄監視カメラ活用	市内の不法投棄がされやすい場所に監視カメラを設置し、不法投棄の抑制に努める。(H13 開始)		【設置数】 実機 3 台, ダミー 18 台
環境清掃部	不法投棄の現地確認・指導	不法投棄物を現地確認し、收拾の手配、警察への通報等を行うとともに、土地所有者に対する再発防止対策を指導する。(H16 開始)		【指導回数】 41 回
環境清掃部	剪定枝葉粉砕リサイクル事業	搬入される生木類をチップ化して有機堆肥の原料として供給する。(H12 試導入開始) (H14 開始)		【原料供給量】 418,83t
道路交通部	リサイクル自転車の活用	自転車を公共交通機関の補完手段として位置づけ、街かど回遊レンタサイクルとして活用する。(H12 開始、都市型は廃止)	【台数】 15 台	【台数】 80 台 【利用件数】 15,851 件

イ 水資源の有効活用

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
管財部	職員節水意識の高揚	職員の節水意識の高揚のために、ステッカーによる啓発、節水コマの設置、自動水栓の設置を行う。		【自動水栓設置数】 39
環境清掃部	クリーンセンター処理水の再利用	クリーンセンター内で使用した水の有機系処理水を、所内で使用する洗浄水や加湿水に再利用する。	【利用量】 10424.1 m ³ /年 【利用箇所】 床洗等計 6 箇所	【利用量】 7497.9 m ³ /年 【利用箇所】 床洗等計 6 箇所
水と緑の部	雨水小型貯留施設設置費の助成	水資源の有効利用や治水対策として、雨水小型貯留施設設置費用を一部助成する。(H13 開始)		【助成件数】 339 件<累計>
水と緑の部	宅地開発事業等における雨水貯留浸透施設の設置指導	「市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例」等を適用される事業を行う者に対し、雨水貯留浸透施設を設置するよう指導する。	【設置数】 1,497 件<累計>	【設置数】 2,956 件<累計>
水と緑の部	雨水浸透施設の設置促進	市民あま水条例に基づき、適地において、新築・増築等を行う場合は、雨水浸透施設を設置するよう指導する。(H17 開始)		【設置数（申請）】 2,586 件<累計>
水と緑の部	雨水貯留浸透施設の公共施設（道路）への整備	未だ道路冠水が起きる箇所のうち、合流式下水道の地区で浸透が可能な箇所に雨水浸透枦、浸透トレンチを敷設し、道路冠水の被害の軽減を図る。(H17 開始)		【設置道路】 市川 1 丁目 130m、 八幡 6 丁目 42m <累計>
水と緑の部	雨水浸透施設設置費の助成	設置適地において、戸建等に雨水浸透施設を設置する際に設置費用を市の算定基準により助成する。	【助成件数】 22 件<累計>	【助成件数】 74 件<累計>

ウ エネルギーの有効活用

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
環境清掃部	新エネルギー発電装置の設置	小学校等の公共施設へ、太陽光や風力発電システムを設置し、新エネルギーに関する意識の高揚を図る。(H12 開始)	【設置数】 1 箇所	【設置数】 12 箇所<累積>
環境清掃部	住宅用太陽光発電システム設置助成事業	新エネルギー推進に係る住宅用太陽光発電システムの普及促進を図るため、設置する市民に補助金を交付する。(H12 開始)	【助成件数】 17 件 【出力合計値】 53.5 kW	【助成件数】 438 件 <累積> 【出力合計値】 1443.9 kW <累積>
環境清掃部	新エネルギー施設見学会・教室	太陽光発電などの新エネルギー施設の見学会（地球温暖化問題の説明）や、関連する工作教室を開催する。	【工作教室回数】 1 回	【見学会回数】 1 回 【工作教室回数】 10 回 <累積>

(3) 自然環境の保全及び創造

ア 生物の生息環境の確保

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
市民経済部	生産緑地の保全	都市における農地の持つ緑地機能、保水機能、生態系などを守るため、生産緑地法に基づく保全を行う。	【保全地区数】 397 地区	【保全地区数】 367 地区
環境清掃部	自然環境実態調査	自然、生物についての実態調査を実施し、「市川市自然環境実態調査報告書 2003」を作成した。（H13 開始）		【実績】 報告書作成(H15)、 活用した指針の策定(H18)
環境清掃部	自然環境保全再生指針事業	自然環境の保全とともに再生を図るため、「自然環境保全再生指針」を策定する。さらに、「生物多様性地域戦略」化を図る。（H17 指針策定）		【指針】策定(H17) 【戦略準備】 基礎調査着手
水と緑の部	緑地対策事業補助金	法令により、担保された樹林地や適切な維持管理をして、保全協定を締結した地権者に対し、補助金を交付する。	【対象面積】 53.2ha	【対象面積】 40.1ha
水と緑の部	緑地保全事業	動植物の生息の場や住民の憩いの場などを確保するため、都市緑地等や優良な私有樹林地の公有地化を図る。	【公有地化面積】 211,366 m ²	【公有地化面積】 232,136 m ²
水と緑の部	斜面林・社寺林の保全	「特別緑地保全地区指定」「保存樹林指定」などによる斜面林等の保全を行う。	【保全地区箇所数】 4 【保存樹林箇所数】 7	【保全地区箇所数】 4 【保存樹林箇所数】 5
水と緑の部	協定樹木管理事業	市内に残る巨木、黒松を保全するため、所有者と協定を締結し、樹木の剪定及び立ち枯れ木等の処理費用を補助する。（H14 開始）		【協定本数】 157 本
水と緑の部	生産緑地地区	生産緑地地区の追加指定及び廃止にかかわる手続きを行う。		【追加指定件数】 86 地区<累積>
水と緑の部	共同敷地内の緑化	宅地開発条例や中高層指導要綱等により、共同敷地内緑地の確保を図る。	【対象件数合計】 56	【対象件数合計】 86

イ 生態系の保全・回復

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
環境清掃部	イノカシラフラスコモ保護保全事業	環境省の絶滅危惧種に指定され、自然界ではじゅん菜池緑地のみで生息する「イノカシラフラスコモ」の保護・保全を図る。	【保護保全箇所数】 1 箇所 【実績】保護保全検討 委員会立ち上げ	【保護保全箇所数】 1 箇所
環境清掃部	外来生物対策	「外来生物法」に基づき、特定外来生物について啓発を図るとともに、情報収集に努め、必要な場合には駆除計画を策定する。（H16 開始）		【駆除計画実績】 監視及び初期対応体制の構築(アライグマ)
水と緑の部	江戸川ヒオトープ	江戸川の持つ水辺の連続性や生物の生息状況などを安全に実体験できる場の創出を図る。（H14 開始）		【整備実績】 1 箇所、約 1,000 m ² 【利用者】 近隣小学校
行徳支所	近郊緑地整備事業	近郊緑地内の貴重な自然環境を保全管理するとともに、野鳥保護と調和する市民の利用を推進するための施策を実施する。	【観察路の散策利用者数】 7,703 人	【観察路の散策利用者数】 6,261 人

(4) 自然とのふれあいの場や機会の確保

ア みどりとのふれあいの場の確保

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績 (事業指標の変化)	
			平成 12 年度	平成 21 年度
市民経済部	減農薬栽培の推進	減農薬栽培を推進するために、害虫の発生を抑制し/駆除する農薬の購入経費などを補助する。	【対象品目数】 1	【対象品目数】 4
市民経済部	農薬飛散防止施設設置の補助	農薬飛散防止施設 (カーテン) を設置する事業に対し補助する。	【設置件数】 2 【設置長】 75.0m	【設置件数】 16<累積> 【設置長】 629.9m <累積>
市民経済部	農業振興地域制度の活用	集約的な優良農地の整備・保全を目的に、大町及び大野町の一部の地域において農業の振興に努める。	【農用地区面積】 152ha	【農用地区面積】 148ha
市民経済部	市民農園・体験農園等の設置	都市農業における特質 (緑地保全、保水機能、生態系の維持など) の理解のため、各種農園を設置する。	【設置区画数】 1,301 区画 (市民農園 801, ふれあい農園 500)	【設置区画数】 1,501 区画 (市民農園 951, ふれあい・体験農園 550)
環境清掃部	事業所への緑化の指導	周辺の生活環境の保全を目的に、工場・事業場の緑化を推進する。	【緑化協定締結数】 138 事業場	【工場等緑化届出件数】 540 事業場
水と緑の部	北西部水と緑の回廊サイン設置事業	水辺空間や緑地、公園などの緑の拠点や文化資源などを、道路や水辺でネットワーク化を図る。(H17 開始)		【サイン設置数】 案内板; 10, 誘導板; 50<累計>
水と緑の部	緑の基金補助金	(財) 市川市緑の基金に対し、緑化事業、花の街推進事業、緑と花の市民大学事業等を運営するため補助金を交付する。	【補助金】 11,000 千円 【運営事業】 緑化助成、 緑化フェアの実施 など	【補助金】 14,200 千円 【運営事業】 緑化助成、 緑と花の市民大学 花の講座、花の街市川 推進事業など
水と緑の部	公園用地取得事業	公園配置方針に基づき、公園用地を確保し、特色ある公園整備を推進する。	【都市公園整備面積】 121.50ha 【都市公園整備水準】 2.69 m ² /人	【都市公園整備面積】 141.96ha 【都市公園整備水準】 2.99 m ² /人
水と緑の部	小塚山公園整備拡充事業	小塚山公園と堀之内公園との連携強化を図るとともに、特色ある地区公園として拡充整備を図る。(H15 開始)		【用地買収率】 78%
水と緑の部	国府台緑地整備事業	国府台緑地を保全・活用し、周辺の公園緑地とのネットワーク化を図る。(H18 年 2 月都市計画決定)		【用地買収率】 88% 【用地買収面積】 4.5ha/5.1ha
行徳支所	南行徳水辺の周回路整備事業	三番瀬や行徳近郊緑地特別保全地区などにおいて、健康と憩いの空間を提供するため、周回路を整備するもの。(H20 開始)		【周回路整備延長】 220m<累積>
行徳支所	野鳥観察舎の管理・運営	野鳥の飛来地及び生息地として保全されるよう管理・運営するとともに、生態観察を通して自然に親しむ機会を提供する。	【来館者数】 13,933 人 【観察会参加者数】 1,313 人	【来館者数】 15,014 人 【観察会参加者数】 1,001 人

イ 水とふれあえる場の確保

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績 (事業指標の変化)	
			平成 12 年度	平成 21 年度
水と緑の部	国分川調節池 上部活用事業	国分川と香木川の洪水軽減を目的とした調節池について、平常時の上部活用を検討し、開設を目指す。(H13 開始)		【検討会議体数】3 (考える会、整備検討委員会、育む会) 【実績】基本計画の策定
水と緑の部	江戸川放水路 公園計画	江戸川放水路の河川空間を活用し、憩いの場や地域の人達とのコミュニティの場、環境学習の場などの整備を図る。(H13 開始)		【整備実績】 水洗トイレと駐車場 (H13)、 桜並木 51 本 (H16H17)、 クリーンス/前 (H19)
行徳支所	市川市魚食文化 フォーラム 実行委員会負担金	魚食文化フォーラム実行委員会を組織し、水産業への理解及び市内水産物の消費拡大を図る。	【体験学習回数】11 回 【食材提供】 焼ノリ；3,755 帖、 生ノリ；576 kg	【体験学習回数】11 回 【食材提供】 焼ノリ；3,375 帖、 生ノリ；810 kg
行徳支所	市川漁港整備 事業	狭隘で老朽化も著しい市川漁港の整備を図り、利便性及び安全性を確保する。(H18 開始)		【整備状況】 基本設計等業務、 環境影響評価業務
行徳支所	採貝業振興対 策事業	漁業組合が行う漁場清掃や漁場改良事業、稚貝の移植放流事業に対し支援する。	【支援件数】 漁場清掃；2 回、 稚貝放流；2 回	【支援件数】 漁場清掃；2 回、 漁場改良；1 回、 稚貝放流；2 回

ウ 景観に配慮した、歴史や文化とふれあえる場の確保

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
文化国際部	回遊展の開催	名所旧跡や街なみを巡る触れ合いにより市民の文化意識の高揚と、地域の活性化を図るため街回遊展を開催する。	【開催数】 2 回 【参加者数】 45,732 人	【開催数】 1 回 【参加者数】 10,000 人
街づくり部	景観法に基づく届出に対する指導	景観法に基づく届出等の受付、審査を行い、景観計画に適合するよう指導する。(H18 制定)		【届出件数】 17 件
街づくり部	中山参道地区街並み環境整備事業	寺院群とその門前の商店街を中心とした中山参道地区を、国の「街並み環境整備事業」により、景観整備する。(H19 開始)		【民間修景件数】 3 件
道路交通部	不法看板等の除却	沿道環境の向上を目的とし、屋外広告物法で規定される、不法に設置されている「はり紙」等の除却を実施する。	【不法看板の撤去件数】 31,697 件	【不法看板の撤去件数】 23,863 件
行徳支所	旧江戸川照明灯整備事業	県で景観事業を行っている旧江戸川の遊歩道において、約 35m おきに 128 基の照明灯を計画的に設置する。(H19 開始)		【照明灯設置数】 108 基<累積>
生涯学習部	史跡維持管理事業	国指定史跡の草刈、樹木枝払いを実施することにより、史跡の維持管理・活用を図る。	【史跡管理数】 3 箇所	【史跡管理数】 2 箇所
生涯学習部	指定文化財維持管理費補助金	文化財の維持管理に補助することにより、文化財の活用と市民文化の向上を図る。	【補助件数】 23 件	【補助件数】 23 件
生涯学習部	博物館活動の推進	考古・歴史博物館の展示・教育普及・調査研究等の活動を推進する。	【考古博物館】 入館者数；23,280 人、 行事参加者数；1,895 人 【歴史博物館】 入館者数；25,751 人、 行事参加者数；1,388 人	【考古博物館】 入館者数；21,638 人、 行事参加者数；8,231 人 【歴史博物館】 入館者数；25,010 人、 行事参加者数；10,389 人

工 安全な都市環境の確保

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績(事業指標の変化)	
			平成12年度	平成21年度
危機管理部	市川市地域防災計画の見直し	災害時の海上輸送の協定締結、職員の参集・配置計画、避難所の開設等の見直しを図る。	【協定締結数】0 【見直し実績】なし 【避難所数】90箇所 102施設	【協定締結数】4(累積) 【見直し実績】3回(累積) 【避難所数】98箇所 115施設
市民経済部	防犯灯設置費等補助金	防犯灯の設置及び維持管理について補助している。今後は環境にやさしいLED防犯灯の誘導設置により効果を検証する。	【防犯灯設置数】 23,032灯 【LED設置箇所数】 なし	【防犯灯設置数】 24,413灯 【LED設置箇所数】 7灯
街づくり部	南口再開発におけるビル風対策	縮小模型を基に風洞実験を行い、ビル風の対策方針について検討する。対策として高木を植栽する。(H17検討開始)		【進捗状況】 周辺道路の植栽完了(H21)
街づくり部	南口再開発における無電柱化推進	関係者間の協力のもと、市川駅南口の電線類地中化を積極的に推進する。(H18開始)		【進捗状況】 周辺道路の電線共同溝工事完了(H21)
道路交通部	支障電柱除却	歩行者の利用が多い市道の区域内において、通行の支障となっている電柱を移設することにより、有効幅員を広げる。	【支障電柱移設本数】 4本	【支障電柱移設本数】 8本
道路交通部	人にやさしい道づくり重点地区整備事業	人にやさしい歩道整備指針に基づき、主要駅周辺の歩道面の平坦性の確保、段差の解消等の道路改良を行う。(H17開始)		【道路改良】 L=2,143m<累計>
道路交通部	電線類地中化事業	安全で快適な歩行空間の確保と、地震等災害時の都市防災機能の向上を図るため、条件の整った箇所の無電柱化を行う。(H16開始)		【電線共同溝整備】 L=2,830m<累計>
水と緑の部	排水路整備事業	市川市雨水排水基本計画に位置づけられた幹線排水路を整備するとともに、浸水常襲地域の被害を軽減するための排水路を整備する。	【幹線排水路整備済延長】 129,786m	【幹線排水路整備済延長】 132,793m
水と緑の部	都市基盤河川改修事業	大柏川において、浸水常襲地域の被害を解消するために、河川改修による治水機能の向上を図るとともに、水辺の自然環境の保全・創出等を目的とした多自然川づくりを進める。	【護岸整備延長】 785m	【護岸整備延長】 1,333m
水と緑の部	排水施設整備事業	低地等で自然排水の不可能な地域の浸水被害を軽減するため、ポンプ場・排水機場等の排水施設を整備する。	【整備済施設数】0 機場 【暫定整備施設数】 20 機場	【整備済施設数】3 機場 【暫定整備施設数】 17 機場
行徳支所	広尾防災公園整備事業	平常時は憩いやレクリエーションの場として住民に親しまれ、災害時は一時避難場所等の防災機能を備えた公園を整備する。(H22年開園)	【一人当たりの避難面積】 0.32㎡/人	【一人当たりの避難面積】 1.89㎡/人
消防局	耐震性貯水槽整備事業	消防水利の充実強化と付近住民の生活用水の確保を図るために、小中学校や公園等に耐震性貯水槽を設置する。	【設置数】2<累積>	【設置数】14<累積>
教育総務部	耐震補強事業	児童生徒等の安全確保、教育環境の整備のため、校舎、体育館の補強工事及び建替工事を行う。	【耐震化棟数】 1棟<累積>	【耐震化棟数】 44棟<累積>

(5) 環境保全活動に参加する社会の実現

ア 環境に配慮した生活の促進

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
企画部	夏休み体験ボランティア	体験型のメニューの中から活動を選び参加する「夏休み体験ボランティア」事業を実施する。(H13 開始)		【参加者数】 1,344 人
市民経済部	市民マナー条例推進事業	市民マナー条例に基づき、過料徴収等を行い、健康で安全・清潔な生活環境の実現を図る。(H16 開始)		【活動地域数】 路上禁煙区 5 地区 【過料徴収件数】 2,017 件
環境清掃部	環境フェア開催	環境月間の主要行事として環境フェアを開催し、多くの市民が楽しみながら環境について学び、知識を高める場を提供する。	【来場者数】 1,300 人	【来場者数】 5,500 人 【参加団体数】 40 団体
水と緑の部	江戸川・水フェスタ in いちかわ	水に親しみながら自然愛護の心を育み、地域交流の輪を広げるために、江戸川の河川敷においてイベントを行う。(H12 開始)	【参加者数】 1,000 人	【参加者数】 2,000 人

イ 環境に配慮した事業活動の促進

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
環境清掃部	環境マネジメントシステムの導入・推進	H13 年度 18 施設、H15 年度から 19 施設において、ISO14001 認証を登録し、環境マネジメントシステムを推進する。(H13 開始)		【対象施設数】 19 施設 【実施計画数】 55 (エコオフィス 6, 公共工事 3, 保全 46)
環境清掃部	職員研修の実施	環境マネジメントシステムの取り組みや研修を通じて、職員の意識改革を図る。(H13 開始)		【研修数】 6 【参加施設数】 19
環境清掃部	グリーン購入の推進	調達方針策定、実績調査、検討会開催、情報提供等により、グリーン購入の計画的な推進を図る。(H13 開始)		【平均調達率】 81.3%
環境清掃部	環境保全協定の締結	市と事業所が環境保全協定を締結し、事業所の自主的な環境活動を促進する。(H12 開始)	【締結数】 94 事業所	【締結数】 72 事業所 【情報交換回数】 1 回
環境清掃部	ごみ減量化・資源化協力店制度	資源化協力店に、商品の簡易包装の促進、リサイクル製品の販売促進等の取り組みへの協力を依頼する。	【協力店数】 285 店舗 (累計)	【実績】 制度を再構築、 認定基準の見直し 【協力店数】 139 店舗
環境清掃部	ISO14001 維持・改善事業	クリーンセンターでの一般廃棄物の処理活動に伴う環境影響を継続的に改善するとともに、この運用結果を市民に公表する。	【対象事業数】 1 (クリーンセンター) 【公表活動】 インターネット	【対象事業数】 1 【公表活動】 インターネット
消防局	消防法令順守の啓発指導	危険物施設から大気汚染物質・水汚染物質を放出しないよう啓発指導を行う。	【啓発回数】 1 回	【啓発回数】 2 回

ウ 環境保全活動への支援

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
企画部	市民活動団体支援制度運営事業	ボランティア団体やNPOなど市民の自主的な活動に対して、個人市民税納税者等が団体を選び支援する。 (H17 開始)		【支援対象団体数】 130 団体 【選択届出数】 10,164 人
企画部	地域ポイント制度運営事業	地域への関心と市民活動への参加を広げ、市民活動団体への支援にも活用できるポイント制度を運営する。 (H18 開始)		【ポイント発行総数】 1,149,687 ポイント
企画部	ボランティア・NPO活動センター運営事業	ボランティア活動や市民活動団体活動をサポートするための拠点として、本八幡及びひ行徳に開設し運営する。 (H17 開始)		【利用者数】 11,968 人
企画部	ボランティア活動等の情報提供	独自で情報誌を作成し、市民活動団体の紹介、ボランティアの募集等の情報を提供する。(H18HP 発信開始)		【情報誌発行回数】4 回 【ホームページ登録団体数】266 団体
環境清掃部	環境白書の発行	環境の現況、環境の保全及び創造に関する施策等の進捗状況等についての公表手段として、S50 より「市川市環境白書」を発行する。	【発行】冊子のみ	【発行】冊子及びインターネット公開
環境清掃部	インターネットによる環境情報の提供	市公式 Web サイトにおいて、環境に関する情報ページを作成し、最新の情報を提供するために随時更新を行う。 (H11 開始)	【更新回数】12 回	【更新回数】47 回
環境清掃部	「広報いちかわ」による環境情報の提供	「広報いちかわ」へ環境に関する記事を掲載し、市民への情報提供を行う。	【実績】随時掲載	【実績】随時掲載
環境清掃部	広域的な環境行政の推進	本市における取り組みだけでは解決できない課題に対し、近隣自治体等と連携し、広域的な取り組みを推進する。	【加入団体数】6 団体	【加入団体数】4 団体
環境清掃部	環境活動団体の支援	市民団体の自発的な環境活動を推進するため、講師派遣、発表の場の提供、連絡会の開催などの支援を行う。	【登録数】15 団体	【登録数】34 団体
環境清掃部	地域清掃活動補助	地域清掃に係る活動団体の支援を行い、地域の自主清掃を促進する。	【ごみ袋配布】無	【ごみ袋配布】有 【団体数】494 団体

(6) 環境学習の推進

ア 環境学習の実施

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績(事業指標の変化)	
			平成12年度	平成21年度
環境清掃部	市民環境講座	多くの市民が環境問題に関する興味や関心を持ち、環境配慮活動の実践に繋げる機会となる講座を開催する。(H15開始)		【講座回数】6回 【参加者数】130人
環境清掃部	啓発資料作成・観察会開催	自然環境政策専門員を活用し、市民の理解を促進する啓発資料の作成や各種の講演会・観察会を実施する。		【資料種類数】6種 【観察会回数】6回
環境清掃部	親子環境教室	家族単位で環境に関心を持っていただくことを目的に、小学生とその親を対象に、自由研究のサポートとして、夏季に親子環境教室を開催する。		【教室回数】4回 【参加者数】72人
環境清掃部	講演会等の開催	環境への配慮活動を促進するために、事業者を対象に講演会等を開催します。(H15開始)		【講演会回数】1回
環境清掃部	クリーンセンター等施設見学の実施	クリーンセンター及び衛生処理場において、小・中学生や市民等の施設見学を受け入れ、実施する。(H12衛生処理場建替)	【団体数】 クリーン：82団体、 衛生：32団体 【人数】 クリーン：4,079人、 衛生：870人	【団体数】 クリーン：76団体、 衛生：4団体 【人数】 クリーン：3,902人、 衛生：252人
水と緑の部	観賞会の開催	各種観賞会を開催する。「ホテル観賞会」；7月下旬～8月上旬、「もみじ観賞会」；11月末～12月上旬、「山ユリ観賞会」；7月末	【参加者数】 ホテル：9,257人、 もみじ：2,100人、 山ユリ：171人	【参加者数】 ホテル：14,156人、 もみじ：14,507人、 山ユリ：990人
行徳支所	自然環境保護啓発	自然環境に関する情報の提供や保全意識の啓発活動(講座など)を行う。(H20開始)		【公開講座回数】16回
生涯学習部	大町公園一帯の生態系の保全	大町公園一帯の生態系の保護、保全を図るため、教育普及事業を主催する。また、環境整備の市民参加などを実施する。	【開催数】 観察会：18回、 野草名札つけ：1回 【参加者数】 観察会：382人、 野草名札つけ：9人	【開催数】観察会：84回、 散策会：34回、野草名札つけ：100回、環境整備：76回(累積) 【参加者数】観察会：382人、散策会：2,777人、野草名札つけ：1,662人、環境整備：500人(累積)
生涯学習部	自然博物館維持管理事業	自然博物館の施設維持、「市川の自然」を記録・伝承していくとともに、地域の自然の様子などを紹介する。また、常設展示の内容を更新する。	【開館日数】305日 【入館者数】75,149人 【紹介実績】常設展示	【開館日数】3,038日(累積) 【入館者数】804,432人(累積) 【紹介実績】常設展示
生涯学習部	自然観察会の開催	自然博物館を活用して、自然観察会、散策会等を実施し、身近な自然に対する環境教育を推進する。	【観察会等開催数】41回 【参加者数】847人	【観察会等開催数】291回(累積) 【参加者数】6,160人(累積)
生涯学習部	自然博物館企画展事業	新たな調査・研究の成果を基にした企画展を3年ごとに開催し、展示の幅を広げる。また、小企画展時などを開催する。	【開催回数】1回 【参加者総数】17,585人	【開催回数】9回(累積) 【参加者総数】171,549人(累積)

イ 環境学習の体制の整備

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績(事業指標の変化)	
			平成12年度	平成21年度
こども部	リサイクル遊具等の創作	牛乳パック・ペットボトルの空容器を遊具や植木鉢などに活用し、廃品を利用した創作を体験させ、リサイクルの意識を養う。	【実施園数】26園 【容器種類】牛乳パック、ペットボトル	【実施園数】24園 【容器種類】牛乳パック、ペットボトル
環境清掃部	環境学習の学校支援	小中学校の総合学習等の時間における環境学習などを対象に、講師派遣やアドバイスをを行う。	【支援回数】33回 【参加者数】1,192人	【支援回数】14回 【参加者数】691人
環境清掃部	いちかわこども環境クラブ	子どもたちの環境学習や実践活動を支援するために、環境情報の提供、イベントや環境教室への参加、活動報告を発表する場の提供等を行う。	【登録数】19 【参加者数】349人	【登録数】32 【参加者数】738人
環境清掃部	市民エコ・カレッジ	環境概論、環境活動団体の紹介、プログラム作りなどをテーマに、地域において活動するリーダーあるいは市民団体等を組織・運営する人材の養成を図る。	【講座回数】6回 【修了者数】20人	【講座回数】8回 【修了者数】8人
環境清掃部	自然環境啓発図書の発行	自然環境実態調査の成果などを市民に還元するため、啓発図書を作成し、市内書店等で販売する。(マップH13発行、発見H18発行)		【配布・販売数】マップ;321部、 発見;136冊、 緑と水辺;9冊
環境清掃部	「環境のはなし」の発行	「環境のはなし」等を発行し、環境学習用の環境情報をH8より発行し、小・中学校等に提供する。	【発行】冊子のみ	【発行】冊子及びインターネット公開
環境清掃部	ごみ減量化等に関する学生用副読本配布	ごみ減量化・資源化啓発のために、小中学生に学習用副読本を提供する。	【配布数】9,430冊	【配布数】4,945冊
環境清掃部	一般廃棄物処理パンフレットの作成/活用	施設見学会(社会科)で活用するため、一般廃棄物処理パンフレットを作成・配布する。	【配布数】4,079部	【配布数】3,902部
水と緑の部	緑と花の市民大学事業	緑の保全及び緑化の推進に関する講座を開講し、市民等に対してこれらの知識と技術を修得できる機会を提供する。(H18開始)		【修了生数】 緑の基礎講座;28人、 緑の実践講座;23人 【講座回数】 緑の基礎講座;11回、 緑の実践講座;6回
水と緑の部	職場体験等の受け入れ	中学校の総合学習への協力として、職場体験、職場訪問を受け入れる。(H15)		【学校数】20校 【生徒数】95人
水と緑の部	参加型イベントの開催	動植物に関するクイズラリー、ガイド、七夕まつりなどの来園者参加型イベントを企画・実施することにより、来園者増を図る。	【イベント参加者数】2,232人	【イベント参加者数】12,960人
行徳支所	自然観察案内人養成	保全意識の醸成と保全再生に向けた施策へつなぐため、自然観察案内人の養成のための講座を開催する。(H13開始)		【講座回数】15回 【参加者数】258人
学校教育部	学校版環境ISO認定事業	認定校では、具体的な実行プログラムが計画され、それぞれ工夫を凝らした特色ある環境への取り組みを実践する。(H15開始)		【延べ実施校数】35校

学校教育部	学習支援推進事業	家庭・地域・学校が一体となって、子どもの学びを支援し、環境教育を行う。	【実施校数】 39 校	【実施校数】 36 校
生涯学習部	稲作体験	稲作体験を通じ、自然や人とのふれあいや勤労と収穫の喜びを体験することにより、親子の情愛を深め、心豊かな子どもたちを育てる。(H13 開始)		【開催回数】 13 回 【参加者数】 1,391 人
生涯学習部	学芸員の派遣	体験学習が重視されるようになってきたため、特に小中学校の自然体験学習に学芸員を派遣し、学校の支援活動を行う。また、環境団体や市事業にも講師を派遣する。		【講師派遣件数】 35 件 【講師派遣件数】 682 件<累積>

ウ 環境学習の情報の提供

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
環境清掃部	環境ボランティアの活用	環境分野に知識をもち、他団体の活動や学習に協力してくれる人材（市民ボランティア）を登録し、活用を図る。	【登録者数】 21 人	【登録者数】 42 人
生涯学習部	生涯学習ガイドブックの発行	行政内の事業面との連携、情報の交換を行うため、ガイドブックを発行する。	【発行部数】 4,000 部	【発行部数】 4,000 部
生涯学習部	図書等環境コーナーの設置	中央図書館内に環境コーナーを設置し、最新の文献や歴史資料を整備する。	【書籍数】 3,329 冊 【貸出数】 7,371 冊	【書籍数】 4,266 冊 【貸出数】 2,918 冊

(7)地球環境問題への関心と理解の醸成

ア 地球環境問題の啓発

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
環境清掃部	エコライフ推進員制度	「エコライフ推進員」15名による啓発活動により、省エネに配慮したライフスタイルの普及促進を図る。(H15開始)		【啓発回数】36 【参加者数】2,968人
環境清掃部	クールアース・デー啓発	市民・事業者に対して、クールアース・デーでのライトダウンや様々なエコライフの取り組みを呼びかける。(H21開始)		【参加者数】586人
環境清掃部	エコライフパンフレット作成	エコライフ推進員との協働による啓発ツールを作成し、啓発時に市民へ配布する。(H15開始)		【冊子種類数】1 【配布数】1,000部

(8)地球環境問題への取組

ア 地球温暖化防止対策の推進

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
環境清掃部	環境家計簿の促進	環境家計簿を積極的に活用し、取り組みの普及促進を図る。当初は冊子による取り組みだったが、平成21年度からインターネットから環境家計簿に参加することができる制度を開始した。	【手段】冊子 【取組世帯数】746世帯	【手段】インターネット 【取組世帯数】615世帯
環境清掃部	市川市地球温暖化対策推進プランの策定	「市川市地球温暖化対策推進プラン」を策定し、市民・事業者・市が連携して、二酸化炭素排出量を削減するための施策を推進する。(H20策定)		【実績】プランの策定(H20) 【重点施策数】6
環境清掃部	緑のカーテンの推進	公共施設の壁面等に沿ってツル性植物を栽培することにより、エネルギー使用量の削減と外観による啓発を図る。(H21開始)		【設置施設数】18施設
環境清掃部	地球温暖化対策実行計画の推進	「市川市地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー・省資源化を推進するとともに、職員の意識高揚を図る。(H13開始)		【活動目標項目数】10項目 【二酸化炭素増減】H11比 -3.4%

イ オゾン層破壊の抑制

担当部署	事業名	事業概要 (目的、対象、内容、実施期間)	事業実績（事業指標の変化）	
			平成 12 年度	平成 21 年度
環境清掃部	フロン適正処理の推進	環境保全協定を締結した事業者にフロンの適正処理を要請します。	【要請数】94事業所	【要請数】72事業所

資料6 環境基準

(1)大気に関する環境基準

■大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること

■有害大気汚染物質の環境基準

項目	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

■微小粒子状物質に係る環境基準

項目	環境基準
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること

(2)水質に関する環境基準

■人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準	項目	環境基準
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
ヒ素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		

■生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ℓ以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100m以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/ 100m以下
C	水道3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以下 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—

■生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質等 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出され ないこと
B	水産 2 級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出され ないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等も含む）において不快を生じない限度

■東京湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の暫定目標（単位：mg/ℓ）

水域	該当類型	環境基準		暫定目標（平成 16 年度）	
		全窒素	全燐	全窒素	全燐
千葉港(甲)	海域Ⅳ	1 以下	0.09 以下	なし	なし
東京湾(イ)	海域Ⅳ	1 以下	0.09 以下	なし	なし
東京湾(ロ)	海域Ⅳ	1 以下	0.09 以下	1.2	なし
東京湾(ハ)	海域Ⅳ	1 以下	0.09 以下	なし	なし
東京湾(ニ)	海域Ⅲ	0.6 以下	0.05 以下	0.83	0.067
東京湾(ホ)	海域Ⅱ	0.3 以下	0.03 以下	0.43	0.044

(3)地質に関する環境基準

■土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境基準	項目	環境基準
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。	1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
		シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
有機燐	検液中に検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。	テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ヒ素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	1,3-ジクロロプロパン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
		チラウム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。	シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
		ふっ素	検液 1ℓにつき 0.08mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。	ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。		
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。		

■地下水の環境基準

項目	環境基準(mg/l)	項目	環境基準(mg/l)
カドミウム	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.02
シアン	検出されないこと	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
鉛	0.01	1,3-ジクロロプロペン	0.002
六価クロム	0.05	チウラム	0.006
ヒ素	0.01	シマジン	0.003
総水銀	0.0005	チオベンカルブ	0.02
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01
トリクロロエチレン	0.03	セレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
四塩化炭素	0.002	りん素	0.8
ジクロロメタン	0.02	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10
1,2-ジクロロエタン	0.004		
1,1,1-トリクロロエタン	1	pH	5.8~8.6
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	電気伝導度	-, 単位: ms/m

(4)騒音及び振動に関する環境基準

■一般地域（道路に面する地域以外の地域）の環境基準

地域類型	環境基準		該当地域
	昼間	夜間	
	午前6時～ 午後10時	午後10時～ 翌日の午前6時	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	該当なし
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第1種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域に接する地先
B			第1種住居地域、第2種住居地域、江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第1種住居地域及び近隣商業地域に接する地先
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

■道路に面する地域の環境基準

地域の区分	環境基準	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

環境基準	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間:45 デシベル以下、夜間:あっては40 デシベル以下）にすることができる。	

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）等をいう。

(5)ダイオキシン類に関する環境基準

■ダイオキシン類に関する環境基準

媒体	環境基準
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

環境基準は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

資料7 市川市総合計画との整合

本計画の体系は前節に定めたとおりですが、それ以外の施策についても多様な視点を持つことにより更なる充実が期待されます。市川市総合計画第二次基本計画では、これらを「いちかわ いろいろアプローチ」の考え方とし、45の施策分野それぞれに10の視点を意識した「いちかわらしい」施策展開を目指しています。

■ 「いちかわ いろいろアプローチ」の10の視点

① 環境の保全・創造の視点	⑥ 子育ての支援の視点
② 安全・安心の向上の視点	⑦ 教育の振興の視点
③ ユニバーサルデザインの推進の視点	⑧ 協働の推進の視点
④ 健康の増進の視点	⑨ 地域経済の活性化の視点
⑤ 文化の振興の視点	⑩ ICTの利活用の視点

市川市総合計画第二次基本計画において、「環境の保全・創造の視点」と計画策定時に既に関連している施策の方向及び施策の大分類について、次ページの表にまとめました。これらは「環境の保全及び創造」を主目的として実施されていないものも含まれるため、本計画の体系に入っていないものがあります。市川市総合計画第二次基本計画の評価においては、すべての施策の大分類ごとに、定期的に施策評価レポートを発行し、その中に「いちかわ いろいろアプローチ」に基づく取り組み事例について取りまとめて市民に公開することとしていますので、本計画の体系に偏らず、「環境の保全・創造の視点」を意識して、必要な部署間の連携を綿密にし、施策展開を行っていきます。

■ 「環境の保全・創造」アプローチに関連する施策

市川市総合計画第二次基本計画における基本目標	施策の大分類	環境の保全・創造の視点	市川市環境基本計画との関連
基本目標1 真の豊かさを感じるまち			
健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります	保健・医療	○	
	子育て	○	
	社会保障・住まい	○	
	スポーツ	○	
豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます	子どもの教育	○	
生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります	生涯学習	○	
基本目標2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち			
文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします	文化的資産	○	
基本目標3 安全で快適な魅力あるまち			
安全で安心して暮らせるまちをつくります	治水	○	☆
	防犯	○	
快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます	道路・交通	○	☆
	下水道	○	☆
	住宅・住環境	○	
	公共施設	○	
自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります	土地利用	○	
	景観	○	☆
産業を振興し、活力あるまちをつくります	商工業	○	
	都市農業	○	☆
	水産業	○	☆
基本目標4 人と自然が共生するまち			
自然を大切に、やすらぎと潤いのあるまちをつくります	自然環境	○	☆
	公園・緑地	○	☆
	河川・水辺	○	☆
環境への負荷の少ないまちをつくります	地球環境	○	☆
	生活環境	○	☆
廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります	資源循環型社会	○	☆
基本目標5 市民と行政がともに築くまち			
まちづくりのための新しいコミュニティをつくります	地域コミュニティ・市民活動	○	☆
分権時代にふさわしい行財政運営を推進します	広域行政	○	☆

※注意 ・本表内の「施策の方向」、「施策の大分類」、並びにそれらの内容は、市川市総合計画第二次基本計画において、記載されている語句です。本計画の記載内容と調整をしておりますが、若干異なる場合があります。

・本表内の記号 ○計画策定時に関連がある ☆本計画の体系内

資料8 計画策定の経緯

会議・開催日	議題等
市民意向調査 (平成21年12月)	・「市川市総合計画第二次基本計画策定に係る調査」として実施
第6期環境市民会議 (平成21年7月～平成22年1月)	・「みんなで築く 持続可能な社会のために」提案
関係部署による事業調査 (平成22年6月)	
第1回環境マネージャー全体会議 (平成22年7月9日)	・「次期環境基本計画の策定について」
第1回環境調整会議 (平成22年7月15日)	・「次期環境基本計画の策定について」
第1回環境審議会 (平成22年8月27日)	・「環境基本計画について」(報告)
第2回環境審議会 (平成22年11月11日)	・「環境基本計画について」(報告)
関係部署からの意見募集 (平成23年1月)	・「次期環境基本計画(素々案)」
第3回環境審議会 (平成23年1月25日)	・「(仮称)第二次環境基本計画の策定について」(諮問)
第3回環境マネージャー全体会議 (平成23年2月9日)	・「(仮称)第二次環境基本計画の策定について」
パブリックコメント実施 (平成23年2月12日～3月14日)	・「『(仮称)第二次環境基本計画』(素案)への意見募集」
第1回担当者説明会 (平成23年2月17日)	・「(仮称)第二次環境基本計画の策定について」(素案の説明)
関係部署からの意見募集 (平成23年2月～3月)	・「(仮称)第二次環境基本計画(素案)」
第2回担当者説明会 (平成23年4月14日)	・「(仮称)第二次環境基本計画の策定について」(パブリックコメント実施結果の説明)
第1回環境マネージャー全体会議 (平成23年5月26日)	・「(仮称)第二次環境基本計画の策定について」
第1回環境審議会 (平成23年6月28日)	・「第二次環境基本計画(案)について」
第2回環境審議会 (平成23年7月29日)	・「第二次環境基本計画(案)について」
第1回環境調整会議 (平成23年8月12日)	・「第二次環境基本計画(案)について」
第3回環境審議会 (平成23年10月7日)	・「第二次環境基本計画(案)について」
第4回環境審議会 (平成23年11月17日)	・「第二次環境基本計画(答申案)について」

環境審議会（手交式） （平成 23 年 12 月 15 日）	・「第二次環境基本計画の策定について」（答申）
第 3 回担当者説明会 （平成 24 年 1 月 13 日）	・「第二次環境基本計画の策定について」 （計画案の説明）
第 3 回環境マネージャー全体会議 （平成 24 年 1 月 25 日）	・「第二次環境基本計画の策定について」 （計画案の説明）
第 2 回環境調整会議 （平成 24 年 2 月 3 日）	・「第二次環境基本計画の策定について」 （計画案の説明）
（平成 24 年 3 月 14 日）	第二次環境基本計画の策定

資料9 用語解説

<あ行>

■アスベスト（石綿）

天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐磨耗性に優れ、酸、アルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性があります。この特性から、高度成長期（昭和45年～平成2年）には、建築工事の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきました。しかし、アスベストの繊維は極めて細いため、気づかないうちに人体に吸い込み蓄積されると、肺がんや中皮腫など健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、曝露から発症まで20年から50年と潜伏期間が長いことが特徴です。

■硫黄酸化物

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質です。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄（SO₂：亜硫酸ガス）であり、無水硫酸（SO₃）が若干混じり、環境基準は、二酸化硫黄について定められています。硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりします。

■市川市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、長期的・総合的視点に立って計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針を定めた計画です。「ごみ処理編」と「生活排水処理編」から構成され、平成21年度に改正しました。

■市川市教育振興基本計画

市川市の教育が目指す基本的な方向と目標を明確にして、その実現に必要な施策を計画的・総合的に実施することをねらいとして、平成21年3月に策定しました。

■市川市景観基本計画

市川市における景観まちづくりの考え方を明らかにするとともに、その実現に向けて市民・事業者と行政の協働による景観まちづく

り活動の指針として、平成16年5月に策定しました。

■市川市健康都市プログラム

WHOの大憲章にある「健康を維持することは人類の基本的な権利である」という考えに基づき、市川市の健康都市施策の基本的な考え方及び施策の方向を示すものです。市民の健康と、健康の決定要因の現況を明らかにし、将来に向かってこれらの課題にどのように対応していくかの政策推進のプログラムであり、平成17年3月に策定しました。

■市川市自然環境保全再生指針

自然環境の保全再生に係る市川市の市政を示すとともに、自然環境の科学的な評価に基づいた目標、方針及び配慮事項を示し、平成18年3月に策定しました。

■市川市生涯学習推進計画

生涯学習の考え方や関連事業を総合的に進めるための方向を踏まえ、今後取り組むべき施策や事業の具体化を図ることと、様々な分野の計画との整合性を図りながら、総合的な施策として推進していくために策定しました。市川市教育振興基本計画の部門別計画として位置づけられていて、平成22年8月に第三次の計画を策定しました。

■市川市生活排水対策推進計画

市川市が生活排水対策重点地域に千葉県から指定されたことを受け、生活排水対策の方向を定めた計画です。平成15年3月に改訂版を策定しました。

■市川市総合計画

長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、行政の各分野における計画や事業展開の指針となると同時に、市民と行政の共通の将来目標となるものです。「基本構想」「基本計画」「総合5カ年計画」から構成されています。

■市川市総合交通計画

各交通機関に関わる施設の整備や交通サービスの提供等、ハード・ソフトが一体となった総合的な交通体系を構築するため、施策を総合的、一体的、効率的に考えた長期的な計画として、平成 21 年 4 月に改定しました。

■市川市都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に基づき、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるものであり、市川市総合計画に示された将来都市像を具体化していくための基本的な方針として、平成 16 年 3 月に策定しました。

■市川市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、市川市の事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源に関して記述した計画です。平成 19 年 7 月に改正しました。

■市川市地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条に基づき、市川市から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、平成 21 年 3 月に策定しました。

■市川市の放射線量低減の取り組みに係る基本方針

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が放出されたことによる環境汚染の影響に関する対策について、今後の方針と取り組みを定めた基本方針です。平成 23 年 9 月に策定し、同年 11 月に改訂しました。

■市川市分別収集計画

容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 8 条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集及び 3R を推進し、資源の有効利用を図るための計画です。具体的な推進方を明らかにして、平成 22 年 6 月に第 6 期となる計画を策定しました。

■市川市みどりの基本計画

市内の貴重な緑地を保全し、潤いや安らぎのある新たな公園・緑地の整備に向けた基本的な方策を定めるものとして、平成 16 年 3 月に策定しました。

■一酸化炭素

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生し、主な発生源は自動車です。一酸化炭素が体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経をまひさせたりします。

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

■雨水貯留・浸透施設

雑用水や防火用水として利用するために雨水を貯留したり、流出抑制や地下水などの枯渇防止のために雨水を地下に浸透させる施設のことです。都市型水害の軽減にも繋がります。

■エコドライブ

環境に配慮した、排出ガスをあまり出さない運転の仕方のことです。具体的にはアイドリングストップや一定速度での走行を心がけ、急発進・急停止をしないことなどがあります。

■エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称です。

■エコポイント

市川市が指定するボランティア活動や清掃活動などに参加することで、付与される地域ポイント（制度）のこと。ポイントがたまると、市川市が指定する施設を無料で利用できたり、市川市が発行している一部の図書等と交換ができます。

■エコライフ推進員制度

市川市が委嘱した推進員が、市民に対してエコライフ（環境にやさしい生活）の様々な取り組みを紹介したり、地球温暖化の現状やその対策などに関する知識の普及を行うために活動する制度です。第3期市川市環境市民会議の提案を受けて、平成15年8月に発足しました。

■エネルギー・環境会議

エネルギーシステムの歪み・脆弱性を是正し、安全・安定供給・効率・環境の要請に応える短期・中期・長期からなる革新的エネルギー・環境戦略を政府一丸となって策定することを目的として、国家戦略担当大臣を議長として平成23年6月に設置された会議です。

■オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれています。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしています。

■温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体です。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっています。

<か行>

■外来種

国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種です。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっています。

■学校版環境 ISO

学校全体でごみの減量やリサイクル、省エ

ネルギーなどについて自ら目標を立て、継続的に取り組み、その成果をチェックする体制を整え推進していく仕組みです。各学校が、市川市から認定を受けて行っています。

■環境影響評価

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うことです。わが国においては、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家や環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されています。

■環境家計簿

家庭での電気・ガスなどのエネルギーの使用量を記入し、どのくらいの二酸化炭素などが排出されているかを知ることができる家計簿のことです。地球温暖化を防止するとともに、家計の節約にも役立ちます。

■環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めています。この基準は法令に基づく行政上の目標であり、規制基準ではありません。

■環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。公害対策基本法に代わって平成5年11月に公布・施行されました。

■環境マネジメント

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことです。このシステムの国際規格であるISO14001は、国際標準化機構から発行されています。

■京都議定書

平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択され、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意されました。平成17年2月に発効されました。

■空間放射線量（率）

対象とする空間の単位時間当たりの放射線量のことで、外部被ばくの程度を示す指標です。周辺の環境や気象によって変化し、降雨等により一時的に上昇したり、積雪によって減少したりすることがあります。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。

■クールアースデー

毎年7月7日を「クールアースデー」と、平成20年6月に定められました。国民全体が環境問題の大切さを再認識するため、全国的にさまざまなイベントを実施する日です。

■光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。

■公共下水道

主として市街地の下水を排除、処理するためのもので、市町村が管理しています。合流式は、汚水及び雨水を同一の管きよで排除し処理する方式で、分流式下水道に比べ管路施設の建設が容易ですが、雨天時の未処理下水に関する問題が懸念されています。

■交通量

主として道路のある地点を、単位時間に通過する自動車・自転車・歩行者などの数です。単に交通量という場合には自動車についてを意味します。

<さ行>

■最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には原則とされている埋立てにより処分されています。この最終処分を行う施設が最終処分場です。埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

■再使用（Reuse）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3)ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

■再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称です。

具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをいいます。

■再生利用（Recycle）

廃棄物等を原材料として再利用することです。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することを「マテリアルリサイクル」、化学

的に処理して利用することを「ケミカルリサイクル」といいます。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要があります。

■酸性雨

二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質は、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってきます。それには 2 種類あり、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で沈着する場合と、ほかの一つは、ガスや粒子の形で沈着する場合があります。当初はもっぱら酸性の強い雨のことにのみに関心が寄せられていましたが、現在ではより幅広く、「酸性雨」は両方を合わせたものとしてとらえられ、より科学的には「酸性沈着」という用語が使用されています。

■自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局です。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

■じゅんかんパートナー

循環型社会の構築に取り組む地域コミュニティの形成において、地域を中心とした活動の活性化とともに、地域活動を担う人材の育

成を推進するために、市川市が廃棄物減量等推進員として認定した市民のことです。

■浄化槽

水洗し尿や生活排水を沈澱分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒、放流する装置のことです。水洗し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽と呼ばれます。

■生態系

あるまとまった地域に生活する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムをさします。池、森、山、海域などが、それぞれひとつの生態系として扱われます。生態系の中では生物同士、また生物と環境が互いに影響しあいつつ継続的な安定した関係を保っています。開発などによる自然の改変は、その地域の生態系のバランスを崩し、そこに住んでいたいくつかの生物を滅ぼしたりして、生態系の内容を変えてしまうおそれがあります。

■生物多様性

生物は地球上のあらゆる場所に見られ、その色・形・大きさ、行動、生活史など、極めて変化に富んでおり、こうしたすべての生物の変異を「生物多様性」といいます。生物の変異は、遺伝子、種、生態系という、それぞれのレベルで捉えることができます。

■絶滅危惧種

地域の急速な環境変化、移入生物、乱獲などが原因で、絶滅したり、絶滅寸前の追いやられている動植物の種を分類するものです。大きくは絶滅危惧Ⅰ類と絶滅危惧Ⅱ類があり、前者は、ごく近い将来、または近い将来に絶滅の危険性が高いもの、後者は、絶滅の危機が増大しているものと定義されています。

■騒音レベル

音は、同じ音圧でも周波数が違うと、人間の耳には違う大きさの音として感じられます。耳の感覚補正を組み込んだ騒音計で計った値を騒音レベルといいます。

<た行>

■ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンとポリ塩化ジベンソフランに加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルと定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されていて、研究が進められていますが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。

■太陽光発電システム

光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを利用して発電を行うシステムのことです。従来の発電方法より、温室効果ガスの発生を抑制できます。

■炭化水素

炭素と水素とからできているものを炭化水素といい、メタン、エタン、プロパン、アセチレン、ベンゼン、トルエン等があります。これらは、有機溶剤や塗料、プラスチック製品等の原料として使用されていて、主として塗料・印刷工場、化学工場やガソリンスタンド等の貯蔵タンクからも発生するほか、自動車等の排出ガスにも含まれています。

■地球温暖化

地球表面の気候や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象のことです。近年、産業の発展を始めとした人間活動の活発化に伴い、温室効果ガスの濃度が増加することによって地球規模での気温の上昇が進行していて、問題になっています。

■地産地消

「地域で生産されたものをその地域で消費すること」を基本とした活動のこと。産地から近ければ輸送コストがかからないため、エネルギー資源の抑制が期待できる。

■窒素酸化物

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、

その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様です。燃焼の過程では一酸化窒素として排出されるが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素となる。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つとなります。

■中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することです。さらに、再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

■低公害車

既存のガソリン車やディーゼル車と比べ、二酸化炭素や窒素酸化物などの排出量が少ない自動車です。電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等が実用化されています。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、普及が進められています。

■東京外郭環状道路（外環道路）

都心から放射状に延びる各高速道路や主要国道をつなぐことによって、都心方向に集中する交通を分散、導入して、都心の交通渋滞解消や首都圏全体の交通の流れをスムーズにする役割を担う道路です。

■特定外来生物

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、飼養、栽培、保管、運搬、輸入、野外に放つこと等を規制されている生物です。

■特別緑地保全地区

都市内に残された緑地を県知事または市町村長が計画決定することにより、一定規模以上の建築行為、木竹の伐採などの行為について許可制とし、現状凍結的な厳しい規制を行い保全する地区です。この代償措置として損失補償、土地の買い取り及び固定資産税の減

免措置等がとられています。

〈な行〉

■内分泌かく乱化学物質

内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性化学物質または混合物のことです。

■二酸化硫黄

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっています。

■熱回収

廃棄物等から熱エネルギーを回収することです。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯等に利用している事例が見られます。

〈は行〉

■バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

■排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方です。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にあります。

■ばいじん

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質のことです。

■発生抑制（Reduce）

廃棄物の発生自体を抑制することです。再使用、再生利用に優先されます。発生抑制のため、事業者には、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取り組みが求められています。また、消費者には、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが求められています。

■ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象のことです。

■ビオトープ

野生生物が生息・生育する空間であり、その状態を保持またはそれを目指して管理される場所のことです。

■東日本大震災

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により東日本の各地に甚大な被害を及ぼした災害のこと。

地震や巨大津波とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質による環境汚染など複合的なものとなり、我が国にとって未曾有の国難となっています。

■干潟

干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達します。浅海域生態系の一つであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしています。

■光害

良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況です、又はそれによる悪影響をさします。

■微小粒子状物質

浮遊粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものです。健康への影響が懸念されています。

■富栄養化

湖沼や内湾の水質が、窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移することです。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となります。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっています。

■浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロソルなど）のうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。

■フロン類

クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロフルオロカーボンといった化学物質の総称です。クロロフルオロカーボンとハイドロクロロフルオロカーボンはオゾン層破壊効果を持ち、ハイドロフルオロカーボンは強い地球温暖化効果を持ちます。

■プリシード-プロシードモデル (PRECEDE-PROCEED Model)

米国、カナダを中心に、世界各地でよく用いられているヘルスプロモーションや保健プログラムの企画・評価モデルです。

プリシードは、9つの段階に分けた際の1~5の段階を指します。教育・環境の診断と評価のための前提・強化・実現要因の略であり、ニーズアセスメントの段階です。

①社会診断：コミュニティの情報活動を通じてニーズを知り、何を欲しているか確定する

②疫学診断：健康問題を明らかにし介入の

優先順位を定める

③行動・環境診断：2で選ばれた健康問題にかかわる行動・環境要因を明らかにする

④教育・組織診断：健康行動の準備・実現・強化要因を明らかにする

⑤運営・政策診断：介入プログラムの実行へ向けた最終的な戦略や計画を定める

プロシードとは、6~9までの段階を指します。教育・環境の開発における政策的・法規的・組織的要因の略であり、健康増進計画の発展段階のことです。

⑥実施：健康増進プログラムの実施

⑦経過評価：計画通りに実施されているか評価する

⑧影響評価：前提・実現・強化要因や変化の度合いを評価する

⑨結果評価：最終的なプログラムの効果を評価する

■分散型エネルギー

従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所等で作られて供給されるエネルギーに対して、そのエネルギーを必要とする場所の近くの地域ごとに分散して発電等がなされその地域内で使用されているエネルギーを意味します。環境問題への対応、防災・バリアフリーへの対応、経済的メリットの追及などを目的として近年は導入が進められています。

■粉じん

物の破砕、選別その他の機械的処理等に伴い発生、飛散する物質です。

■放射線

ある特定の原子核が別の原子核に変化(壊変または崩壊)する際に放出される高速の粒子や、高いエネルギーを持った電磁波のことをいいます。放射線には、アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他、エックス線、中性子線、重粒子線などいろいろな種類があります。

■放射能

放射線を放出する能力を意味する言葉で、数量的には1秒間あたりに壊変または崩壊する原子核の数で示されます。

<ま行>

■マイバッグ運動

ごみの発生抑制と石油の利用を抑えて二酸化炭素の排出抑制にもつながるレジ袋削減への取り組みとして、買い物袋の持参を促進する運動のこと。なお、マイバッグの持参が商品等の窃取（万引き）の温床になっているとの指摘もあり、このような視点からの配慮が必要とも言われている。近年、一部のスーパー等では自発的にレジ袋の有料化や簡易包装などのごみ発生抑制にも取り組んでいます。

<や行>

■有害大気汚染物質

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡ってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質です。

■優先取組物質

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質のうち、大気汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度がある程度高いと考えられる物質が優先取組物質として指定されています。地方公共団体のモニタリング等が規定されていて、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類について環境基準が設定されています。

■要請限度

総理府令で定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値です。この値を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合、市町村長は道路管理者等に対し、改善措置を要請することができます。

■余熱利用施設「クリーンスパ市川」

一般廃棄物の中間処理施設のごみ焼却時に発生する熱を有効活用して、主にプールや温浴施設からなる施設のことです。平成19年9月に整備され、PFI事業（民間の資金やノウハウを利用している）で運営されています。

<ら行>

■ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」です。日本は昭和55年に加入しました。国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全と賢明な利用を推進することを目的としていて、平成22年3月現在、わが国では37か所の湿地が登録されています。

■流域下水道

下水道のうち、2つ以上の市町村内の排水を集め、終末処理場で処理するものをさし、県が管理しています。

■レッドデータブック

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた本です。

■レッドリスト

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリストです。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたものです。

<アルファベット・数字>

■BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量です。値が大きいほど水質汚濁は著しいことを意味します。

■COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものです。値が大きいほど水質汚濁は著しいことを意味します。

■COP（Conference of the Parties）

条約の締約国会議を意味する略称です。COP17は、気候変動枠組条約第17回締約

国会議を意味し、平成 23 年 11 月 28 日から 12 月 11 日まで南アフリカ共和国ダーバンにおいて開催されました。会合では、将来の枠組みに関する法的効力を有する合意成果を 2020 年から発効させるという道筋への合意、京都議定書第二約束期間の設定に向けた合意などの成果がありました。なお、我が国は第二約束期間に参加しないことを明らかにしました。

■e-モニター制度

市民の意見を広く集め市政に反映していくために、市川市が運営する登録制のアンケート制度のことです。モニターとして登録した人に、電子メールで市からアンケートや情報を発信し、回答するものです。

■IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

昭和 63 年に、国連環境計画と世界気象機関により設立されました。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを任務としています。5~6 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。

■NPO (NonProfit Organization)

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

■PDCA サイクル

品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進する手法のことです。具体的には、計画 (Plan) ⇒ 実行 (Do) ⇒ 評価 (Check) ⇒ 見直し (Act) という手順を繰り返し、活動を円滑に進めます。

■pH (水素イオン濃度)

水の酸性・アルカリ性を表す指標です。中性は 7 で、数字が小さいほど酸性度が高いことを意味します。

■3R

Reduce (廃棄物等の発生抑制)、Reuse (再使用)、Recycle (再生利用) の 3 つの頭文字をとったものです。循環型社会を構築していくためのキーワードです。

第二次市川市環境基本計画

発行日 平成 24 年 3 月
発行者 市川市環境部環境政策課
〒272-0033
千葉県市川市市川南 2 丁目 9 番 12 号
TEL 047-712-6305
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

出典 イラスト：「市川市総合計画 第二次基本計画」など
写真：「いちかわ景観 100 選」など
